

令和6年度 事業概要

水道事業

工業用水道事業

下水道事業

集落排水事業

呉市上下水道局

目 次

第1章 水道事業

1 概況

(1) 施設の概要	1
(2) 施設能力及び配水系統図	2
(3) 給水区域概要図	3
(4) 業務概況	4
(5) 給水戸数及び給水人口の推移	5

2 業務状況

(1) 取水量	6
(2) 配水量	7
(3) 有収水量	7
(4) 配水量分析	8
(5) 水質基準項目検査	9
(6) 配水管布設延長及び消火栓設置数	10
(7) 導送配水管修繕工事施行件数	11
(8) 給水装置修繕工事施行件数	11
(9) 水道メータ設置個数	12
(10) 水道メータ取替個数	12
(11) 水道料金収納状況	13
(12) 分担金調定状況	15

3 料金・分担金

(1) 水道料金表	16
(2) 分担金	17

4 財務

(1) 損益計算書	18
(2) 資本的収入及び支出	20
(3) 貸借対照表	21

5 経営分析

第2章 工業用水道事業

1 概況

(1) 業務概況	25
----------	----

2 業務状況

(1) 配水量	26
(2) 給水先事業所別使用水量	26
(3) 配水管布設延長	27
(4) 導送配水管修繕工事施行件数	28
(5) 工業用水道料金収納状況	28

3 工業用水道料金表

4 財務

(1) 損益計算書	29
(2) 資本的収入及び支出	30
(3) 貸借対照表	31

5 経営分析

第3章 下水道事業

1 概況	
(1) 業務概況	35
(2) 普及率の現況及び推移	36
2 整備計画の概要表	
(1) 全体計画	37
(2) 事業計画	37
3 汚水の状態	
(1) 整備状況	38
(2) 汚水の整備状況図	39
(3) 管渠の整備状況	40
(4) ポンプ場の整備状況	40
4 雨水の状態	
(1) 整備状況	41
(2) 雨水の整備状況図	41
(3) 管渠の整備状況	42
(4) ポンプ場の整備状況	42
5 終末処理場の整備状況	43
6 運転状況等	
(1) ポンプ場の運転状況	44
(2) 処理場の運転状況	45
(3) 排水水質等の規制	49
(4) 下水道使用料の収納状況	51
(5) 下水道事業受益者負担金・分担金の 収納状況	51
7 使用料, 受益者負担金等	
(1) 下水道使用料表	52
(2) 井戸水使用者について	53
(3) 下水道事業受益者負担金・分担金	53
8 普及促進対策	
(1) 水洗便所等改造資金利子補給制度	54
(2) 呉市私道内下水道管布設制度	56
9 財務	
(1) 損益計算書	57
(2) 資本的収入及び支出	58
(3) 貸借対照表	59
(4) セグメント情報	61
10 経営分析	62

第4章 集落排水事業

(1) 業務概況	65
(2) 業務分析	65
(3) 整備状況	66
(4) 処理施設の状況	67
(5) 処理場	67
(6) 集落排水処理施設使用料	68
(7) 集落排水事業受益者分担金	68
(8) 水洗便所等改造資金利子補給制度	68
(9) 財政状況(セグメント情報)	68

資料

1 組織図	69
2 沿革	
(1) 水道事業	70
(2) 工業用水道事業	73
(3) 下水道事業	74
(4) 集落排水事業	76
(参考) 簡易水道事業	77
3 年表	
(1) 水道事業	80
(2) 工業用水道事業	86
(3) 下水道事業	88
4 料金・使用料等の変遷	
(1) 水道料金	91
(2) 分担金(水道)	93
(3) 工業用水道料金	93
(4) 下水道使用料	94
5 その他	
(1) 維持管理区分	96
(2) 上下水道財政のしくみ	97
(3) 下水処理フロー	99

第 1 章 水 道 事 業

1 概況

(1) 施設の概要(工業用水道を含む。)

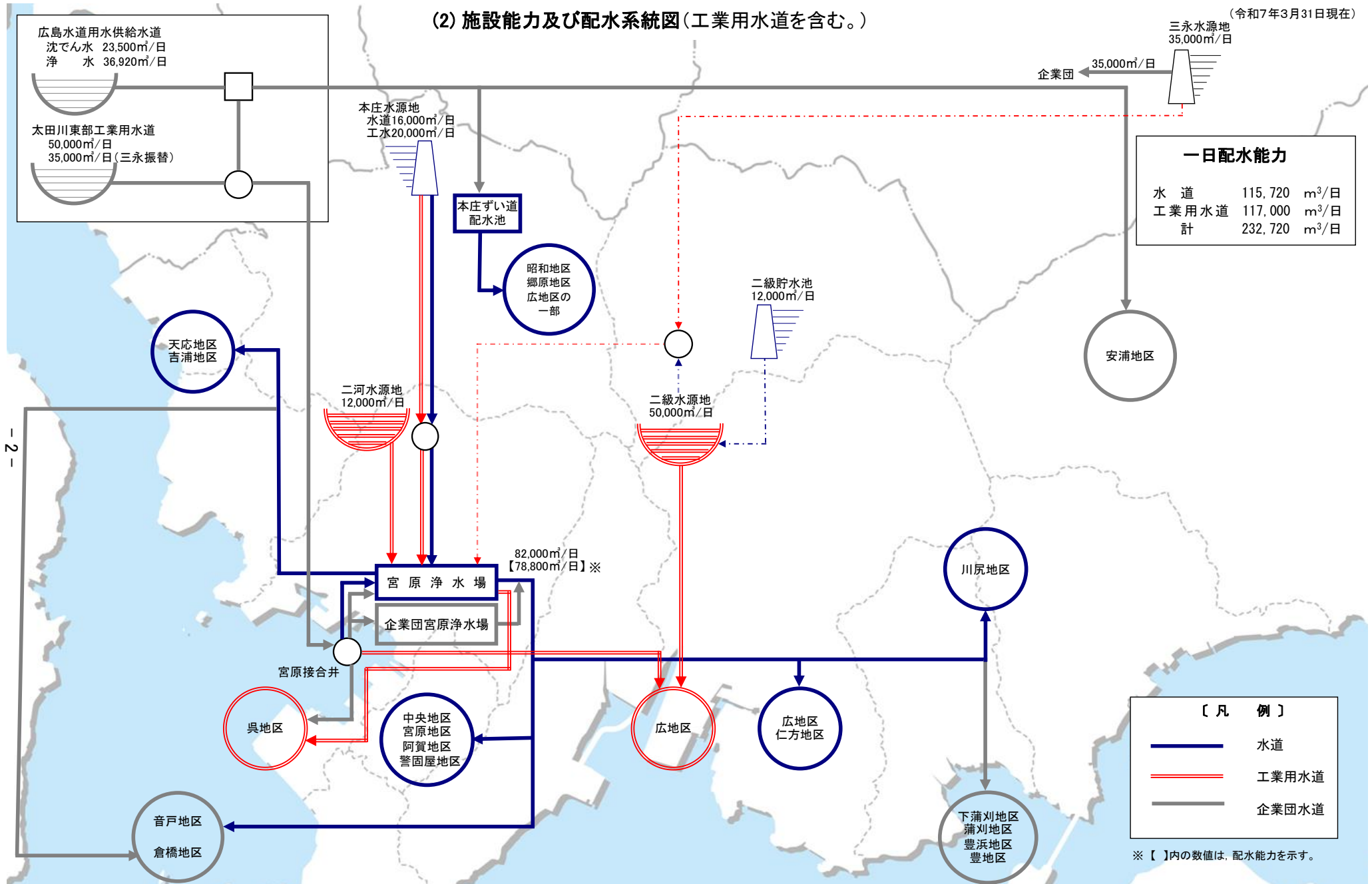
(令和7年3月31日現在)

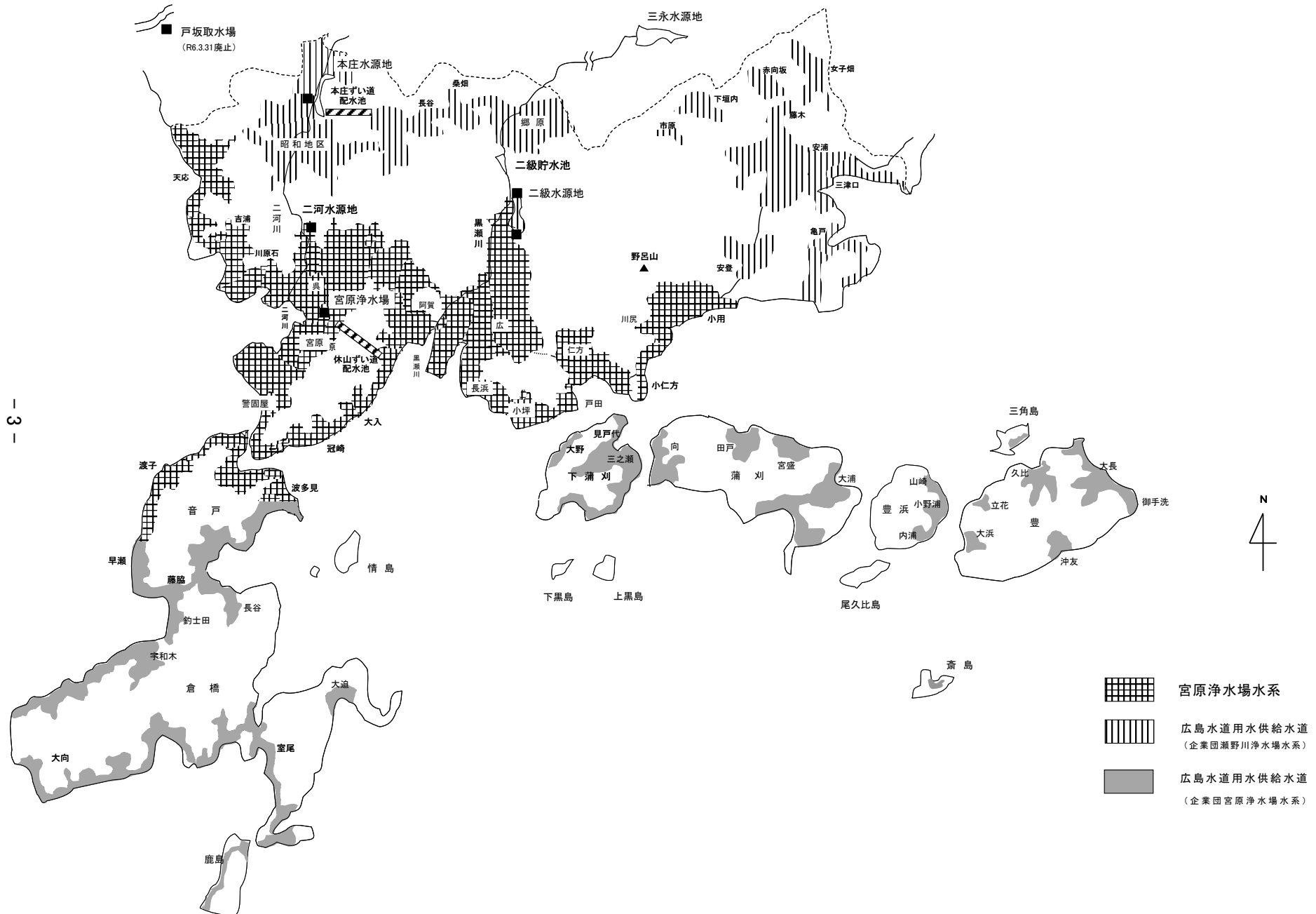
水源	水源地名	貯水及び取水能力	導水管延長	浄水場名	浄水施設		送水管延長	配水池数	配水池容量	1日配水能力		
					急速ろ過池 数合計	1日 ろ過能力				上水道	工業用水道	合計
太田川	広島水道用水 供給水道	浄水 (本庄水系) (受水) 16.96千m ³ /日	m —	—	池 —	m ³ —	66,396	池 13	m ³ 15,280	m ³ 16,960	m ³ —	m ³ 16,960
		浄水 (安浦水系) (受水) 5.1千m ³ /日	—	—	—	—		10	4,039	5,100	—	5,100
		浄水 (宮原水系) (受水) 14.86千m ³ /日	—	—	—	—		46	8,739	14,860	—	14,860
		沈でん水 (受水) 23.5千m ³ /日	—	宮原浄水場	(1) 6	82,000		38	72,323	78,800	67,000	145,800
	太田川東部 工業用水道	(取水) 50千m ³ /日	—									
		三永水源地振替分 (取水) 35千m ³ /日										
	二河川	二河水源地	(取水) 12千m ³ /日	5,727								
本庄水源地		(貯水) 1,959千m ³ (取水) 36千m ³ /日	9,829									
黒瀬川	二級水源地	(取水) 50千m ³ /日	606	—	—	—		—	—	—	50,000	50,000
	三永水源地	(貯水) 2,640千m ³ (取水) 35千m ³	23,115	—	—	—		—	—	—	—	—
	二級貯水池	(取水) 12千m ³ /日	—	石内浄水場を廃止したため、取水はない。								
合 計		(取水・受水) 255.42千m ³ /日	39,277	—	(1) 6	82,000	66,396	107	100,381	115,720	117,000	232,720

(注) 1 工業用水道施設を含む。
2 ろ過池数の()は、予備池数で内数

(2) 施設能力及び配水系統図(工業用水道を含む。)

(令和7年3月31日現在)



$$\begin{array}{c} | \\ \omega \\ | \end{array}$$


(4) 業務概況

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口		人	216,273	211,359	208,096	203,549	199,481
行政区域内世帯数		世帯	108,381	106,718	106,337	105,256	104,282
計画給水人口		人	251,400	251,400	251,400	251,400	251,400
給水人口		人	214,708	209,780	206,536	202,028	197,926
普及率		%	99.3	99.3	99.3	99.3	99.2
給水戸数		戸	111,516	110,788	110,174	109,649	108,599
給水件数		件	104,414	103,583	103,009	102,507	101,399
配水管延長		m	1,301,232	1,293,723	1,294,509	1,289,787	1,289,815
配水能力		m ³ /日	115,720	115,720	115,720	115,720	115,720
年間配水量		m ³	23,404,808	22,782,551	22,493,082	22,089,011	21,892,562
1日平均配水量		m ³	64,123	62,418	61,625	60,352	59,980
1日最大配水量		m ³	(1月11日) 76,107	(12月31日) 69,311	(1月26日) 76,184	(1月30日) 67,610	(2月14日) 67,649
年間有収水量		m ³	21,522,668	21,015,339	20,280,509	20,072,343	19,671,026
年間無収・無効水量		m ³	1,882,140	1,767,212	2,212,573	2,016,668	2,221,536
有収率		%	92.0	92.2	90.2	90.9	89.9
負荷率		%	84.3	90.1	80.9	89.3	88.7
施設利用率		%	55.4	53.9	53.3	52.2	51.8
最大稼働率		%	65.8	59.9	65.8	58.4	58.5
給水人口一人当たり 有収水量(一般用)		m ³	100	100	98	99	99
一人1日最大配水量		ℓ	354	330	369	335	342
職員 数	常勤職員	人	92	90	92	86	86
	再任用(短時間)	人	3	5	4	9	11

- (注) 1 給水戸数は給水を受けている戸数, 給水件数は水道使用契約の件数を示す。
2 配水管延長は, 令和3年度から, 水道施設情報管理システムを使用して算定している。
3 令和5年度までの職員数に上下水道事業管理者は含まない。なお, 令和6年度から上下水道事業管理者を置かず, 市長が管理者の権限を行っている。

(5) 給水戸数及び給水人口の推移

(単位:戸、人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央地区	給水戸数	28,807	28,672	28,477	28,304	27,992
	給水人口	48,384	47,652	46,935	46,073	45,195
宮原地区	給水戸数	3,893	3,798	3,837	3,812	3,756
	給水人口	6,977	6,762	6,631	6,439	6,246
吉浦地区	給水戸数	4,753	4,781	4,686	4,611	4,617
	給水人口	9,729	9,576	9,394	9,132	8,916
警固屋地区	給水戸数	2,373	2,290	2,302	2,257	2,235
	給水人口	4,189	3,994	3,915	3,790	3,658
阿賀地区	給水戸数	7,512	7,383	7,337	7,267	7,195
	給水人口	14,750	14,349	14,092	13,740	13,457
広地区	給水戸数	22,611	22,633	22,491	22,456	22,323
	給水人口	45,289	44,427	43,873	42,915	42,331
仁方地区	給水戸数	2,956	2,925	2,879	2,895	2,812
	給水人口	6,096	5,966	5,835	5,740	5,606
天応地区	給水戸数	1,894	1,898	1,859	1,851	1,844
	給水人口	3,798	3,761	3,672	3,624	3,578
昭和地区	給水戸数	13,902	13,816	13,814	13,828	13,699
	給水人口	32,100	31,473	31,149	30,463	29,934
郷原地区	給水戸数	1,806	1,793	1,787	1,797	1,770
	給水人口	3,955	3,835	3,788	3,691	3,587
川尻地区	給水戸数	3,688	3,638	3,625	3,621	3,571
	給水人口	8,034	7,677	7,524	7,412	7,267
音戸地区	給水戸数	5,715	5,649	5,595	5,565	5,540
	給水人口	10,931	10,565	10,426	10,238	9,945
安浦地区	給水戸数	4,356	4,337	4,344	4,334	4,310
	給水人口	9,994	9,724	9,568	9,357	9,142
倉橋地区	給水戸数	3,010	2,996	2,980	2,958	2,923
	給水人口	4,816	4,582	4,480	4,364	4,250
下蒲刈地区	給水戸数	836	816	816	803	791
	給水人口	1,322	1,271	1,216	1,156	1,106
蒲刈地区	給水戸数	1,139	1,122	1,118	1,101	1,095
	給水人口	1,499	1,464	1,421	1,381	1,330
豊浜地区	給水戸数	960	960	948	932	902
	給水人口	1,220	1,160	1,130	1,096	1,028
豊地区	給水戸数	1,305	1,281	1,279	1,257	1,224
	給水人口	1,625	1,542	1,487	1,417	1,350
合計	給水戸数	111,516	110,788	110,174	109,649	108,599
	給水人口	214,708	209,780	206,536	202,028	197,926

(注) 給水戸数は、給水を受けている戸数を示す。

2 業務状況

(1) 取水量(工業用水道事業を含む。)

(単位: m³)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		年間	年間	年間	年間	年間	1日平均
戸坂		6,932,187	7,213,761	6,728,104	4,000,976	－	－
広島 水道 用水 供給 水道	沈でん水	5,090,655	5,019,115	4,932,245	4,860,114	4,762,885	13,049
	浄水 (宮原水系)	2,097,123	2,002,559	1,976,463	1,934,161	1,931,537	5,292
	浄水 (本庄水系)	3,953,717	3,862,923	3,765,904	3,855,753	3,885,145	10,644
	浄水 (安浦系)	930,063	914,077	905,603	874,665	820,332	2,247
	計	12,071,558	11,798,674	11,580,215	11,524,693	11,399,899	31,233
本庄		4,745,706	4,680,384	4,112,331	4,813,572	4,573,160	12,529
二河		2,574,111	3,115,200	2,374,619	2,137,709	2,137,423	5,856
二級		13,230,515	12,898,409	12,844,067	12,782,836	12,675,407	34,727
太田川東部 工業用水道		21,999,599	19,531,714	14,309,316	14,215,737	15,869,967	43,479
三坂地		1,781,010	－	－	－	－	－
合計		63,334,686	59,238,112	51,948,652	49,475,523	46,655,856	127,824
三永	広島県水道 広域連合 企業団	9,070,767	9,829,803	9,723,541	9,542,742	10,087,633	27,637

(注) 1 太田川東部工業用水道には、三永振替分を含む。

2 合計は、三永(広島県水道広域連合企業団)を除く。

3 三坂地水源地は、令和3年3月31日をもって廃止した。

4 戸坂取水場は、令和5年9月30日に取水を停止し、令和6年3月31日をもって廃止した。

(2) 配水量

(単位: m³)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮原		16,423,905	16,002,992	15,845,112	15,424,432	15,255,548
広島 水道 用水 供給 水道	浄水 (宮原水系)	2,097,123	2,002,559	1,976,463	1,934,161	1,931,537
	浄水 (本庄水系)	3,953,717	3,862,923	3,765,904	3,855,753	3,885,145
	浄水 (安浦水系)	930,063	914,077	905,603	874,665	820,332
	計	6,980,903	6,779,559	6,647,970	6,664,579	6,637,014
合計		23,404,808	22,782,551	22,493,082	22,089,011	21,892,562
1日最大		(1月11日) 76,107	(12月31日) 69,311	(1月26日) 76,184	(1月30日) 67,610	(2月14日) 67,649
1日平均		64,123	62,418	61,625	60,352	59,980

(3) 有収水量

用途別使用水量

(単位: m³)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般用	21,425,724	20,925,869	20,218,999	20,024,106	19,623,424
一般公衆浴場用	89,099	83,523	55,724	38,385	33,844
臨時用	7,845	5,947	5,786	9,707	13,736
その他	－	－	－	145	22
合計	21,522,668	21,015,339	20,280,509	20,072,343	19,671,026

(4) 配水量分析

(単位: m³, %)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率
配水量	23,404,808	100.0	22,782,551	100.0	22,493,082	100.0	22,089,011	100.0	21,892,562	100.0
有効水量	22,644,693	96.8	22,117,064	97.1	21,360,756	95.0	21,176,880	95.9	20,737,910	94.7
有収水量	21,522,668	92.0	21,015,339	92.2	20,280,509	90.2	20,072,343	90.9	19,671,026	89.9
料金水量	21,522,668	92.0	21,015,339	92.2	20,280,509	90.2	20,072,198	90.9	19,671,004	89.9
その他	-	-	-	-	-	-	145	0.0	22	0.0
無収水量	1,122,025	4.8	1,101,725	4.9	1,080,247	4.8	1,104,537	5.0	1,066,884	4.8
メータ不感水量	645,679	2.8	630,459	2.8	608,415	2.7	602,169	2.7	582,666	2.6
局事業用水量	475,370	2.0	465,966	2.1	469,276	2.1	501,112	2.3	483,425	2.2
その他	976	0.0	5,300	0.0	2,556	0.0	1,256	0.0	793	0.0
無効水量	760,115	3.2	665,487	2.9	1,132,326	5.0	912,131	4.1	1,154,652	5.3
調定減額水量	101,191	0.4	44,188	0.2	53,391	0.2	66,070	0.3	40,031	0.2
漏水量	656,584	2.8	619,022	2.7	1,076,683	4.8	843,853	3.8	1,112,433	5.1
その他	2,340	0.0	2,277	0.0	2,252	0.0	2,208	0.0	2,188	0.0

(5) 水質基準項目検査

番号	項目名	基準値	法定頻度	省略	実施回数
1	一般細菌	100 個/ml	毎月1回	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	毎月1回	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	3ヶ月に1回	可	(※注)
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	3ヶ月に1回	可	12 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	3ヶ月に1回	可	12 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	3ヶ月に1回	可	12 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
14	四塩化炭素	0.002 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
20	ベンゼン	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
21	塩素酸	0.6 mg/l	3ヶ月に1回	不可	12 回/年
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	3ヶ月に1回	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
38	塩化物イオン	200 mg/l	毎月1回	不可	12 回/年
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
40	蒸発残留物	500 mg/l	3ヶ月に1回	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	3ヶ月に1回	可	(※注)
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l	発生時期に月1回	不可	発生時期に月1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	発生時期に月1回	不可	発生時期に月1回
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	3ヶ月に1回	可	(※注)
45	フェノール類	0.005 mg/l	3ヶ月に1回	可	(※注)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l	毎月1回	不可	12 回/年
47	pH値	5.8-8.6	毎月1回	不可	12 回/年
48	味	異常でない	毎月1回	不可	12 回/年
49	臭気	異常でない	毎月1回	不可	12 回/年
50	色度	5 度	毎月1回	不可	12 回/年
51	濁度	2 度	毎月1回	不可	12 回/年

(※注) 浄水場出口等の検査で代替

* 法定検査を市内12か所で実施し、全て基準値に適合

(6) 配水管布設延長及び消火栓設置数

ア 配水管布設延長

(単位:m)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口径75mm未満	311,351	320,042	320,431	320,700	320,352
口径75mm	108,746	114,084	113,223	113,381	114,185
口径100mm	392,445	395,850	396,793	397,749	398,887
口径125mm	2,406	221	221	221	221
口径150mm	236,636	230,810	230,463	230,203	229,189
口径200mm	104,785	102,332	102,493	101,844	102,584
口径250mm	57,661	45,532	46,459	44,609	43,995
口径300mm	24,080	28,555	27,932	27,309	26,364
口径350mm	11,596	14,811	14,497	14,355	14,350
口径400mm	18,389	12,821	13,299	13,795	14,610
口径450mm	2,329	3,013	2,976	1,106	1,106
口径500mm	9,721	5,794	5,858	4,651	4,646
口径550mm	919	-	-	-	-
口径600mm	12,602	11,837	11,828	11,828	11,828
口径700mm	3,778	4,502	4,516	4,516	4,855
口径800mm以上	3,788	3,519	3,520	3,520	2,643
合計	1,301,232	1,293,723	1,294,509	1,289,787	1,289,815

(注) 令和3年度から、水道施設情報管理システムを使用して算定している。

イ 消火栓設置数

(単位:基)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消火栓	5,244	5,241	5,240	5,237	5,240

(注) 消火栓数は、単口消火栓、双口消火栓及び空気弁付消火栓の総数

(7) 導送配水管修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ダクタイル鋳鉄管	8	8	4	6	9
鋳鉄管	5	2	2	2	1
ビニル管	45	44	45	54	52
鋼管	5	4	6	2	5
その他	5	7	19	14	21
合計	68	65	76	78	88

(8) 給水装置修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉛管	23	23	23	18	10
ビニル管	184	123	171	111	138
鋼管	23	20	18	15	25
分水栓	8	18	30	24	30
止水栓	179	193	194	166	74
メータユニオン	5	14	24	11	10
ポリエチレン管	4	1	13	2	2
その他	94	22	23	24	134
合計	520	414	496	371	423

(注) 「その他」の数値は、調査・立会件数を除く。

(9) 水道メータ設置個数

(単位:個)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口径 13mm	68,258	67,214	66,840	65,976	65,524
口径 20mm	22,173	22,588	23,070	23,378	23,739
口径 25mm	6,599	6,552	6,555	6,542	6,514
口径 40mm	1,452	1,441	1,436	1,430	1,422
口径 50mm	537	537	541	547	553
口径 75mm	127	127	128	128	125
口径100mm	49	49	49	48	47
口径150mm	20	20	21	20	20
口径200mm	3	3	3	3	3
口径250mm	-	-	-	-	-
口径300mm	-	-	-	-	-
口径350mm	-	-	-	-	-
合計	99,218	98,531	98,643	98,072	97,947

(10) 水道メータ取替個数

(単位:個)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口径 13mm	6,823	9,820	10,190	9,538	11,377
口径 20mm	3,276	2,581	3,095	3,051	2,777
口径 25mm	855	671	1,083	947	1,447
口径 40mm	220	132	182	165	119
口径 50mm	62	55	89	47	39
口径 75mm	17	13	29	16	10
口径100mm	5	4	10	5	3
口径150mm	2	2	7	2	5
口径200mm	-	1	-	-	2
口径250mm	-	-	-	-	-
合計	11,260	13,279	14,685	13,771	15,779

(11) 水道料金収納状況

(税込み)

区分			調定		収納	
			件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
令和2年度			672,283	5,480,649,933	618,344	5,248,989,723
令和3年度			669,580	5,443,707,644	615,794	5,216,224,069
令和4年度			645,226	4,365,735,748	595,078	4,227,102,042
令和5年度			641,092	4,359,974,200	591,841	4,227,615,709
令和6年度			655,848	5,446,317,656	603,490	5,221,647,617
徴収別	納付制	一般用	97,946	1,065,760,778	91,867	1,028,229,578
		一般公衆浴場用	-	-	-	-
		臨時用	95	7,782,786	93	7,753,878
		合計	98,041	1,073,543,564	91,960	1,035,983,456
	口座制	一般用	557,749	4,366,899,316	511,475	4,179,844,212
		一般公衆浴場用	36	3,043,947	33	2,989,120
		臨時用	22	2,830,829	22	2,830,829
		合計	557,807	4,372,774,092	511,530	4,185,664,161

※令和4年度及び令和5年度は、市の施策として基本料金6か月(3期)分の免除を実施した。

(税込み)

区分			未納		収納率(%)	
			件数(件)	金額(円)	件数	金額
令和2年度			53,939	231,660,210	92.0	95.8
令和3年度			53,786	227,483,575	92.0	95.8
令和4年度			50,148	138,633,706	92.2	96.8
令和5年度			49,251	132,358,491	92.3	97.0
令和6年度			52,358	224,670,039	92.0	95.9
徴収別	納付制	一般用	6,079	37,531,200	93.8	96.5
		一般公衆浴場用	-	-	-	-
		臨時用	2	28,908	97.9	99.6
		合計	6,081	37,560,108	93.8	96.5
	口座制	一般用	46,274	187,055,104	91.7	95.7
		一般公衆浴場用	3	54,827	91.7	98.2
		臨時用	-	-	100.0	100.0
		合計	46,277	187,109,931	91.7	95.7

- (注) 1 令和2年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)187,437,952円を含む。
2 令和3年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)180,043,790円を含む。
3 令和4年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)111,817,358円を含む。
4 令和5年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)107,766,989円を含む。
5 令和6年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)179,260,831円を含む。

(12) 分担金調定状況

(単位: 件, 円, 税抜き)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新設	13mm	98	4,900,000	45	2,250,000	43	2,150,000	48	2,400,000	101	5,050,000
	20mm	182	21,840,000	183	21,960,000	200	24,000,000	123	14,760,000	117	14,040,000
	25mm	9	1,620,000	6	1,080,000	6	1,080,000	3	540,000	2	360,000
	40mm	2	1,200,000	4	2,400,000	-	-	1	600,000	-	-
	50mm	2	2,160,000	1	1,080,000	3	3,240,000	2	2,160,000	1	1,080,000
	75mm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100mm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	150mm	-	-	-	-	1	16,200,000	-	-	-	-
	計	293	31,720,000	239	28,770,000	253	46,670,000	177	20,460,000	221	20,530,000
口径変更		181	24,570,000	186	29,760,000	195	25,370,000	182	26,980,000	156	17,300,000
合計		474	56,290,000	425	58,530,000	448	72,040,000	359	47,440,000	377	37,830,000

3 料金・分担金

(1) 水道料金表

※ 総額(税込み)表示

(令和6年4月1日 改定)

用途	基本料金〔1月につき〕		従量料金〔1㎡につき〕						
	メ ー タ の 口 径	料 金	1	11	21	31	51	101	501
			㎡ ℥ 10 ㎡	㎡ ℥ 20 ㎡	㎡ ℥ 30 ㎡	㎡ ℥ 50 ㎡	㎡ ℥ 100 ㎡	㎡ ℥ 500 ㎡	㎡ 以 上
一般用	13mm	1,254 円 (1,140)	50.60 円 (46)	247.50 円 (225)	322.30 円 (293)	334.40 円 (304)	350.90 円 (319)	356.40 円 (324)	363.00 円 (330)
	20mm	1,386 円 (1,260)							
	25mm	1,463 円 (1,330)							
	40mm	5,940円 (5,400)	218.90 円 (199)						
	50mm	19,360 円 (17,600)							
	75mm	44,330 円 (40,300)							
	100mm	86,130 円 (78,300)							
	150mm	229,240 円 (208,400)							
	200mm 以上	448,470 円 (407,700)							
一般公衆浴場用		6,600 円 (6,000)	75.90 円 (69)						
臨時用		7,227 円 (6,570)	73.70 円 (67)	742.50 円 (675)					
夜間給水			8, 000 ㎡ ³ まで			280.50 円 (255)			
			8, 001 ㎡ ³ 以上			363.00 円 (330)			

(注) 1 上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 ()は、税抜きの額

(2) 分担金

給水装置を新設する場合や、メータ口径を大きくする場合には、分担金が必要となる。
メータ口径を大きくする場合には、新口径と旧口径の差額に係る分担金が必要となる。
分担金の額は、次のとおりである。

※ 総額(税込み)表示

(令和元年10月1日改定)

メータの口径	分担金	
13mm	55,000 円	(50,000)
20mm	132,000 円	(120,000)
25mm	198,000 円	(180,000)
40mm	660,000 円	(600,000)
50mm	1,188,000 円	(1,080,000)
75mm	3,300,000 円	(3,000,000)
100mm	6,600,000 円	(6,000,000)
150mm	17,820,000 円	(16,200,000)
200mm	管理者が別に定める	

(注) ()は、税抜きの額

※令和元年10月1日 消費税及び地方消費税に係る率の引上げに伴う改定

4 財務

(1) 損益計算書

(単位:千円, 税抜き)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	5,812,747	5,736,079	5,720,319	5,660,761	5,743,532
営業収益	5,404,729	5,333,415	4,388,242	4,378,883	5,354,404
給水収益	4,983,529	4,949,975	3,969,941	3,964,691	4,952,404
受託工事収益	6,380	6,555	4,921	6,142	4,449
管理受託収益	95,590	104,579	117,976	116,689	116,194
一般会計負担金	33,924	32,135	29,196	31,413	31,453
その他営業収益	285,306	240,171	266,208	259,949	249,903
営業外収益	396,624	398,930	1,328,639	1,275,535	389,129
受取利息	363	220	430	80	1,087
一般会計補助金	56,656	52,533	957,023	940,703	30,459
分担金	56,290	58,530	72,040	47,440	37,830
長期前受金戻入	272,779	275,952	283,530	271,262	275,405
雑収益	10,535	11,695	15,616	16,049	44,348
特別利益	11,394	3,735	3,438	6,343	-
固定資産売却益	-	-	29	5,884	-
過年度損益修正益	-	-	1,838	-	-
その他特別利益	11,394	3,735	1,571	459	-

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※ 令和4年度及び令和5年度は、市の施策として基本料金6か月分の免除を実施したことにより、給水収益が減少し、免除分はすべて一般会計が負担したため、一般会計補助金が増加している。

(単位: 千円, 税抜き)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出	5,329,318	5,332,953	5,600,079	5,866,093	5,509,115
営業費用	5,094,525	5,133,156	5,368,254	5,449,137	5,294,732
原水費	446,158	412,858	454,671	591,584	508,673
浄水費	142,471	159,156	143,933	108,780	290,014
配水費	1,350,761	1,380,638	1,323,104	1,434,597	1,453,373
給水費	276,108	289,390	311,150	313,291	337,303
受託工事費	8,405	9,058	8,284	9,650	8,418
管理受託費	90,283	99,323	112,696	111,432	110,612
業務費	312,641	312,488	307,408	313,224	308,085
総係費	734,263	696,538	850,486	753,894	436,432
減価償却費	1,706,632	1,762,479	1,765,650	1,715,821	1,742,472
資産減耗費	26,805	11,228	90,872	96,809	99,350
その他営業費用	-	-	-	55	-
営業外費用	215,966	199,797	230,380	221,417	176,187
支払利息	215,363	199,121	182,359	176,258	175,820
雑支出	603	676	48,021	45,160	367
特別損失	18,827	-	1,445	195,539	38,197
固定資産売却損	14,642	-	-	8,539	-
その他特別損失	4,185	-	1,445	187,000	38,197
収支差引	483,429	403,126	120,241	△205,332	234,417
経常損益	490,862	399,392	118,248	△16,316	272,614
当年度純損益	483,429	403,126	120,241	△205,332	234,417

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 資本的收入及び支出

(単位:千円, 税込み)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入		1,668,272	757,397	1,413,735	2,040,048	2,370,522
	企業債	1,260,100	525,800	1,099,100	1,479,600	1,894,900
	固定資産売却代金	3,301	-	28	2,530	-
	負担金	17,390	9,450	24,020	40,541	72,146
	受託金	23,087	41,329	152	155,324	14,390
	補助金	319,674	136,000	235,782	301,663	190,889
	出資金	44,721	44,818	54,653	60,391	198,197
支出		3,531,531	2,978,654	3,343,739	3,920,552	4,440,187
	建設改良費	2,163,171	1,640,397	1,964,357	2,609,505	3,143,142
	建設事務費	256,650	272,542	301,011	288,445	298,356
	水道管路整備事業費	1,142,392	1,039,087	1,318,886	1,795,109	1,567,831
	水道施設整備事業費	450,318	300,706	290,856	513,315	1,251,262
	災害復旧事業費	287,912	-	-	-	-
	量水器費	2,067	1,857	1,885	1,885	1,873
	固定資産購入費	23,834	26,205	51,719	10,751	11,730
	リース債務償還金	-	-	-	-	12,090
	企業債償還金	1,354,060	1,338,257	1,367,018	1,311,047	1,297,044
	返還金	14,300	-	12,364	-	-
収支差引不足額		△1,863,258	△2,221,257	△1,930,004	△1,880,504	△2,069,665
補 填 財 源	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	140,557	119,622	128,103	166,449	254,979
	減債積立金	158,000	117,000	69,000	-	-
	建設改良積立金	-	414,000	-	403,000	120,000
	損益勘定留保資金	1,564,702	1,570,635	1,732,901	1,311,056	1,694,686

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産	40,601,701	40,322,862	40,335,087	40,629,972	41,763,389
有形固定資産	40,554,622	40,279,304	40,295,598	40,595,289	41,728,489
土地	675,268	691,089	712,656	701,587	707,285
建物	1,367,692	1,306,565	1,245,079	1,183,357	1,223,745
構築物	34,154,441	34,098,373	34,281,862	34,924,039	35,185,455
機械及び装置	3,946,232	3,689,090	3,415,992	3,235,170	3,961,660
車両運搬具	20,996	23,975	22,908	16,849	11,098
船舶	6,112	5,295	4,477	3,660	30,785
工具, 器具及び備品	42,523	33,936	48,930	49,234	47,410
リース資産	2,993	2,993	2,993	2,993	65,950
建設仮勘定	338,364	427,986	560,699	478,401	495,101
無形固定資産	41,343	36,353	31,364	26,376	21,389
施設利用権	41,343	36,353	31,364	26,376	21,389
投資その他の資産	5,737	7,205	8,125	8,307	13,511
投資有価証券	5,737	7,205	8,125	8,307	13,511
流動資産	2,878,115	2,773,450	2,749,837	2,690,805	2,424,349
現金・預金	2,117,825	2,226,600	1,974,050	1,156,679	1,541,209
未収金	642,619	431,324	505,619	925,491	372,233
貸倒引当金	△1,232	△963	△798	△1,024	△2,822
貯蔵品	35,391	38,480	42,498	47,152	44,412
前払費用	75	75	75	75	75
前払金	37,675	28,407	161,474	501,316	454,233
その他流動資産	45,762	49,528	66,920	61,116	15,008
資産合計	43,479,817	43,096,312	43,084,925	43,320,777	44,187,738

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定負債	17,140,746	16,410,157	16,243,664	16,513,694	17,184,168
企業債	16,692,083	15,850,864	15,638,917	15,821,473	16,390,864
リース債務	-	-	-	-	41,769
引当金	448,663	559,292	604,747	692,221	751,535
流動負債	1,883,043	1,897,264	1,933,797	2,020,441	1,790,886
企業債	1,338,257	1,367,018	1,311,047	1,297,044	1,325,509
リース債務	-	-	-	-	13,190
未払金	371,567	371,211	492,934	456,614	303,156
未払費用	977	935	747	121,149	1,493
前受金	18,897	15,483	594	9,346	5,396
引当金	69,934	65,536	59,390	60,710	60,848
預り金	71,989	63,203	67,060	66,885	69,377
その他流動負債	11,422	13,876	2,025	8,692	11,917
繰延収益	5,625,912	5,507,610	5,450,368	5,474,307	5,459,151
長期前受金	13,409,265	13,542,212	13,747,310	13,982,611	14,205,203
長期前受金収益化累計額	△7,783,354	△8,034,603	△8,296,942	△8,508,304	△8,746,052
負債合計	24,649,701	23,815,030	23,627,829	24,008,441	24,434,205
資本金	16,023,559	16,226,377	16,812,031	16,941,421	17,542,619
資本金	16,023,559	16,226,377	16,812,031	16,941,421	17,542,619
剰余金	2,803,952	3,050,831	2,640,072	2,365,740	2,200,535
資本剰余金	1,083,359	1,085,113	1,085,113	1,085,113	1,088,491
国庫(県)補助金	74,101	74,101	74,101	74,101	74,101
工事負担金	180,521	180,521	180,521	180,521	180,521
繰入金	66,096	66,096	66,096	66,096	66,096
受贈財産評価額	762,641	764,395	764,395	764,395	767,773
利益剰余金	1,720,592	1,965,719	1,554,959	1,280,627	1,112,044
減債積立金	117,000	69,000	-	-	-
建設改良積立金	-	-	403,000	120,000	-
当年度未処分利益剰余金	1,603,592	1,896,719	1,151,959	1,160,627	1,112,044
(うち積立金への積立可能額)	(1,445,592)	(1,365,719)	(1,082,959)	(757,627)	(992,044)
評価差額等	2,605	4,073	4,993	5,175	10,379
投資有価証券評価差額	2,605	4,073	4,993	5,175	10,379
資本合計	18,830,116	19,281,282	19,457,096	19,312,336	19,753,533
負債・資本合計	43,479,817	43,096,312	43,084,925	43,320,777	44,187,738

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

5 経営分析

分析項目			単位	比較					公式	備考
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
業務分析	負荷率		%	84.3	90.1	80.9	89.3	88.7	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	施設利用率		%	55.4	53.9	53.3	52.2	51.8	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	最大稼働率		%	65.8	59.9	65.8	58.4	58.5	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。
	配水管等使用効率		m³/m	16.5	16.4	16.1	15.9	15.8	$\frac{\text{配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	導送配水管1m当たりの有効利用をみる。 数値は、大きいほど良い。
	固定資産使用効率		m³/万円	5.8	5.7	5.6	5.4	5.2	$\frac{\text{配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの給水量の使用効率をみる。 数値は、大きいほど良い。
	職員一人当たり	営業収益	千円	82,856	81,598	(79,458) 66,646	(80,531) 67,556	83,076	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は、大きいほど良い。 ()は、市の施策として実施した水道料金免除分は、給水収益相当分として算定
		給水人口	人	3,355	3,278	3,227	3,207	3,142	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	職員数が適正であるかどうかをみる。 数値は、大きいほど良い。
		有収水量	m³	336,292	328,365	316,883	318,609	312,239	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は、大きいほど良い。
	有収水量1m³当たり	総収益	円	270.08	272.95	282.06	282.02	291.98	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
		供給単価	円	231.55	235.54	(236.18) 195.75	(238.24) 197.52	251.76	$\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$	1m³当たりの販売価格 ()は、市の施策として実施した水道料金免除分は、給水収益相当分として算定
		総費用	円	247.61	253.76	276.13	292.25	280.06	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
		給水原価	円	(208.74) 216.25	(216.54) 224.08	(189.92) 243.04	(198.33) 250.04	(237.90) 245.40	$\frac{\text{経常費用}-\text{(受託工事費+付帯工事費等)}-\text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$	1m³当たりの生産原価 ()は、控除収入を除いた原価
構成比率	固定資産構成比率		%	93.4	93.6	93.6	93.8	94.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	固定負債構成比率		%	39.4	38.1	37.7	38.1	38.9	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	自己資本構成比率		%	56.2	57.5	57.8	57.2	57.1	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は、大きいほど良い。 (自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益)
財務比率	固定比率		%	166.0	162.7	161.9	163.9	165.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から、100%以下が望ましい。
	流動比率		%	152.8	146.2	142.2	133.2	135.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。
	酸性試験比率		%	146.5	140.0	128.2	103.0	106.7	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。
	現金比率		%	112.5	117.4	102.1	57.2	86.1	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。
回転率	自己資本回転率		回	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。
	固定資産回転率		回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。
	流動資産回転率		回	2.0	1.8	1.5	1.6	2.0	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。
	減価償却率		%	4.1	4.3	4.3	4.2	4.1	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。
	未収金回転率		回	9.0	9.7	9.1	5.9	8.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金}) \times 1/2}$	未収金の回収の程度を示す。 数値が大きいほど未収金の回収速度が良好である。

(注) 1 令和3年度から、配水管等使用効率は、水道施設情報管理システムを使用して算定した導送配水管延長を基に算定している。
2 令和4年度及び令和5年度は、市の施策として基本料金 6か月分の免除を実施している。

分析項目		単位	比較					公式	備考
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
収益率	総資本利益率	%	1.1	0.9	0.3	△0.5	0.5	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど企業成績が良好である。
	総収支比率	%	109.1	107.6	102.1	96.5	104.3	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は、赤字を表わす。
	経常収支比率	%	109.2	107.5	102.1	99.7	105.0	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は、経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	106.1	103.9	81.3	79.9	101.1	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債・長期借入金(建設改良の財源)} + \text{企業債・長期借入金(その他)} + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	94.4	90.0	92.2	90.8	88.4	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	27.2	27.0	34.4	33.1	26.2	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	4.3	4.0	4.6	4.4	3.6	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{料金収入}} \times 100$	
	職員給与費対料金収入比率	%	16.0	14.8	20.2	17.4	13.7	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$	

第2章 工業用水道事業

1 概況

(1) 業務概況

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給水先事業所数		社	6	6	6	6	6
配水管延長		m	21,301	15,027	15,042	15,042	15,042
配水能力		m ³	130,000	117,000	117,000	117,000	117,000
年間配水量		m ³	36,434,109	32,279,949	27,582,696	25,148,094	22,541,997
1日平均配水量		m ³	99,819	88,438	75,569	68,711	61,759
1日最大配水量		m ³	(11月16日) 104,862	(7月7日) 98,969	(6月30日) 78,903	(7月21日) 74,887	(7月3日) 63,642
年間有収水量		m ³	36,283,827	32,206,714	27,253,118	24,930,049	22,357,969
年間無収水量		m ³	150,282	73,235	329,578	218,045	184,028
有収率		%	99.6	99.8	98.8	99.1	99.2
負荷率		%	95.2	89.4	95.8	88.9	97.0
施設利用率		%	76.8	75.6	64.6	58.7	52.8
最大稼働率		%	80.7	84.6	67.4	66.1	54.4
職員数	常勤職員	人	11	11	7	8	10
	再任用(短時間)	人	1	3	4	4	2

- (注) 1 配水管延長は、令和3年度から、水道施設情報管理システムを使用して算定している。
 2 令和5年度までの職員数に上下水道事業管理者は含まない。なお、令和6年度から上下水道事業管理者を置かず、市長が管理者の権限を行っている。

2 業務状況

(1) 配水量

(単位: m³)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮原	4,881,567	4,853,266	5,511,724	5,887,707	4,778,734
太田川東部 工業用水道	16,541,017	14,528,274	9,226,905	6,477,551	5,087,856
二級	13,230,515	12,898,409	12,844,067	12,782,836	12,675,407
三坂地	1,781,010	-	-	-	-
上水振替 (特例工水)	-	-	-	-	-
合計	36,434,109	32,279,949	27,582,696	25,148,094	22,541,997
1日最大	(11月16日) 104,862	(7月7日) 98,969	(6月30日) 78,903	(7月21日) 77,296	(7月3日) 63,642
1日平均	99,819	88,438	75,569	68,711	61,759

(注) 太田川東部工業用水道には、三永振替分を含む。

(2) 給水先事業所別使用水量

ア 基本使用水量

(単位: m³/日)

区分	王子マテリア(株)	日本製鉄(株)	(株)淀川製鋼所	フタムラ化学(株)	中国木材(株)	ジャパン マリン ユナイテッド(株)	合計
基本使用水量	44,500	8,400	8,100	2,600	3,000	2,000	68,600

※令和7年3月31日現在

イ 調定水量

(単位: m³)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1日平均
王子マテリア(株)	19,520,742	16,567,590	16,273,220	16,287,000	16,242,510	44,500
日本製鉄(株)	15,877,500	15,877,500	9,030,500	6,437,215	3,066,000	8,400
(株)淀川製鋼所	2,956,500	2,956,500	2,956,500	2,964,600	2,956,500	8,100
フタムラ化学(株)	949,000	949,000	949,000	951,600	949,000	2,600
中国木材(株)	1,095,000	1,095,000	1,095,000	1,098,000	1,095,000	3,000
ジャパン マリンユナイテッド(株)	738,010	730,471	730,689	749,331	739,721	2,027
合計	41,136,752	38,176,061	31,034,909	28,487,746	25,048,731	68,627

ウ 実水量

(単位: m³)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1日平均
王子マテリア(株)	18,075,334	16,036,170	15,958,590	15,925,840	15,987,190	43,801
日本製鉄(株)	14,569,284	12,499,657	7,594,216	5,348,467	2,868,026	7,858
(株)淀川製鋼所	2,052,095	2,085,677	2,090,137	2,063,101	2,108,369	5,776
フタムラ化学(株)	213,221	209,787	239,683	280,053	235,250	645
中国木材(株)	653,574	667,452	660,794	602,943	467,967	1,282
ジャパン マリンユナイテッド(株)	720,319	707,971	709,698	709,645	691,167	1,894
合計	36,283,827	32,206,714	27,253,118	24,930,049	22,357,969	61,255

(3) 配水管布設延長

(単位: m)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口径125mm	130	－	－	－	－
口径150mm	15	－	－	－	－
口径200mm	80	23	19	19	19
口径250mm	1,456	74	74	74	74
口径300mm	2,572	28	44	44	56
口径350mm	661	23	23	23	23
口径400mm	1,485	2,099	2,099	2,099	2,099
口径450mm	4,780	4,486	4,486	4,486	4,486
口径500mm	1,831	1	1	1	1
口径600mm	1,975	1,042	1,045	1,045	1,033
口径700mm	384	776	776	776	776
口径800mm	2,916	2,928	2,928	2,928	2,928
口径900mm	3,016	3,547	3,547	3,547	3,547
合計	21,301	15,027	15,042	15,042	15,042

(注) 令和3年度から、水道施設情報管理システムを使用して算定している。

(4) 導送配水管修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ダクタイル鋳鉄管	-	-	-	2	-
鋳鉄管	-	-	-	-	-
ビニル管	-	-	-	-	-
鋼管	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	1	-
合計	-	-	-	3	-

(5) 工業用水道料金収納状況

(金額:税込み)

区分	調定額(円)	収納額(円)	未納額(円)	収納率(%)
工業用水道料金	380,353,064	380,353,064	0	100.0

3 工業用水道料金表

※ 総額(税込み)表示

(令和元年10月1日改定)

区分	基本料率 〔 1 m ³ に つ き 〕	超過料率 〔 1 m ³ に つ き 〕
	1 5 . 1 8 円 (1 3 . 8)	2 6 . 8 4 円 (2 4 . 4)

(注) 1 工業用水道料金は、基本料金及び超過料金とし、上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 () は、税抜きの額

3 令和元年10月1日 消費税及び地方消費税に係る率の引上げに伴う改定

4 財務

(1) 損益計算書

(単位:千円, 税抜き)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	640,308	557,368	483,598	924,777	398,937
営業収益	574,525	527,020	429,471	394,672	348,336
給水収益	567,772	526,835	428,289	393,404	345,776
一般会計負担金	-	-	-	-	-
その他営業収益	6,753	185	1,182	1,268	2,561
営業外収益	65,784	30,348	54,127	68,763	50,601
受取利息	142	239	80	208	2,374
一般会計補助金	3,562	678	176	216	636
長期前受金戻入	60,875	28,497	27,763	28,059	5,468
雑収益	1,206	934	26,108	40,281	42,123
特別利益	-	-	-	461,343	-
固定資産売却益	-	-	-	99,665	-
その他特別利益	-	-	-	361,677	-
支出	607,188	498,511	432,461	3,567,038	356,008
営業費用	584,199	485,185	422,145	449,045	347,461
原水費	128,941	129,691	87,153	126,634	124,939
浄水費	37,037	33,707	36,087	39,036	95,707
配水費	27,295	7,577	12,235	6,266	7,546
総係費	132,525	129,927	107,535	103,077	85,455
減価償却費	165,809	159,998	161,213	157,857	28,078
資産減耗費	92,593	24,285	17,922	16,175	5,735
営業外費用	12,732	11,508	10,316	9,549	8,547
支払利息	12,726	11,504	10,315	9,485	8,547
雑支出	6	4	1	64	-
特別損失	10,256	1,818	-	3,108,444	-
減損損失	5,570	-	-	3,108,444	-
過年度損益修正損	4,683	-	-	-	-
その他特別損失	3	1,818	-	-	-
経常損益	43,378	60,675	51,136	4,841	42,928
当年度純損益	33,121	58,857	51,136	△2,642,261	42,928

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円, 税込み)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入		11,648	12,300	22,700	8,825	3,688
	企業債	11,600	12,300	22,700	7,400	-
	固定資産売却代金	48	-	-	1,425	-
	受託金	-	-	-	-	-
	負担金	-	-	-	-	3,688
支出		131,894	136,909	134,278	122,746	673,875
	建設改良費	36,336	40,105	35,192	28,041	79,368
	建設事務費	23,379	21,673	6,314	6,943	7,252
	工業用水道管路整備事業費	-	-	27,672	9,236	4,799
	工業用水道施設整備事業費	12,866	17,358	-	11,418	66,045
	災害復旧事業費	-	-	-	-	-
	固定資産購入費	90	1,074	1,207	444	1,272
	企業債償還金	95,558	96,804	99,086	94,705	94,507
	他会計長期貸付金	-	-	-	-	500,000
収支差引不足額		△120,246	△124,609	△111,578	△113,921	△670,187
補 填 財 源	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	1,179	1,681	2,627	1,946	6,521
	減債積立金	95,500	96,800	86,400	-	-
	損益勘定留保資金	23,567	26,128	22,551	111,975	663,666

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産	4,212,738	4,088,598	3,959,403	708,681	1,253,029
有形固定資産	4,212,237	4,088,103	3,958,979	708,603	752,951
土地	83,979	83,979	83,979	15,327	15,327
建物	268,589	258,386	248,183	44,182	42,134
構築物	3,416,757	3,317,571	3,231,838	580,922	570,926
機械及び装置	437,626	423,666	390,678	66,443	61,862
車両運搬具	133	977	757	100	62
船舶	135	106	77	9	9
工具、器具及び備品	5,017	3,417	3,468	612	1,678
建設仮勘定	-	-	-	1,009	60,953
無形固定資産	501	496	424	78	78
施設利用権	501	496	424	78	78
投資その他の資産	-	-	-	-	500,000
長期貸付金	-	-	-	-	500,000
流動資産	1,067,722	1,123,842	1,428,007	1,539,485	884,483
現金・預金	1,060,673	1,118,182	1,223,090	1,535,713	877,476
未収金	1,643	459	200,176	1,280	4,612
貯蔵品	2,033	2,033	2,033	2,033	2,033
前払金	-	-	2,446	-	-
その他流動資産	3,373	3,168	262	459	363
資産合計	5,280,461	5,212,440	5,387,410	2,248,167	2,137,512

(注) 1 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2 令和5年度は、すべての固定資産について、帳簿価格を投資額の回収が可能な額まで減額する処理(減損処理)を実施した。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定負債	1,277,533	1,202,942	1,138,913	1,013,118	967,509
企業債	1,194,221	1,107,435	1,035,430	948,323	858,727
引当金	83,312	95,507	103,483	64,794	108,782
流動負債	182,433	158,645	374,269	341,350	235,156
企業債	96,804	99,086	94,705	94,507	89,597
未払金	32,330	5,461	8,880	6,979	5,192
未払費用	297	354	254	11,842	266
前受金	-	-	200,000	160,000	120,000
引当金	7,264	4,217	4,427	5,737	6,051
預り金	-	-	-	1,169	-
その他流動負債	45,738	49,528	66,003	61,116	14,050
繰延収益	465,366	436,869	409,106	70,838	69,058
長期前受金	1,076,765	1,062,084	1,062,084	745,959	734,588
長期前受金収益化累計額	△611,399	△625,215	△652,978	△675,121	△665,530
負債合計	1,925,332	1,798,455	1,922,289	1,425,306	1,271,723
資本金	2,551,192	2,646,692	2,743,492	2,829,892	788,464
資本金	2,551,192	2,646,692	2,743,492	2,829,892	788,464
剰余金	803,937	767,293	721,630	△2,007,031	77,326
資本剰余金	34,397	34,397	34,397	34,397	34,397
工事負担金	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885
繰入金	60	60	60	60	60
受贈財産評価額	31,452	31,452	31,452	31,452	31,452
利益剰余金	769,540	732,896	687,233	-	42,928
減債積立金	183,200	86,400	-	-	-
当年度未処分利益剰余金	586,340	646,496	687,233	-	42,928
(うち積立金への積立可能額)	(490,840)	(549,696)	(600,833)	-	(42,928)
欠損金	-	-	-	△2,041,428	-
当年度未処理欠損金	-	-	-	△2,041,428	-
資本合計	3,355,128	3,413,985	3,465,121	822,861	865,789
負債・資本合計	5,280,461	5,212,440	5,387,410	2,248,167	2,137,512

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

5 経営分析

分析項目			単位	比較					公式	備考
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
業務分析	負荷率		%	95.2	89.4	95.8	88.9	97.0	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	施設利用率		%	76.8	75.6	64.6	58.7	52.8	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	最大稼働率		%	80.7	84.6	67.4	66.1	54.4	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。
	配水管等使用効率		m³/m	801.9	1,511.2	1,290.4	1,176.5	1,054.6	$\frac{\text{配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	導送配水管1m当たりの有効利用をみる。 数値は、大きいほど良い。
	固定資産使用効率		m³/万円	86.5	79.0	69.7	354.9	299.4	$\frac{\text{配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの給水量の使用効率をみる。 数値は、大きいほど良い。
	職員一人当たり	営業収益	千円	57,452	43,918	42,947	35,879	31,667	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は、大きいほど良い。
		有収水量	m³	3,628,383	2,683,893	2,725,312	2,266,368	2,032,543	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は、大きいほど良い。
	有収水量1m³当たり	総収益	円	17.66	17.31	17.74	18.59	17.84	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
		供給単価	円	(15.66) 13.80	(16.36) 13.80	(15.72) 13.80	(15.78) 13.81	(15.47) 13.80	$\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$	1m³当たりの販売価格()は、計量水量分
		総費用	円	16.75	15.48	15.87	143.08	15.92	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
給水原価		円	[14.51] (14.60) 12.87	[12.21] (14.53) 12.26	[12.15] (14.81) 13.00	[13.64] (17.22) 15.07	[12.09] (15.56) 13.89	$\frac{\text{経常費用}-\text{(受託工事費+付帯工事費等)}-\text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$	1m³当たりの生産原価()は、計量水量分[]は、控除収入を除いた原価	
構成比率	固定資産構成比率		%	79.8	78.4	73.5	31.5	58.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	固定負債構成比率		%	24.2	23.1	21.1	45.1	45.3	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	自己資本構成比率		%	72.4	73.9	71.9	39.8	43.7	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は、大きいほど良い。 (自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益)
財務比率	固定比率		%	110.3	106.2	102.2	79.3	134.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
	流動比率		%	585.3	708.4	381.5	451.0	376.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。
	酸性試験比率		%	582.3	705.1	380.3	450.3	375.1	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。
	現金比率		%	581.4	704.8	326.8	449.9	373.1	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。
回転率	自己資本回転率		回	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。
	固定資産回転率		回	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。
	流動資産回転率		回	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。
	減価償却率		%	3.9	3.8	4.0	18.6	4.0	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。

(注) 令和3年度から、配水管等使用効率は、水道施設情報管理システムを使用して算定した導送配水管延長を基に算定している。

分析項目		単位	比較					公式	備考
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
収益率	総資本利益率	%	0.6	1.1	1.0	△69.2	2.0	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど、企業成績が良好である。
	総収支比率	%	105.5	111.8	111.8	25.9	112.1	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は赤字を表わす。
	経常収支比率	%	107.3	112.2	111.8	101.1	112.1	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	98.3	108.6	101.7	87.9	100.3	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債・長期借入金(建設改良の財源)} + \text{企業債・長期借入金(その他)} + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	91.1	73.6	74.2	73.0	418.0	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	16.8	18.4	23.1	24.1	27.3	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。工業用水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{料金収入}} \times 100$	
	職員給与費対料金収入比率	%	21.5	20.9	21.0	24.2	38.7	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$	

第3章 下水道事業

1 概況

(1) 業務概況

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排水戸数		戸	95,087	94,741	94,290	94,056	93,323
行政区画内人口		人	216,273	211,359	208,096	203,549	199,481
全体計画人口		人	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460
事業計画人口		人	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820
処理区域内人口		人	190,933	187,049	184,448	180,992	177,786
水洗便所設置済人口		人	184,422	181,622	180,214	176,442	172,096
行政区画面積		ha	35,283	35,283	35,283	35,283	35,204
全体計画面積		ha	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6
事業計画面積		ha	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5
処理区域面積		ha	3,922.0	3,926.6	3,930.6	3,941.2	3,944.4
普及率	人口普及率	%	88.3	88.5	88.6	88.9	89.1
	水洗化率	%	96.6	97.1	97.7	97.5	96.8
	事業計画面積率	%	86.5	86.6	86.7	86.9	87.0
下水道管渠総延長		m	1,233,901	1,238,146	1,245,179	1,251,129	1,254,630
ポンプ場数		か所	29	29	29	29	29
終末処理場数		か所	9	9	9	9	9
処理場処理能力		m ³ /日	112,080	112,080	112,080	112,080	112,080
年間総処理水量		m ³	25,058,654	25,311,507	22,270,592	22,793,492	23,049,026
	汚水処理水量	m ³	22,557,284	22,460,455	20,844,555	20,878,787	20,971,374
	雨水処理水量	m ³	2,007,413	2,394,894	1,040,960	1,591,279	1,681,319
	その他の水量	m ³	493,957	456,158	385,077	323,426	396,333
1日平均処理水量		m ³	68,654	69,347	61,015	62,277	63,148
晴天時1日平均処理水量		m ³	63,154	62,784	58,162	57,629	58,541
年間有収水量		m ³	19,249,143	18,938,894	18,317,270	17,979,390	17,658,761
有収率		%	85.3	84.3	87.9	86.1	84.2
職員数	常勤職員	人	69	70	68	70	65
	再任用(短時間)	人	5	2	6	7	8

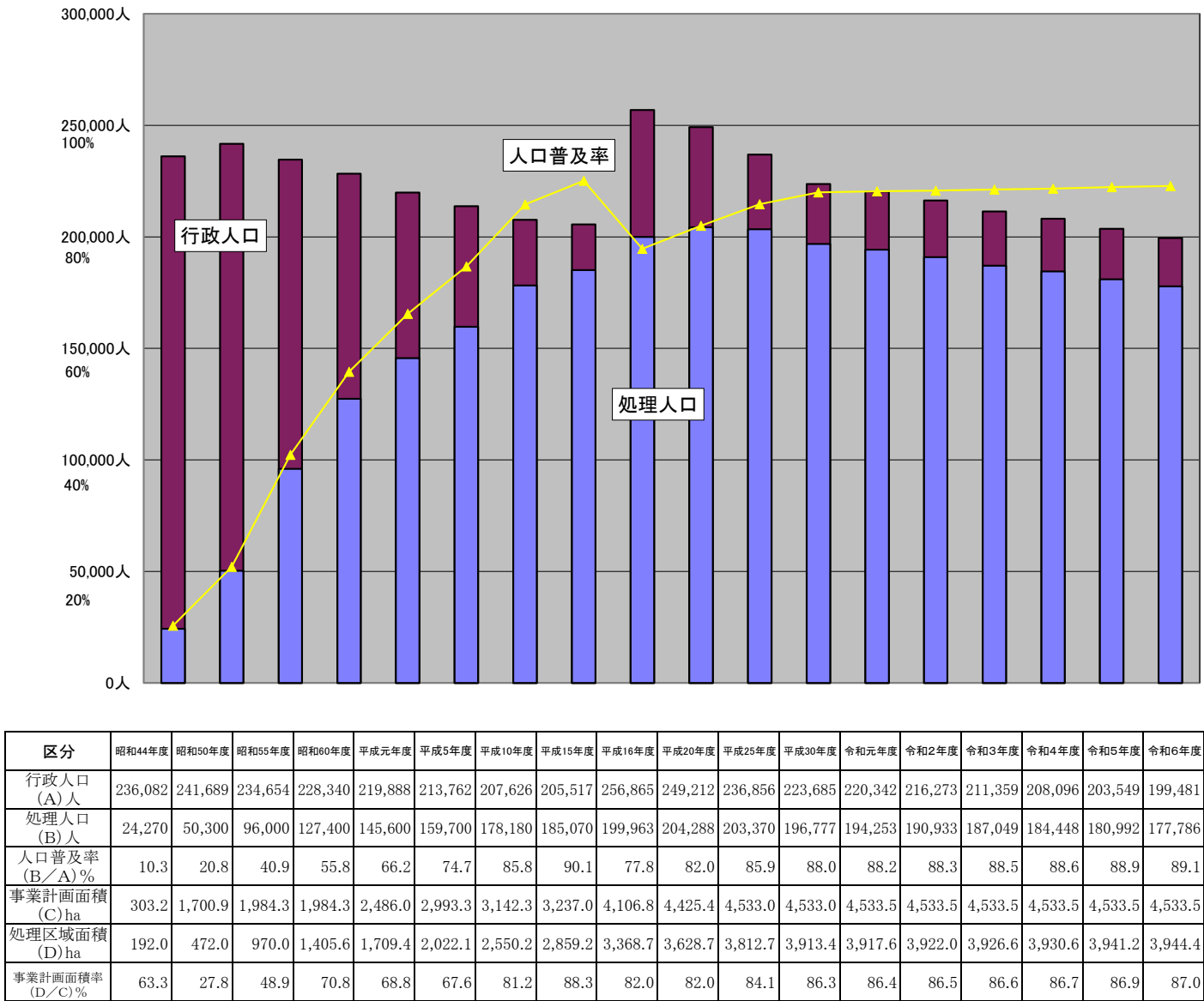
(注) 1 ()内は、行政区画外分で外数

2 ポンプ場数のうち、二河川ポンプ場及び仁方ポンプ場については、汚水・雨水施設をまとめて計上した。

3 令和5年度までの職員数に上下水道事業管理者は含まない。なお、令和6年度から上下水道事業管理者を置かず、市長が管理者の権限を行っている。

4 職員数は、東部処理場受託事業費2人、ポンプ所及び樋門管理受託事業費1人を含む。

(2) 普及率の現況及び推移



(注) 平成16年度から、旧川尻町・旧音戸町・旧倉橋町・旧蒲刈町・旧安浦町を含む。

2 整備計画の概要表

(1) 全体計画

区分	事業認可 (下水道法)	処 理 開 始	全体計画				
			目標年次	計画処理面積	計画処理人口	処理場の能力 (日最大)	処理方法
新宮処理区	昭和33年3月	昭和44年4月(一次) 昭和45年10月(二次)	令和7年	1,690.8ha (51.3ha)	87,800人 (1,210人)	52,200m ³	凝集剤併用ステップ 流入式多段硝化脱 窒法
広処理区	昭和46年7月	昭和49年4月(一次) 昭和51年11月(二次)	令和7年	1,575.1ha (207.2ha)	62,600人 (2,800人)	41,900m ³	標準活性汚泥法
天応処理区	昭和46年7月	平成6年4月	令和7年	397.1ha (77.8ha)	14,000人 (1,330人)	9,600m ³	標準活性汚泥法
川尻処理区	昭和59年12月	平成3年3月	令和7年	262.2ha (0.0ha)	7,730人 (0人)	2,710m ³	標準活性汚泥法
安浦処理区	平成2年9月	平成9年4月	令和7年	412.2ha (30.2ha)	8,860人 (759人)	2,980m ³	オキシデーション ディッチ法
蒲刈処理区	平成7年12月	平成13年4月	令和7年	86.5ha (86.5ha)	830人 (830人)	500m ³	オキシデーション ディッチ法
本浦処理区	平成8年12月	平成15年4月	令和7年	35.5ha (35.5ha)	740人 (740人)	650m ³	オキシデーションディッチ法 (急速砂ろ過法併用)
音戸北部処理区	平成15年11月	平成24年4月	令和7年	265.1ha (265.1ha)	7,800人 (7,800人)	3,550m ³	オキシデーション ディッチ法
倉橋中央処理区	平成17年3月	平成26年5月	令和7年	140.1ha (140.1ha)	3,100人 (3,100人)	1,260m ³	オキシデーション ディッチ法
合計	—	—	—	4,864.6ha (893.7ha)	193,460人 (18,569人)	115,350m ³	—

(注) ()書きは、特定環境保全公共下水道事業で、全体計画の内数である。

(2) 事業計画

区分	事業計画				
	目標年次	計画処理面積	計画処理人口	処理場の能力 (日最大)	処理方法
新宮処理区	令和7年	1,675.0ha (35.5ha)	87,630人 (1,040人)	52,200m ³	標準活性汚泥法
広処理区	令和7年	1,510.4ha (142.5ha)	62,560人 (2,760人)	41,900m ³	標準活性汚泥法
天応処理区	令和7年	381.9ha (62.6ha)	13,860人 (1,190人)	9,600m ³	標準活性汚泥法
川尻処理区	令和7年	262.2ha (0.0ha)	7,730人 (0人)	2,710m ³	標準活性汚泥法
安浦処理区	令和7年	412.2ha (30.2ha)	8,860人 (759人)	2,980m ³	オキシデーションディッチ法
蒲刈処理区	令和7年	86.5ha (86.5ha)	830人 (830人)	500m ³	オキシデーションディッチ法
本浦処理区	令和7年	35.5ha (35.5ha)	740人 (740人)	650m ³	オキシデーションディッチ法(急速砂ろ過法併用)
音戸北部処理区	令和7年	110.3ha (110.3ha)	2,760人 (2,760人)	1,400m ³	オキシデーションディッチ法
倉橋中央処理区	令和7年	59.5ha (59.5ha)	850人 (850人)	600m ³	オキシデーションディッチ法
合計	—	4,533.5ha (562.6ha)	185,820人 (10,929人)	112,540m ³	—

(注) ()書きは、特定環境保全公共下水道事業で、事業計画の内数である。

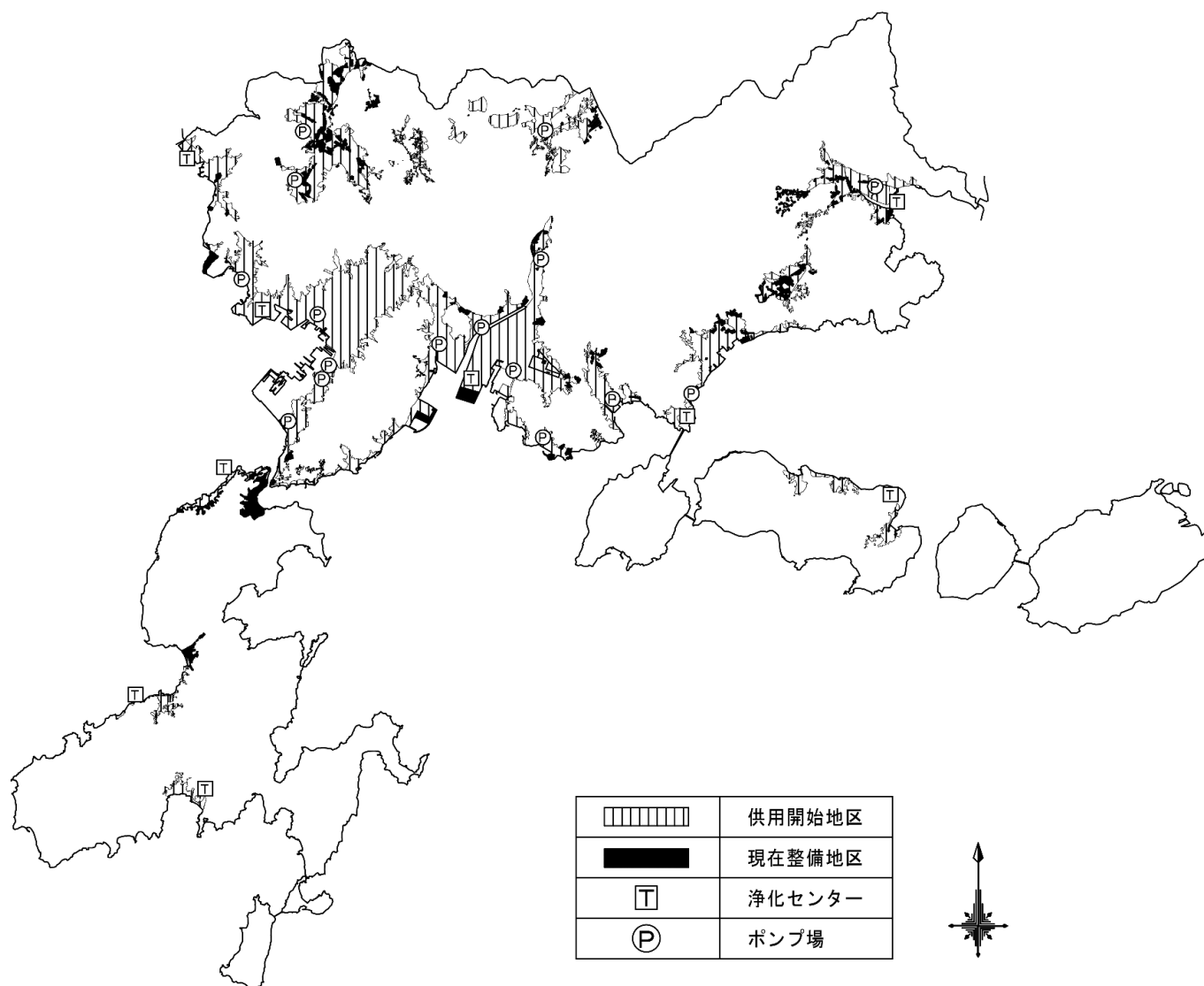
3 汚水の状況

(1) 整備状況

(令和7年3月31日現在)

区分	処理区名	全体計画				事業計画				整備状況			
		処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理場 (か所)	ポンプ場 (か所)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理場 (か所)	ポンプ場 (か所)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理場 (か所)	ポンプ場 (か所)
公共下水道	新宮	86,590	1,639.5	1	5	86,590	1,639.5	1	5	82,653	1,501.2	1	6
	広	59,800	1,367.9	1	5	59,800	1,367.9	1	5	62,093	1,253.9	1	6
	天応	12,670	319.3	1	-	12,670	319.3	1	-	11,600	270.7	1	1
	川尻	7,730	262.2	1	1	7,730	262.2	1	1	6,935	229.3	1	1
	安浦	8,101	382.0	1	1	8,101	382.0	1	1	7,678	320.9	1	1
	小計	174,891	3,970.9	5	12	174,891	3,970.9	5	12	170,959	3,576.0	5	15
特定環境保全公共下水道	新宮	1,210	51.3	-	-	1,040	35.5	-	-	141	6.0	-	-
	広	2,800	207.2	-	1	2,760	142.5	-	1	1,957	97.6	-	1
	天応	1,330	77.8	-	-	1,190	62.6	-	-	716	31.1	-	-
	安浦	759	30.2	-	-	759	30.2	-	-	635	28.6	-	-
	蒲刈	830	86.5	1	-	830	86.5	1	-	777	86.4	1	-
	本浦	740	35.5	1	-	740	35.5	1	-	815	35.5	1	-
	音戸北部	7,800	265.1	1	-	2,760	110.3	1	-	1,045	44.9	1	-
	倉橋中央	3,100	140.1	1	-	850	59.5	1	-	741	38.3	1	-
	小計	18,569	893.7	4	1	10,929	562.6	4	1	6,827	368.4	4	1
合 計		193,460	4,864.6	9	13	185,820	4,533.5	9	13	177,786	3,944.4	9	16

(2) 汚水の整備状況図(令和7年3月31日現在)



(3) 管渠の整備状況

(令和7年3月31日現在)

区分		整備状況(m)										合計
		新宮処理区		広処理区	天応処理区	川尻処理区	安浦処理区	蒲刈処理区	本浦処理区	菅戸北部処理区	倉橋中央処理区	
		合流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	
円形管	200mm未満	948.55	18,676.09	47,776.15	20,510.90	14,314.52	24,045.65	27,557.13	11,321.50	15,904.19	14,501.65	195,556.33
	200mm以上 500mm未満	58,502.69	390,208.39	326,910.02	71,847.96	45,668.38	61,040.98	1,573.47	368.30	1,275.55	2,398.70	959,794.44
	500mm以上 1,000mm未満	12,207.74	11,786.25	14,937.23	5,010.07	2,479.11	1,688.45			436.30		48,545.15
	1,000mm以上 1,500mm未満	6,284.07	6,593.30	6,455.94	3,729.12					1,542.01		24,604.44
	1,500mm以上	2,238.80	195.10	921.70		159.20						3,514.80
矩形渠		88.69										88.69
合計		80,270.54	427,459.13	397,001.04	101,098.05	62,621.21	86,775.08	29,130.60	11,689.80	19,158.05	16,900.35	1,232,103.85

(4) ポンプ場の整備状況

(令和7年3月31日現在)

処理区	ポンプ場名	所在地	揚水量現有能力 (m ³ /分)	使用開始年月	備考
新宮	二河川ポンプ場	呉市宝町6番57号	107.0	S41. 4	
	芳井田ポンプ場	呉市焼山西1丁目655番地の248	1.7	S52. 3	
	宮原ポンプ場	呉市宮原9丁目2番64号	3.3	S57. 4	
	吉浦ポンプ場	呉市吉浦新町1丁目7番1号	7.6	H 4. 4	
	警固屋ポンプ場	呉市警固屋2丁目222番地の5	1.7	H 9. 3	
	串山ポンプ場	呉市船見町4番4号	0.5	S59. 4	認可外
新宮処理区合計			121.8		
広	広ポンプ場	呉市広名田1丁目6番27号	18.7	S48. 4	
	阿賀ポンプ場	呉市阿賀中央7丁目5番24号	13.6	S58. 4	
	横路ポンプ場	呉市広横路3丁目1番1号	1.6	H 3. 5	
	仁方ポンプ場	呉市仁方棧橋通1511番地の37	5.5	H 3. 5	
	郷原ポンプ場	呉市郷原町字飛垣内1650番地の7	7.8	H 5. 4	
	石内ポンプ場	呉市広石内2丁目6602番地の3	0.4	H 9. 2	認可外
	小坪ポンプ場	呉市広小坪1丁目24番地	2.0	H14. 5	
広処理区合計			49.6		
天応	宮ヶ迫ポンプ場	呉市焼山宮ヶ迫2丁目367番地の60	0.6	H 6. 4	認可外
天応処理区合計			0.6		
川尻	川尻ポンプ場	呉市川尻町西5丁目11番8号	3.6	H 3. 3	
川尻処理区合計			3.6		
安浦	安浦ポンプ場	呉市安浦町中央6丁目2番26号	3.0	H16 .4	
安浦処理区合計			3.0		

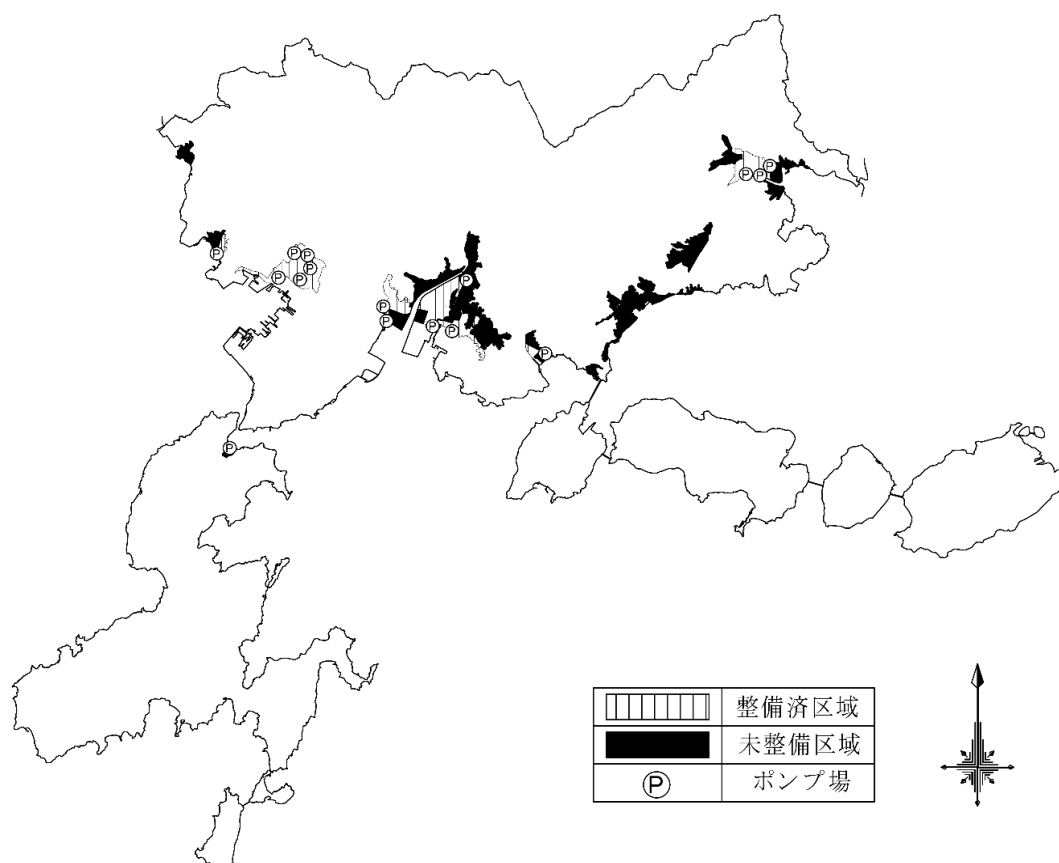
4 雨水の状況

(1) 整備状況

(令和7年3月31日現在)

区分	全体計画		事業計画		整備状況	
	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)
公共下水道	1,551.9	14	1,551.9	14	637.3	14
特定環境保全 公共下水道	8.3	1	8.3	1	2.9	1

(2) 雨水の整備状況図(令和7年3月31日現在)



(3) 管渠の整備状況

(令和7年3月31日現在)

区分		整備状況(m)						合計
		中央・吉浦排水区	阿賀・広・仁方排水区	天応排水区	川尻・小仁方排水区	安浦排水区	南隠渡排水区	
円形管	500mm未満	1,449.30	1,204.10			143.80		2,797.20
	500mm以上 1,000mm未満	2,101.23	2,565.00					4,666.23
	1,000mm以上	944.60	369.37					1,313.97
開渠	1,000mm以上 3,000mm未満		513.40					513.40
暗渠 矩形渠	1,000mm未満	1,282.00	5,163.15			708.27		7,153.42
	1,000mm以上 3,000mm未満		4,932.39			759.51		5,691.90
	3,000mm以上 5,000mm未満		283.00					283.00
	5,000mm以上		107.00					107.00
合計		5,777.13	15,137.41	-	-	1,611.58	-	22,526.12

(4) ポンプ場の整備状況

(令和7年3月31日現在)

処理区	ポンプ場名	所在地	揚水量現有能力 (m ³ /分)	使用開始年月	備考
新宮	二河川ポンプ場	呉市宝町6番57号	410.0	S41. 4	
	堀川ポンプ場	呉市中通2丁目10番地の1	72.0	S48. 4	
	堀川第2ポンプ場	呉市中通3丁目10番地の1	72.0	S61. 4	
	中央ポンプ場	呉市中央4丁目1番地の6	76.0	H 2. 4	
	二河公園ポンプ場	呉市二河町1番地	25.0	H12. 3	
	新町ポンプ場	呉市吉浦新町2丁目1番20号	143.0	H21. 4	
新宮処理区合計			798.0		
広	名田ポンプ場	呉市広名田1丁目6番15号	1,143.0	S48. 4	
	小倉ポンプ場	呉市阿賀中央7丁目5番24号	355.0	S47. 4	
	豊栄ポンプ場	呉市阿賀南3丁目20番地の1	139.0	S56. 2	
	仁方ポンプ場	呉市仁方棧橋通1511番地の37	258.5	H 3. 5	
	弥生ポンプ場	呉市広多賀谷1丁目3番25号	997.8	S63. 9	
	三芦ポンプ場	呉市広三芦1丁目		未定	
広処理区合計			2,893.3		
安浦	月見公園ポンプ場	呉市安浦町中央6丁目2番26号	350.0	S50. 3	
	浦尻ポンプ場	呉市安浦町内海南2丁目5番29号	218.3	S57. 3	
	中島川ポンプ場	呉市安浦町内海南1丁目4番15号地先	22.0	H12. 4	認可外
安浦処理区合計			590.3		
音戸北部	南隠渡ポンプ場	呉市音戸町南隠渡1丁目1917番地	86.6	R3.3	
音戸北部処理区合計			86.6		

(注) 名田ポンプ場は、名田雨水ポンプ場を含む。

5 終末処理場の整備状況

(令和7年3月31日現在)

区分	所在地	敷地面積 (㎡)	排除方式	処理方法	
				汚水処理	汚泥処理
新宮浄化センター	呉市光町3番4号	30,960	分流式 (一部合流式)	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
広浄化センター	呉市広多賀谷3丁目10番1号	23,000	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
天応浄化センター	呉市天応大浜3丁目5番地の4	16,000	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
川尻浄化センター	呉市川尻町小仁方1丁目5番1号	16,400	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
安浦浄化センター	呉市安浦町中央8丁目1番37号	27,100	分流式	オキシデーションディッチ法	濃縮, 脱水
赤石浄化センター	呉市蒲刈町大浦字赤石44番地	7,544	分流式	オキシデーションディッチ法	脱水
本浦浄化センター	呉市倉橋町字前宮ノ浦451番地2	3,100	分流式	オキシデーションディッチ法 (急速ろ過法併用)	脱水
音戸北部浄化センター	呉市音戸町渡子1丁目10番106	12,300	分流式	オキシデーションディッチ法	脱水
倉橋中央浄化センター	呉市倉橋町字小宇和木5906番3	5,900	分流式	オキシデーションディッチ法	脱水

区分	放流先	工事着手	供用開始	事業計画 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理能力 (㎡/日)	現有処理能力 (㎡/日)
新宮浄化センター	呉地先海域 (呉湾)	昭和34年11月	昭和44年4月	1,675.0	87,630	52,200	52,200
広浄化センター	呉地先海域 (広湾)	昭和47年4月	昭和49年4月	1,510.4	62,560	41,900	41,900
天応浄化センター	呉地先海域 (天応海岸)	平成元年11月	平成6年4月	381.9	13,860	9,600	7,900
川尻浄化センター	安芸津・安浦地先 海域	昭和63年8月	平成3年3月	262.2	7,730	2,710	3,300
安浦浄化センター	野呂川 (三津口湾)	平成5年4月	平成9年4月	412.2	8,860	2,980	3,630
赤石浄化センター	安芸津・安浦地先 海域	平成10年8月	平成13年4月	86.5	830	500	500
本浦浄化センター	呉地先海域 (倉橋漁港)	平成5年4月	平成15年4月	35.5	740	650	650
音戸北部浄化センター	呉地先海域	平成20年12月	平成24年4月	110.3	2,760	1,400	1,400
倉橋中央浄化センター	呉地先海域 (釣土田港)	平成22年8月	平成26年5月	59.5	850	600	600

6 運転状況等

(1) ポンプ場の運転状況

処理区	区分	ポンプ場名	揚水量(m³)		汚水量(m³)	雨水量(m³)	廃棄物(t)	
			年間	日平均			沈砂	し渣
新宮	汚水/雨水	二河川ポンプ場	8,160,029	22,356	6,585,139	1,032,045	34.3	3.8
	汚水	宮原ポンプ場	166,152	455	166,152	-	-	-
	汚水	串山ポンプ場	16,833	46	16,833	-	-	-
	雨水	堺川ポンプ場	108,864	298	-	108,864	-	-
	雨水	堺川第2ポンプ場	55,728	153	-	55,728	-	-
	雨水	中央ポンプ場	56,658	155	-	56,658	-	-
	雨水	二河公園ポンプ場	166,275	456	-	166,275	-	-
	汚水	警固屋ポンプ場	289,039	792	289,039	-	0.7	-
	汚水	吉浦ポンプ場	596,914	1,635	596,914	-	2.4	0.1
	汚水	芳井田ポンプ場	195,870	537	195,870	-	-	-
	雨水	新町ポンプ場	1,320,852	3,619	-	1,320,852	-	-
天応	汚水	宮ヶ迫ポンプ場	1,951	5	1,951	-	-	-
広	汚水/雨水	仁方ポンプ場	1,189,130	3,258	553,926	635,204	0.3	0.1
	汚水	広ポンプ場	4,921,493	13,484	4,921,493	-	-	1.6
	雨水	名田ポンプ場 (名田雨水ポンプ場)	6,492,990 (4,171,824)	17,789 (11,430)	- -	6,492,990 (4,171,824)	- -	- -
	雨水	弥生ポンプ場	1,723,952	4,723	-	1,723,952	14.3	-
	汚水	横路ポンプ場	282,627	774	282,627	-	-	-
	汚水	阿賀ポンプ場	2,253,198	6,173	2,253,198	-	2.7	1.5
	雨水	小倉ポンプ場	1,987,902	5,446	-	1,987,902	-	-
	雨水	豊栄ポンプ場	476,452	1,305	-	476,452	-	-
	汚水	郷原ポンプ場	855,324	2,343	855,324	-	-	0.1
	汚水	石内ポンプ場	19,728	54	19,728	-	-	-
	汚水	小坪ポンプ場	191,935	526	191,935	-	-	-
川尻	汚水	川尻ポンプ場	603,481	1,653	603,481	-	-	0.6
安浦	汚水	安浦ポンプ場	737,103	2,019	737,103	-	-	0.5
	雨水	月見公園ポンプ場	2,397,488	6,568	-	2,397,488	-	-
	雨水	浦尻ポンプ場	994,205	2,724	-	994,205	-	-
	雨水	中島川ポンプ場	12,628	35	-	12,628	-	-
音戸	雨水	南隠渡ポンプ場	24,161	66	-	24,161	-	-

- (注) 1 日平均 ⇒ 揚水量(m³)年間/365で計算する。
 2 二河川ポンプ場の雨水量は、直接放流を含んでいない。
 3 名田ポンプ場は、名田雨水ポンプ場を含み、()内は名田雨水ポンプ場の内数

(2) 処理場の運転状況

ア 新宮浄化センター

項目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量	(m³)	12,526,574	12,597,515	10,709,043	11,206,319	11,353,444
		日平均 (m³)	34,319	34,514	29,340	30,618	31,105
		日最大 (m³)	176,721	277,203	143,489	119,828	134,620
		晴天時日平均 (m³)	28,820	27,952	26,488	26,271	26,499
		晴天時日最大 (m³)	41,958	41,495	40,282	41,551	42,403
	汚水処理量 (m³)		10,410,874	10,116,261	9,577,773	9,536,474	9,603,533
	し尿処理量 (m³)		108,287	86,360	90,310	78,566	68,592
	雨水処理量 (m³)		2,007,413	2,394,894	1,040,960	1,591,279	1,681,319
汚泥処理	汚泥処理量	(m³)	154,125	90,625	57,730	61,499	63,237
		日平均 (m³)	524	308	196	208	216
		含水率 (%)	98.8	98.1	97.1	97.3	97.6
	脱水ケーキ量	(t)	6,827	6,213	6,275	5,780	5,544
		日平均 (t)	23.2	21.1	21.3	19.5	18.9
		含水率 (%)	74.9	75.8	76.0	74.6	74.5
廃棄物	沈砂量 (t)		19.9	28.1	15.3	16.2	18.1
	し渣量 (t)		37.5	72.0	29.6	30.3	28.7
その他	電力使用量 (kwh)		5,649,119	5,562,596	5,530,296	5,499,469	5,546,057
	水道使用量 (m³)		3,430	2,726	2,448	3,385	4,448
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	183,655	180,665	184,553	193,108	181,645
		高分子凝集剤 (kg)	10,260	10,280	11,133	12,662	13,254

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

イ 広浄化センター

項目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量	(m³)	9,540,542	9,736,829	8,803,412	8,819,670	8,925,446
		日平均 (m³)	26,139	26,676	24,119	24,098	24,453
		日最大 (m³)	32,103	33,308	34,352	33,873	35,412
	汚水処理量 (m³)		9,154,872	9,367,031	8,508,645	8,574,810	8,597,705
	し尿処理量 (m³)		121,160	131,744	106,548	105,226	167,917
	都市排水処理量 (m³)		264,510	238,054	188,219	139,634	159,824
汚泥処理	汚泥処理量	(m³)	66,187	68,993	70,022	61,084	74,961
		日平均 (m³)	187	189	192	167	205
		含水率 (%)	97.0	97.1	97.4	97.3	97.6
	脱水ケーキ量	(t)	7,156	6,986	6,486	5,906	6,571
		日平均 (t)	24.4	19.1	17.8	16.1	18.0
		含水率 (%)	68.9	71.6	71.3	70.4	73.4
廃棄物	沈砂量 (t)		7.7	17.0	6.9	12.7	13.1
	し渣量 (t)		82.5	53.7	7.6	18.2	54.9
その他	電力使用量 (kwh)		4,671,984	4,590,421	4,387,896	4,367,422	4,713,934
	水道使用量 (m³)		6,446	8,102	8,849	9,340	8,614
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	131,756	137,966	128,662	122,337	125,017
		高分子凝集剤 (kg)	29,948	36,447	37,423	32,736	43,869

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

ウ 天応浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m³)	1,225,973	1,218,242	1,132,889	1,135,757	1,155,483
	日平均 (m³)	3,359	3,338	3,104	3,103	3,166
	日最大 (m³)	3,526	3,947	3,566	4,035	3,900
汚泥処理	汚泥処理量 (m³)	9,559	9,887	10,356	9,525	10,725
	日平均 (m³)	26	29	29	26	29
	含水率 (%)	97.4	97.6	97.7	97.7	97.9
	脱水ケーキ量 (t)	926	901	893	841	979
	日平均 (t)	2.5	2.6	2.5	2.3	2.7
	含水率 (%)	75.6	77.4	75.5	75.1	74.9
廃棄物	沈砂量 (t)	18.2	20.7	11.3	11.9	10.1
	し渣量 (t)	1.3	2.3	3.0	1.8	1.5
その他	電力使用量 (kwh)	1,219,528	1,251,933	1,168,226	1,156,671	1,189,787
	水道使用量 (m³)	1,381	1,087	1,254	1,261	1,200
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	27,605	22,067	29,342	24,773
		高分子凝集剤 (kg)	2,073	2,292	2,058	2,236

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

エ 川尻浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m³)	729,683	720,462	676,850	664,761	640,612
	日平均 (m³)	1,999	1,974	1,854	1,816	1,755
	日最大 (m³)	2,127	2,165	2,213	2,088	2,194
汚泥処理	汚泥処理量 (m³)	10,270	10,118	11,009	10,964	10,095
	日平均 (m³)	28	28	30	30	28
	含水率 (%)	98.6	98.5	98.7	98.7	98.7
	脱水ケーキ量 (t)	588	585	556	551	558
	日平均 (t)	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5
	含水率 (%)	73.0	73.6	73.5	73.5	73.6
その他	電力使用量 (kwh)	563,089	557,184	533,951	528,237	526,735
	水道使用量 (m³)	128	135	114	131	129
	薬品	固形塩素 (kg)	2,095	2,101	2,052	1,942
		高分子凝集剤 (kg)	1,235	1,227	1,338	1,033

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

オ 安浦浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m³)	798,985	802,778	721,155	735,337	737,103
	日平均 (m³)	2,189	2,199	1,976	2,009	2,019
	日最大 (m³)	2,473	2,682	2,831	2,512	2,772
汚泥処理	汚泥処理量 (m³)	10,455	9,608	10,784	10,151	9,413
	日平均 (m³)	60	59	65	65	60
	含水率 (%)	99.0	98.9	98.9	98.9	98.8
	脱水ケーキ量 (t)	650	603	623	566	542
	日平均 (t)	3.8	3.7	3.8	3.6	3.4
	含水率 (%)	84.1	84.2	84.0	84.3	84.4
廃棄物	し渣量 (kg)	4,150	3,500	3,180	2,870	3,350
その他	電力使用量 (kwh)	406,074	410,530	418,015	422,178	426,689
	水道使用量 (m³)	204	188	159	142	142
	薬品	固形塩素 (kg)	930	905	915	935
		高分子凝集剤 (kg)	1,496	1,297	1,316	1,133

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

カ 赤石浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m ³)	80,436	78,521	74,639	74,328	74,706
	日平均 (m ³)	220	215	204	203	205
	日最大 (m ³)	346	279	319	278	275
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	2,716	3,356	3,240	3,736	3,607
	日平均 (m ³)	10	9	10	11	12
	含水率 (%)	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8
	脱水ケーキ量 (t)	44	30	39	48	37
	日平均 (t)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	含水率 (%)	75.9	77.2	82.7	83.0	79.4
廃棄物	沈砂量 (kg)	0	0	0	0	0
	し渣量 (kg)	370	210	150	110	40
その他	電力使用量 (kwh)	118,858	110,389	111,554	110,454	109,756
	水道使用量 (m ³)	212	182	176	191	233
	薬品	固形塩素 (kg)	100	185	94	88
		高分子凝集剤 (kg)	215	213	204	251

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

キ 本浦浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m ³)	98,331	99,081	97,541	98,807	93,873
	日平均 (m ³)	269	271	267	270	257
	日最大 (m ³)	378	452	361	538	354
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	5,872	4,146	6,318	4,570	4,975
	日平均 (m ³)	16	11	17	12	14
	含水率 (%)	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
	脱水ケーキ量 (t)	115	82	100	74	84
	日平均 (t)	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2
	含水率 (%)	84.2	82.7	82.8	82.9	83.6
廃棄物	し渣量 (kg)	1,240	880	1,170	960	570
その他	電力使用量 (kwh)	161,623	191,278	187,438	192,100	197,790
	水道使用量 (m ³)	51	68	87	76	86
	薬品	固形塩素 (kg)	240	115	40	20
		高分子凝集剤 (kg)	258	287	259	166

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

ク 音戸北部浄化センター

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水処理	流入水量 (m ³)	40,698	39,774	37,756	39,327	47,856
	日平均 (m ³)	111	109	103	107	131
	日最大 (m ³)	179	123	162	139	208
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	1,659	1,749	1,765	2,923	2,726
	日平均 (m ³)	14	5	5	8	7
	含水率 (%)	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
	脱水ケーキ量 (t)	21	18	21	27	27
	日平均 (t)	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1
	含水率 (%)	81.2	80.2	81.9	85.7	82.9
廃棄物	し渣量 (kg)	40	0	5	10	10
その他	電力使用量 (kwh)	159,924	159,527	151,259	145,720	153,007
	水道使用量 (m ³)	18	16	16	17	19
	薬品	固形塩素 (kg)	65	26	17	40
		高分子凝集剤 (kg)	159	160	115	54

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

ケ 倉橋中央浄化センター

項目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水 処 理	流入水量	(m ³)	17,432	18,305	17,308	19,186	20,503
		日平均 (m ³)	48	50	47	52	56
		日最大 (m ³)	61	65	96	116	72
汚 泥 処 理	汚泥処理量	(m ³)	587	326	481	594	650
		日平均 (m ³)	5	1	1	2	2
		含水率 (%)	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
	脱水ケーキ量	(t)	6	3	6	7	8
		日平均 (t)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
		含水率 (%)	79.3	81.9	81.3	82.6	81.9
廃棄物	沈砂量	(kg)	0	0	0	0	0
	し渣量	(kg)	10	0	10	10	10
そ の 他	電力使用量 (kwh)		57,145	52,319	53,388	54,122	59,675
	水道使用量 (m ³)		97	128	127	145	138
	薬品	固形塩素 (kg)	105	120	130	125	130
		高分子凝集剤 (kg)	120	29	19	1	3

(注) 汚泥処理の日平均は、稼働日数で除したもの

(3) 排水水質等の規制

排水水質等の規制は、下水道施設の機能及び構造の保全、終末処理場からの放流水の環境汚染防止（環境保全）を目的としており、下水道法、条例、水質汚濁防止法その他関係法令により、事業場及び終末処理場の排水水質基準や各種届出、罰則等の制度が定められている。

本市では、事業場等への立入調査や排水の水質検査等を積極的に実施して、除害施設（水質基準に適合させるための排水処理設備）の維持管理状況や水質基準の遵守状況等の確認を行っている。また、終末処理場の放流水についても、定期的な水質検査を実施しており、常に適正で良好な放流水質の確保に努めている。

なお、令和6年度における終末処理場の放流水は、全て基準値に適合していた。

★ 呉市における公共下水道へ排水される水質の基準及び終末処理場からの排水基準

対象者 対象物質又は項目		特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		終末処理場 からの排水 基準
		排水量 30m³/日未満	排水量 30m³/日以上 50m³/日未満	排水量 50m³/日以上	排水量 50m³/日未満	排水量 50m³/日以上	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアン化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	有機りん化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	鉛及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	六価クロム化合物	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
	ひ素及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "
	アルキル水銀化合物	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	テトラクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	ジクロロメタン	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
	四塩化炭素	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "
	1, 1-ジクロロエチレン	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
	チウラム	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
	シマジン	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "
	チオベンカルブ	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
	ベンゼン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	セレン及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	ほう素及びその化合物	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)
	ふっ素及びその化合物	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)
	1, 4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "
	アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—	—	100 "

対象者 対象物質又は項目		特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		終末処理場から の排水基準
		排水量 30m ³ /日未満	排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	
環境項目等	フェノール類	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	銅及びその化合物	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "
	亜鉛及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "
	クロム及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "
	水素イオン濃度(pH)	5を超え11未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	—	600未満	—	600未満	15以下 10以下(本浦)
	浮遊物質(SS)	—	—	600未満	—	600未満	40以下
	n-ヘキサン抽出物質含有量	20以下	20以下	5以下	20以下	5以下	5 "
	動植物油脂類含有量	—	—	30 "	—	30 "	20 "
	窒素含有量	—	—	—	—	—	120(60) "
	りん含有量	—	—	—	—	—	16 (8) "
	温度	—	—	45度未満	—	45度未満	★
	よう素消費量	—	—	220未満	—	220未満	—
化学的酸素要求量		—	—	—	—	—	30(20)以下
大腸菌群数		—	—	—	—	—	3,000個/cm ³ "
(備 考) 1 単位は、pH、温度、大腸菌群数を除き、全てmg/ℓである。 また、()内は、日間平均値である。 2 内は、直罰等に係る規制基準である。 なお、この基準のうち30m³/日以上、50m³/日未満の特定事業場に係るフェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガンの基準は、と畜業、食鶏処理業、廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロムを使用する特定事業場に適用する基準である。 3 内は、除害施設の設置等に係る規制基準である。 4 ★は、排出先の公共用水域の水に著しい変化を与えない程度（外観、透視度及び臭気も含む。）							

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設	ダイオキシン類として 10pg-TEQ/L以下
-------------------------	----------------------------

(4) 下水道使用料の収納状況

(税込み)

区分	調定		収納	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
令和2年度	573,055	4,512,867,795	525,255	4,315,547,911
令和3年度	571,570	4,517,016,235	525,305	4,324,130,899
令和4年度	568,490	4,374,581,874	522,562	4,189,432,889
令和5年度	566,182	4,322,735,225	520,759	4,143,388,810
令和6年度	573,140	4,523,773,461	526,632	4,328,131,523

区分	未納		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数	金額
令和2年度	47,800	197,319,884	91.6	95.6
令和3年度	46,265	192,885,336	91.9	95.7
令和4年度	45,928	185,148,985	91.9	95.7
令和5年度	45,423	179,346,415	92.0	95.9
令和6年度	46,508	195,641,938	91.9	95.7

- (注) 1 令和2年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)158,259,426円を含む。
2 令和3年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)152,066,650円を含む。
3 令和4年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)147,146,302円を含む。
4 令和5年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)144,491,713円を含む。
5 令和6年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)156,694,689円を含む。
6 収納額は、年度末における水道事業会計での預り金を算入した金額である。
7 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

(5) 下水道事業受益者負担金・分担金の収納状況

(不課税)

区分	調定(賦課)		収納	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
令和2年度	97	4,098,492	97	4,098,492
令和3年度	72	4,186,847	72	4,186,847
令和4年度	133	9,970,762	129	9,702,849
令和5年度	84	2,920,557	83	2,891,357
令和6年度	210	8,888,267	208	8,719,421

区分	未納		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数	金額
令和2年度	-	-	100.0	100.0
令和3年度	-	-	100.0	100.0
令和4年度	4	267,913	97.0	97.3
令和5年度	1	29,200	98.8	99.0
令和6年度	2	168,846	99.0	98.1

- (注) 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

7 使用料, 受益者負担金等

(1) 下水道使用料表

※ 総額(税込み)表示

(令和6年4月1日 改定)

区域	用途	基本使用料 (1世帯又は 1事業所1月 につき)	従量使用料[1m ³ につき]						
			1 m ³ 以下 10 m ³	11 m ³ 以下 20 m ³	21 m ³ 以下 30 m ³	31 m ³ 以下 50 m ³	51 m ³ 以下 100 m ³	101 m ³ 以下 500 m ³	501 m ³ 以上
市の 区域 内	一般用	1,298.00 円 (1,180)	40.70 円 (37)	235.40 円 (214)	286.00 円 (260)	333.30 円 (303)	369.60 円 (336)	393.80 円 (358)	416.90 円 (379)
	一般公衆 浴場用	1,298.00 円 (1,180)	103.40 円 (94)						
市の 区域 外	一般用	1,947.00 円 (1,770)	61.60 円 (56)	353.10 円 (321)	429.00 円 (390)	500.50 円 (455)	554.40 円 (504)	590.70 円 (537)	625.90 円 (569)

(注) 1 上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは, その端数金額を切り捨てる。

2 ()は, 税抜き額

(2) 井戸水使用者について

井戸水のみを使用し、又は井戸水と水道水を併用して下水道を利用する場合については、世帯の人数と使用用途により、個別に排除汚水量を認定している。

- ★ 井戸水のみ使用の場合
 - 1 世帯の2か月の排除汚水量
 - 一人目 16m³
 - 二人目以降一人増すごとに 12m³を加算
- ★ 井戸水を水道水と併用の場合
 - 水道水の使用水量に、用途ごとに井戸水のための2分の1の水量を加算

井戸水使用者に対する水量認定表

(m³/2か月)

用途	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
洗濯	5	8	12	15	18	21	24	27	30	33
便所	3	6	8	11	14	17	20	23	26	29
台所	3	6	8	10	12	14	16	18	20	22
風呂	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
洗面手洗	1	2	4	6	8	10	12	14	16	18
合 計	16	28	40	52	64	76	88	100	112	124

1用途を水道水・井戸水併用の場合は、井戸水を2分の1に減量する(各用途の合計水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。)

(3) 下水道事業受益者負担金・分担金

制度の概要

下水道施設は、道路や公園のように、市民の誰もが利用できるものではなく、下水道が整備された区域の人しか利用できない。この下水道を税金だけで作ったのでは、整備されていない区域に住んでいる方々との不公平が生じることとなる。

そこで、下水道の整備により、生活環境が改善されたり、土地の利用価値が増加するなどの利益を受ける方に、下水道の建設費の一部を、受益者負担金・分担金として、一度限り、負担してもらっている。

- ★ 根 拠 法 令 都市計画法第75条、地方自治法第224条、
呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例
- ★ 条例制定年月日 昭和49年3月19日
- ★ 受 益 者 排水区域内の土地所有者又は権利者
- ★ 負 担 金 額 土地の面積1㎡当たり110円を乗じて得た額
- ★ 賦 課 方 法 毎年度当初、賦課対象区域を告示し、当該区域内の土地について賦課
- ★ 徴 収 年 限 原則として一括払い(申請により、年1回払いで最長3年)
- ★ 減 免 措 置 公共用又は公用に供されている土地、生活扶助を受けている人が使用している土地、社会福祉施設、私道、急傾斜地等で一定の条件を満たすものである場合
- ★ 徴収猶予制度 地目が田・畑・山林等で現況も田・畑・山林等として利用しているもの又は土地の現況により下水道の利用が当面困難な土地である場合

8 普及促進対策

(1) 水洗便所等改造資金利子補給制度

ア 制度の概要

既存の住宅における水洗便所の普及と排水設備の整備を促進することを目的に、平成24年4月1日に制度を創設した。

くみ取り便所を水洗便所に改造するなどの排水設備工事を行うに当たり、制度を利用して、金融機関から必要な資金の融資を受ける場合、当該金融機関に利子相当額を補給している。

★ 利子補給を受ける資格

- (ア) 建物の所有者又はその同意を得た占有者(個人に限る。)であること。
- (イ) 取扱金融機関の融資条件に適合すること。
- (ウ) 市税, 下水道事業受益者負担金, 下水道事業受益者分担金, 集落排水事業受益者分担金, 下水道使用料, 集落排水処理施設使用料及び水道料金を滞納していないこと。
- (エ) 呉市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する者でないこと。

★ 融資限度額

- (ア) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事
 - ⇒ 60万円
 - (ただし、水洗便所が2個以上ある場合は、90万円)
- (イ) 浄化槽を廃止する工事
 - ⇒ 35万円
- (ウ) 排水ポンプ設置のための工事
 - ⇒ 30万円

★ 償還条件

- (ア) 融資を受けた取扱金融機関に償還すること。
- (イ) 融資を受けた日の翌月から5年以内に償還すること。
- (ウ) 毎月、元金均等償還を行うこと。
- (エ) 償還期日までは、無利子とする。

★ 取扱金融機関

広島銀行, もみじ銀行, 呉信用金庫, ひろしま農業協同組合, 広島ゆたか農業協同組合の呉市内の店舗(呉信用金庫以外は、出張所を除く。)

イ 貸付制度・利子補給制度の推移

【貸付制度】

施行年月日	貸付限度額(円)	償還金額(円／月)	償還回数(回)	備 考
昭和44. 4. 1	70,000	1,500	47	くみ取り便所改造資金
48. 4. 1	100,000	2,000	50	くみ取り便所改造資金改正
	150,000	3,000	50	
51.10. 1	180,000	4,000	45	〃
53. 4.10	200,000	5,000	40	〃
56 .4. 1	220,000	5,000	44	〃
58. 4. 1	250,000	7,000	36	くみ取り便所改造資金改正 排水ポンプ設置資金新設
59. 4. 1	250,000	7,000	36	し尿浄化槽廃止資金新設
62.10. 1	80,000	7,000	12	共同住宅し尿浄化槽廃止資金新設
平成元. 4. 1	320,000	25万円以下 7,000 25万円超 9,000	36 36	くみ取り便所改造資金改正
	改造 250,000			
	便所内装 70,000			
4. 4. 1	360,000	25万円以下 7,000 25万円超 10,000	36 36	〃
	改造 290,000			
	便所内装 70,000			
8. 4. 1	360,000	25万円以下 7,000	36	(改造, 便所内装の区分を廃止)
		25万円超 10,000	36	
10. 4. 1	450,000	36万円以下 10,000 36万円超 13,000	36 35	くみ取り便所改造資金改正
	350,000			し尿浄化槽廃止資金改正
	300,000			排水ポンプ設置資金改正
	100,000			共同住宅し尿浄化槽廃止資金改正
21. 7. 1	変更なし	変更なし	変更なし	集落排水事業への適用開始
24. 3.31				貸付制度廃止

【利子補給制度】

施行年月日	貸付限度額(円)	償 還 条 件	取扱金融機関	備 考
平成24.4.1	便所改造 600,000	融資を受けた日の翌月からの元金均等償還	広島銀行 もみじ銀行 呉信用金庫 ひろしま農業協同組合 広島ゆたか農業協同組合	利子補給制度新設
	又は 900,000			
	浄化槽廃止 350,000			
	ポンプ設置 300,000			

ウ 利子補給実施件数

(単位:件)

年度	くみ取り便所改造資金	し尿浄化槽廃止資金	排水ポンプ設置資金	合計
R 2	3	2	0	5
R 3	1	2	0	3
R 4	2	2	0	4
R 5	2	0	0	2
R 6	1	2	0	3

※ 当該年度末までに融資まで受けた件数

(注) 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

(2) 呉市私道内下水道管布設制度

呉市私道内下水道管布設取扱要綱に基づき、昭和50年7月から、5戸(5世帯)以上が利用する私道について、公費による下水道管布設を行っている。

また、平成4年11月に同要綱の適用基準を作成し、地目が公衆用道路である場合及び道路位置指定を受けている場合についても、公費で対応することとしている。

私道内における下水道管布設状況

年 度	施工件数	年 度	施工件数
昭 和 52 年 度	43	令 和 元 年 度	2
昭 和 53 年 度	66	令 和 2 年 度	1
昭 和 54 年 度	77	令 和 3 年 度	0
昭 和 55 年 度	34	令 和 4 年 度	2
昭 和 56 年 度	49	令 和 5 年 度	0
昭 和 57 年 度	46	令 和 6 年 度	0
昭 和 58 年 度	26	累 計	1,033
昭 和 59 年 度	31		
昭 和 60 年 度	22		
昭 和 61 年 度	32		
昭 和 62 年 度	42		
昭 和 63 年 度	37		
平 成 元 年 度	28		
平 成 2 年 度	36		
平 成 3 年 度	41		
平 成 4 年 度	47		
平 成 5 年 度	58		
平 成 6 年 度	40		
平 成 7 年 度	30		
平 成 8 年 度	27		
平 成 9 年 度	40		
平 成 10 年 度	32		
平 成 11 年 度	23		
平 成 12 年 度	13		
平 成 13 年 度	17		
平 成 14 年 度	13		
平 成 15 年 度	14		
平 成 16 年 度	8		
平 成 17 年 度	3		
平 成 18 年 度	3		
平 成 19 年 度	9		
平 成 20 年 度	4		
平 成 21 年 度	6		
平 成 22 年 度	6		
平 成 23 年 度	4		
平 成 24 年 度	6		
平 成 25 年 度	1		
平 成 26 年 度	1		
平 成 27 年 度	8		
平 成 28 年 度	0		
平 成 29 年 度	2		
平 成 30 年 度	3		

9 財務

(1) 損益計算書

(単位: 千円, 税抜き)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	7,191,791	7,263,091	7,035,368	6,960,230	7,626,319
営業収益	4,894,838	5,043,893	4,851,783	4,891,687	5,108,176
下水道使用料	4,102,802	4,106,583	3,977,097	3,929,963	4,112,712
一般会計負担金	766,679	834,361	828,106	926,592	938,058
その他営業収益	25,356	102,949	46,580	35,132	57,406
営業外収益	2,287,164	2,219,198	2,181,643	2,068,544	2,495,904
受取利息	27	67	14	8	271
県補助金	-	-	-	-	12,313
一般会計補助金	721,328	669,251	665,436	576,196	940,689
受託事業収益	84,917	91,592	98,089	110,027	108,886
集落排水事業負担金	46,185	44,017	44,759	42,762	-
長期前受金戻入	1,424,046	1,398,471	1,359,265	1,325,530	1,415,439
雑収益	10,663	15,799	14,081	14,020	18,305
特別利益	9,789	-	1,942	-	22,239
固定資産売却益	-	-	-	-	-
過年度損益修正益	-	-	1,553	-	-
その他特別利益	9,789	-	388	-	22,239
支出	6,578,532	6,776,684	6,846,822	6,855,965	7,427,293
営業費用	5,810,330	6,071,270	6,188,513	6,222,587	6,792,257
管渠費	221,872	263,380	264,539	230,622	266,507
ポンプ場費	399,071	424,776	511,336	569,119	651,381
処理場費	1,373,373	1,509,435	1,635,259	1,661,792	1,867,781
水質指導費	18,426	19,754	30,429	30,420	29,924
普及促進費	30,626	31,648	27,657	27,844	28,719
業務費	159,924	164,293	178,487	178,824	185,447
総係費	144,056	220,957	158,269	144,068	180,835
減価償却費	3,449,154	3,376,296	3,367,196	3,342,853	3,506,744
資産減耗費	13,829	60,731	15,340	37,044	74,919
営業外費用	766,459	705,414	657,877	633,379	612,797
支払利息	603,755	536,581	480,661	437,473	447,350
東部処理場受託事業費	58,063	63,561	66,917	68,535	65,133
ポンプ所及び樋門 管理受託事業費	26,854	28,031	31,171	41,493	43,753
集落排水事業費	46,185	44,017	44,759	42,762	-
雑支出	31,602	33,223	34,369	43,117	56,561
特別損失	1,743	-	432	-	22,239
固定資産売却損	-	-	373	-	-
過年度損益修正損	1,740	-	60	-	-
その他特別損失	4	-	-	-	22,239
経常損益	605,213	486,408	187,036	104,265	199,026
当年度純損益	613,259	486,408	188,545	104,265	199,026

(注) 1 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

(2) 資本的收入及び支出

(単位:千円, 税込み)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	2,678,814	3,308,631	2,220,269	2,281,589	3,969,762
企業債	1,580,900	1,937,500	1,463,900	1,488,900	1,925,400
固定資産売却代金	751	636	2,221	1,640	1,584
負担金	253,132	183,850	5,654	21,824	17,697
補助金	611,012	966,985	537,688	580,702	1,090,016
国庫補助金	611,012	966,985	537,688	580,702	1,087,312
県補助金	-	-	-	-	2,704
出資金	229,208	217,806	206,659	185,884	226,753
分担金	3,612	1,732	4,052	2,544	8,256
貸付金回収金	200	123	95	94	56
他会計長期借入金	-	-	-	-	700,000
支出	5,252,384	5,902,332	4,998,034	5,117,103	6,213,313
建設改良費	2,172,132	2,825,732	1,943,589	2,224,746	3,114,785
建設事務費	245,113	238,036	245,161	255,866	293,937
公共下水道事業費	1,243,233	2,188,177	1,186,406	1,539,317	2,314,970
特定環境保全事業費	661,040	379,144	467,546	406,437	324,578
集落排水事業費	-	-	-	-	171,235
災害復旧事業費	14,535	18,274	29,218	17,267	-
固定資産購入費	8,211	2,101	15,258	5,858	10,066
企業債償還金	3,080,252	3,076,599	3,054,445	2,891,176	3,098,529
返還金	-	-	-	1,182	-
収支差引不足額	△2,573,570	△2,593,701	△2,777,765	△2,835,514	△2,243,551
補填財源					
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	94,611	130,782	105,059	124,140	155,348
減債積立金	440,022	424,364	649,435	302,289	-
損益勘定留保資金	2,038,937	2,038,555	2,023,271	2,054,306	2,088,204
繰越利益剰余金処分額	-	-	-	300,595	-
当年度未処分利益剰余金	-	-	-	54,185	-

(注) 1 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産	92,286,192	91,450,882	89,873,516	88,542,796	94,760,639
有形固定資産	92,285,087	91,449,900	89,872,629	88,542,003	94,759,902
土地	5,911,094	5,916,597	5,918,940	5,918,940	6,103,182
建物	2,697,834	2,622,637	2,515,894	2,398,206	2,939,147
構築物	73,826,220	72,463,976	71,060,765	69,791,921	73,643,603
機械及び装置	8,860,595	9,418,964	9,326,490	9,438,986	9,743,519
車両運搬具	3,379	3,429	4,805	3,408	2,196
工具、器具及び備品	28,514	22,640	28,075	26,914	28,349
建設仮勘定	957,451	1,001,656	1,017,659	963,627	2,299,906
投資その他の資産	1,105	982	887	793	737
長期貸付金	1,105	982	887	793	737
流動資産	2,090,927	2,608,055	1,968,355	1,529,599	1,640,649
現金・預金	1,595,331	2,231,470	1,638,963	1,136,188	1,286,420
未収金	397,091	338,906	252,679	266,883	332,790
貸倒引当金	△1,257	△1,551	△1,678	△1,679	△2,268
前払金	91,714	28,655	76,566	120,001	17,632
その他流動資産	8,049	10,575	1,825	8,205	6,074
資産合計	94,377,120	94,058,937	91,841,870	90,072,395	96,401,288

(注)1 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定負債	35,954,241	34,848,701	33,431,501	32,007,169	34,310,182
企業債	35,752,163	34,635,218	33,207,942	31,764,256	33,331,598
他会計借入金	-	-	-	-	700,000
引当金	202,079	213,484	223,560	242,913	278,584
流動負債	3,890,071	4,311,596	3,959,067	4,095,172	3,864,662
企業債	3,076,599	3,054,445	2,891,176	2,932,586	2,901,393
未払金	748,135	1,197,336	994,360	1,035,849	877,731
未払費用	1,613	1,491	1,524	45,578	1,972
引当金	49,424	45,539	46,388	43,231	45,092
預り金	14,276	12,782	23,948	33,936	37,501
その他流動負債	24	4	1,671	3,991	973
繰延収益	28,240,716	27,896,832	27,049,403	26,278,007	29,202,600
長期前受金	69,528,979	70,448,859	70,942,515	71,462,307	75,469,617
長期前受金収益化累計額	△41,288,263	△42,552,026	△43,893,111	△45,184,299	△46,267,017
負債合計	68,085,028	67,057,130	64,439,971	62,380,348	67,377,445
資本金	21,114,457	21,772,285	22,403,307	23,238,626	24,642,207
資本金	21,114,457	21,772,285	22,403,307	23,238,626	24,642,207
剰余金	5,177,634	5,229,522	4,998,591	4,453,421	4,381,636
資本剰余金	3,729,789	3,735,291	3,740,178	3,740,178	3,771,656
国庫補助金	2,023,060	2,023,060	2,023,060	2,023,060	2,054,537
受益者負担金	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
一般会計繰入金	196,213	196,213	196,213	196,213	196,213
受贈財産評価額	1,509,102	1,514,605	1,519,492	1,519,492	1,519,492
利益剰余金	1,447,845	1,494,231	1,258,413	713,243	609,980
減債積立金	89,087	277,723	114,289	-	-
当年度未処分利益剰余金	1,358,758	1,216,508	1,144,124	713,243	609,980
(うち積立金への積立可能額)	(918,736)	(792,144)	(494,689)	(410,954)	(255,200)
資本合計	26,292,091	27,001,807	27,401,898	27,692,047	29,023,843
負債・資本合計	94,377,120	94,058,937	91,841,870	90,072,395	96,401,288

(注)1 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度は集落排水事業を含め、令和5年度以前は下水道事業のみを記載している。

(4) セグメント情報

下水道事業会計では公共下水道事業及び集落排水事業を運営しており、このうち公共下水道事業の財政状況を示すセグメント情報は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

項目	令和6年度
営業収益	5,057,532
営業費用	6,388,219
営業損益	△ 1,330,687
経常損益	199,026
セグメント資産	89,348,433
セグメント負債	61,264,013
その他の項目	
一般会計繰入金	1,798,638
減価償却費	3,299,361
特別利益	0
特別損失	0
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	△ 770,676

10 経営分析

分析項目			単位	比較					公式	備考
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
業務分析	負荷率 (下水道事業)		%	75.9	74.3	69.1	67.7	66.8	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時1日最大処理水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	施設利用率 (下水道事業)		%	56.3	56.0	51.9	51.4	52.2	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時1日処理能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
	最大稼働率 (下水道事業)		%	74.2	75.4	75.1	76.0	78.1	$\frac{\text{晴天時1日最大処理水量}}{\text{晴天時1日処理能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。
	管渠使用効率 (下水道事業)		m ³ /m	20.3	20.4	17.9	18.2	18.4	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{管渠延長}}$	管渠1m当たりの有効利用をみる。 数値は、大きいほど良い。
	固定資産使用効率		m ³ /万円	2.7	2.8	2.5	2.6	2.5	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの処理水量の使用効率をみる。 数値は、大きいほど良い。
	職員一人当たり	営業収益	千円	139,853	148,350	142,700	135,880	145,948	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は、大きいほど良い。
		水洗便所設置済人口	人	5,589	5,676	5,813	5,692	5,637	$\frac{\text{水洗便所設置済人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	職員数が適正であるかどうかをみる。 数値は、大きいほど良い。
		有収水量	m ³	549,976	557,026	538,743	499,428	510,917	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は、大きいほど良い。
	有収水量1m ³ 当たり	総収益	円	306.77	306.58	307.55	310.96	275.11	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
		使用料単価	円	213.14	216.83	217.12	218.58	229.99	$\frac{\text{使用料収益}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの使用料収益
		総費用	円	274.91	280.90	297.25	305.16	263.98	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
		処理原価	円	274.91	280.90	297.25	305.16	263.98	$\frac{\text{経常費用}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの処理原価
構成比率	固定資産構成比率		%	97.8	97.2	97.9	98.3	98.3	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	固定負債構成比率		%	38.1	37.0	36.4	35.5	35.6	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は、小さいほど良い。
	自己資本構成比率		%	57.8	58.4	59.3	59.9	60.4	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は、大きいほど良い。 (自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益)
財務比率	固定比率		%	169.2	166.6	165.1	164.1	162.7	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から、100%以下が望ましい。
	流動比率		%	53.8	60.5	49.7	37.4	42.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。
	酸性試験比率		%	51.2	59.6	47.7	34.2	41.8	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。
	現金比率		%	41.0	51.8	41.4	27.7	33.3	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。
回転率	自己資本回転率		回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。
	固定資産回転率		回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。
	流動資産回転率		回	2.5	2.1	2.1	2.8	3.2	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。
	減価償却率		%	3.9	3.8	3.9	3.9	3.9	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。
	未収金回転率		回	14.8	13.7	16.4	18.8	17.0	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金}) \times 1/2}$	未収金の回収の程度を示す。 数値が大きいほど、未収金の回収速度が良好である。

分析項目		単位	比較					公式	備考
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
収益率	総資本利益率	%	0.6	0.5	0.2	0.1	0.2	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど企業成績が良好である。
	総収支比率	%	109.3	107.2	102.8	101.5	102.7	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は赤字を表わす。
	経常収支比率	%	109.2	107.2	102.7	101.5	102.7	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	84.2	83.1	78.4	78.6	75.2	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.6	1.4	1.3	1.3	1.2	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債・長期借入金(建設改良の財源)} + \text{企業債・長期借入金(その他)} + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	131.8	132.1	126.9	116.4	120.3	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	65.0	63.6	64.1	59.7	61.2	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{使用料収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。下水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	14.7	13.1	12.1	11.1	10.9	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{使用料収入}} \times 100$	
	職員給与費対料金収入比率	%	7.9	9.6	8.2	7.8	7.5	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{使用料収入}} \times 100$	

(注) 令和6年度に下水道事業と集落排水事業の会計統合を実施したことにより、令和6年度の固定資産使用効率以下の分析項目は集落排水事業を含めた数値を記載している。なお、令和5年度以前は下水道事業のみの数値を記載している。

第4章 集落排水事業

(1) 業務概況

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排水戸数		戸	1,773	1,768	1,777	1,741	1,768
行政区域内人口		人	216,273	211,359	208,096	203,549	199,481
全体計画人口		人	11,220	11,220	11,220	11,220	11,220
処理区域内人口		人	3,917	3,762	3,672	3,610	3,486
水洗便所設置済人口		人	2,885	2,835	2,801	2,713	2,663
行政区域面積		ha	35,283	35,283	35,283	35,283	35,204
全体計画面積		ha	162.3	162.3	162.3	162.3	162.3
処理区域面積		ha	128.1	128.1	128.1	133.3	133.3
普及率	人口普及率	%	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7
	水洗化率	%	73.7	75.4	76.3	75.2	76.4
	整備計画面積率	%	78.9	78.9	78.9	82.1	82.1
下水道管渠総延長		m	78,116	79,447	79,893	80,726	81,119
終末処理場数		か所	11	11	11	11	11
処理場処理能力		m ³ /日	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864
年間総処理水量		m ³	260,840	252,886	240,390	241,806	238,701
	汚水処理水量	m ³	260,840	252,886	240,390	241,806	238,701
1日平均処理水量		m ³	715	693	659	661	654
晴天時1日平均処理水量		m ³	715	693	659	661	654
年間有収水量		m ³	250,115	242,335	234,008	230,189	223,333
有収率		%	95.9	95.8	97.3	95.2	93.6

(2) 業務分析

分析項目	単位	比較					公式	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
負荷率	%	71.7	71.6	65.3	62.8	60.4	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時1日最大処理水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
施設利用率	%	25.0	24.2	23.0	23.1	22.8	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時1日処理能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。
最大稼働率	%	34.8	33.8	35.2	36.8	37.8	$\frac{\text{晴天時1日最大処理水量}}{\text{晴天時1日処理能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。
管渠使用効率	m ³ /m	3.3	3.2	3.0	3.0	2.9	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{管渠延長}}$	管渠1m当たりの有効利用をみる。 数値は、大きいほど良い。

(3) 整備状況

ア 農業集落排水事業

(7) 供用開始地区：下蒲刈町下島地区，下蒲刈町三之瀬地区，安浦町野路西地区，豊浜町大浜地区，豊浜町立花地区，豊町沖友地区，豊町久比地区，蒲刈町向地区

地区名	事業期間	計画人口	事業費	供用開始
下島	平成 3 年度～平成 11 年度	1,530 人	1,588,280 千円	平成 11 年 11 月
三之瀬	平成 6 年度～平成 14 年度	2,490 人	1,152,245 千円	平成 14 年 4 月
野路西	平成 9 年度～平成 13 年度	360 人	650,000 千円	平成 14 年 2 月
大浜	平成 8 年度～平成 13 年度	400 人	620,810 千円	平成 13 年 7 月
立花	平成 6 年度～平成 8 年度	130 人	255,980 千円	平成 9 年 1 月
沖友	平成 11 年度～平成 15 年度	360 人	600,000 千円	平成 15 年 10 月
久比	平成 16 年度～平成 22 年度	820 人	1,389,315 千円	平成 21 年 7 月
向	平成 16 年度～平成 22 年度	1,230 人	1,142,092 千円	平成 22 年 4 月
計	—	7,320 人	7,398,722 千円	—

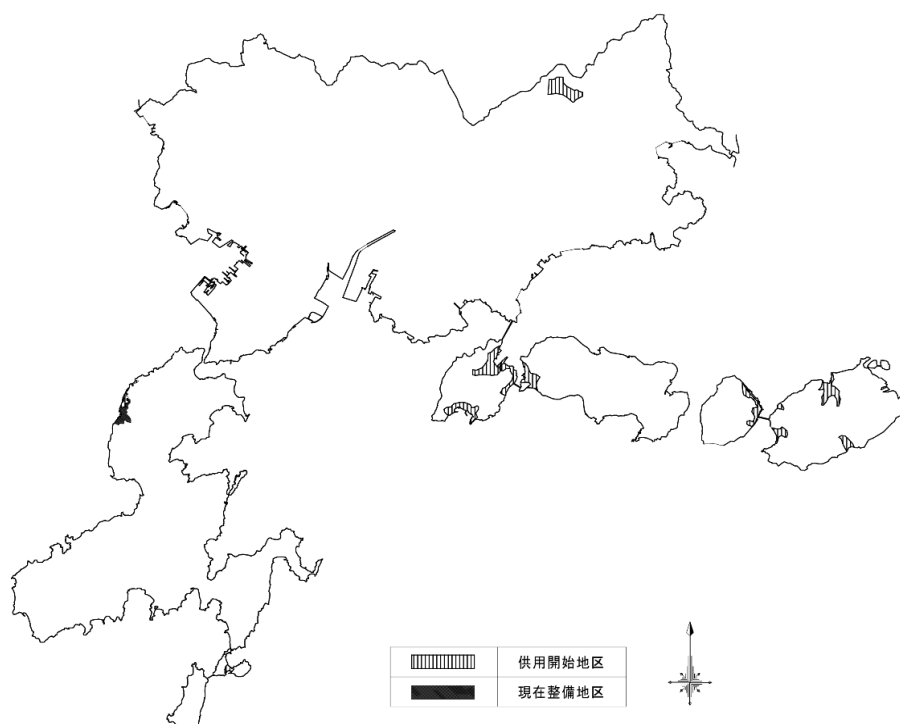
イ 漁業集落排水事業

(7) 供用開始地区：下蒲刈町大地蔵地区，倉橋町鹿老渡地区，豊浜町豊島地区

(イ) 現在整備地区：音戸町田原地区

地区名	事業期間	計画人口	事業費	供用開始
大地蔵	平成 4 年度～平成 14 年度	1,080 人	981,998 千円	平成 14 年 4 月
鹿老渡	平成 6 年度～平成 11 年度	260 人	620,000 千円	平成 12 年 4 月
豊島	平成 15 年度～平成 26 年度	1,790 人	1,774,602 千円	平成 25 年 5 月
田原	平成 18 年度～令和 7 年度 (平成22～27年度は、事業休止)	770 人	1,368,753 千円	令和5年11月(一部)
計	—	3,900 人	4,745,353 千円	—

ウ 整備状況図(令和7年3月31日現在)



(4) 処理施設の状況

ア 農業集落排水事業

(令和7年3月31日現在)

地区名	処理区域			加入戸数(戸)	接続戸数(戸)	接続率(%)
	面積(ha)	戸数(戸)	人口(人)			
下島	14.7	296	478	340	258	87.2
三之瀬	6.3	200	299	268	190	95.0
野路西	3.5	63	103	87	63	100.0
大浜	4.9	86	125	131	86	100.0
立花	2.6	34	42	52	33	97.1
沖友	5.1	84	130	107	80	95.2
久比	17.0	209	326	187	177	84.7
向	15.9	318	534	252	245	77.0
計	70.0	1,290	2,037	1,424	1,132	87.8

(注)加入戸数は、旧町の制度において分担金を納付済の戸数であり、空き家を含む。

イ 漁業集落排水事業

(令和7年3月31日現在)

地区名	処理区域			加入戸数(戸)	接続戸数(戸)	接続率(%)
	面積(ha)	戸数(戸)	人口(人)			
大地蔵	16.0	194	329	194	126	64.9
鹿老渡	5.5	84	136	118	66	78.6
豊島	36.6	623	859	437	406	65.2
田原	5.2	81	125	12	10	12.3
計	63.3	982	1,449	761	608	61.9

(注)加入戸数は、旧町の制度において分担金を納付済の戸数であり、空き家を含む。

(5) 処理場

ア 農業集落排水処理施設

地区名	所在地	型式	計画戸数(戸)	人槽	処理能力	延べ面積(m ²)
下島	下蒲刈町下島字町新開1717番地	回分式	433	1,530	414m ³ /日	516.49
三之瀬	下蒲刈町下島字住吉谷3079番地	回分式	367	2,490	673m ³ /日	428.14
野路西	安浦町大字下垣内字オ之原379番地	接触ばっき	90	360	97m ³ /日	91.68
大浜	豊浜町大字大浜字水尻1159番地の2	接触ばっき	147	400	108m ³ /日	126.65
立花	豊浜町大字大浜字南立花305番地の4	接触ばっき	53	130	35m ³ /日	35.12
沖友	豊町沖友字管足360番地の6	接触ばっき	143	360	97m ³ /日	134.01
久比	豊町久比字新開2437番地の12	間欠ばっき	377	820	222m ³ /日	397.86
向	蒲刈町向字西脇987番地の5	間欠ばっき	442	1,230	333m ³ /日	350.91
計	—	—	2,052	7,320	1,979m ³ /日	2,080.86

イ 漁業集落排水処理施設

地区名	所在地	型式	計画戸数(戸)	人槽	処理能力	延べ面積(m ²)
大地蔵	下蒲刈町下島字田之尻3562番地1	回分式	229	1,080	292m ³ /日	281.44
鹿老渡	倉橋町字住吉山16542番地の6	接触ばっき	130	260	110m ³ /日	257.19
豊島	豊浜町大字豊島字外ノ浦2004番地の5	間欠ばっき	864	1,790	483m ³ /日	372.47
計	—	—	1,223	3,130	885m ³ /日	911.10

ウ 中水施設

中水とは、汚水処理施設において2次処理した処理水の一部を更に高度処理（オゾン処理等、3次処理としない。）したもので、営農用等の用水として再利用しています。

地区名	貯水槽(t)	使用開始	利用方法
下島	200	平成11年11月	取水口(施設手前及び農道)まで直接用水を取りに行つて利用
三之瀬	42	平成14年4月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
大浜	34	平成13年7月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
立花	22	平成9年1月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
大地蔵	20	平成16年3月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
向	33	平成22年4月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
計	351	—	—

(6) 集落排水処理施設使用料

使用料における排除汚水量による算定方法及び井戸水使用者の認定方法の内容は、いずれも下水道使用料と同じである。

(7) 集落排水事業受益者分担金

建物ごとに最終ます1個につき16万円で、排水設備の新設の確認時に分担金として納付してもらう。ただし、確認申請の日が、供用を開始した日から3年を経過しない日である場合には、当該分担金の額を減額し、6万円としている。

(8) 水洗便所等改造資金利子補給制度

平成24年4月1日に下水道事業と同様の制度を創設した。制度の内容、利子補給を受ける資格、融資限度等は、下水道事業の場合に準じている。

(9) 財政状況(セグメント情報)

下水道事業会計では公共下水道事業及び集落排水事業を運営しており、このうち集落排水事業の財政状況を示すセグメント情報は次のとおりとなっている。

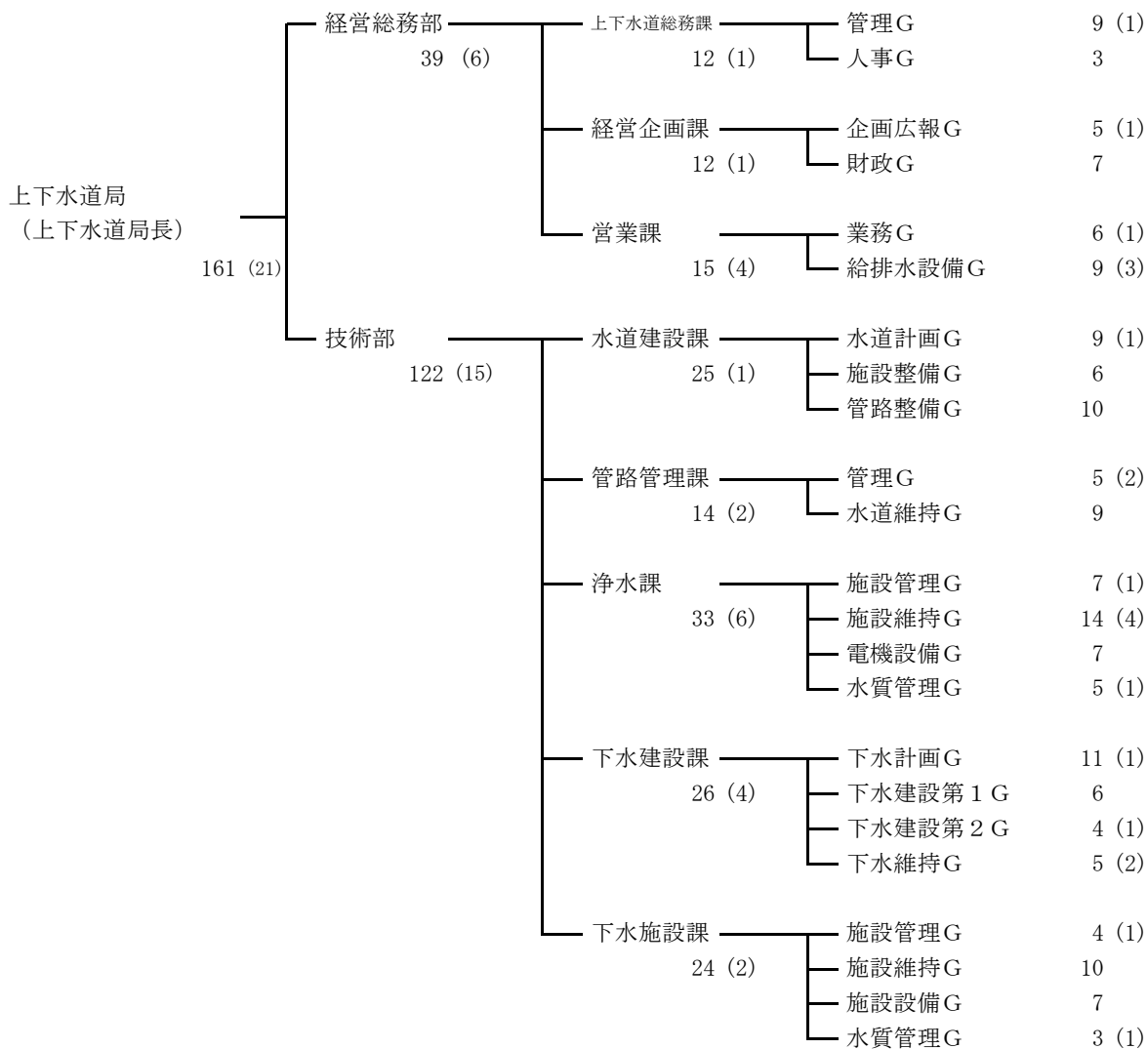
(単位:千円)

項目	令和6年度
営業収益	50,644
営業費用	404,038
営業損益	△ 353,394
経常損益	0
セグメント資産	7,052,855
セグメント負債	6,113,432
その他の項目	
一般会計繰入金	329,101
減価償却費	207,383
特別利益	22,239
特別損失	22,239
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,988,574

資 料

1 組 織 図

(令和7年3月31日現在)



事務系職員	48人 (9人)
技術系職員	113人 (12人)
合計	161人 (21人)

- (注)
- 1 ()内は、再任用短時間勤務職員で外数
 - 2 令和6年度から上下水道事業管理者を置かず、市長が管理者の権限を行っている。
 - 3 経営総務部は上下水道局長を含む。

2 沿革

(1) 水道事業

呉市は広島県の西南部に位置し、北に山を負い、南は瀬戸内海に面して比較的温暖な気候に恵まれた都市である。

<呉鎮守府水道>

呉市発展の歴史は、軍港指定に始まる。

明治の中頃までは、半農半漁の四つの村落に過ぎなかったが、明治 19 年、この地に呉海軍鎮守府が開庁されることが決定し、海軍による水道の建設が明治 21 年に着手され、明治 23 年に呉工廠等旧海軍施設に給水したのが旧海軍水道の始まりである。

近代水道としては、横浜市、函館市に次いで全国で 3 番目に古い歴史を誇っているが、海軍専用の水道であったため、水道史には記されていない。

<市 営 水 道>

呉市の水道は、大正 7 年 4 月に旧海軍水道からの余水分与を水源として市民給水を開始した。

創設後は、市勢の発展により数次の拡張を行うほか、「旧軍港市転換法」により譲与された旧海軍施設と既存施設の一元化を図った。また、その後は、広島県下一の流量を誇る太田川に水源を求め、広島県との共同事業等により用水を確保し、増大する水需要に対応してきた。

平成 15 年から平成 17 年にかけての旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の編入合併により、各水道事業及び簡易水道事業の全部を引き継ぎ、給水区域が大幅に広がった。

平成 24 年度末、市民給水の開始時から稼動してきた平原浄水場を廃止し、基幹浄水場である宮原浄水場に機能統合した。平成 25 年 4 月から、宮原浄水場新浄・配水施設により給水を開始しており、引き続き、水道施設整備事業を推進している。

平成 25 年 4 月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成 26 年 1 月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10 年間）」を策定の上、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5 か年）」を平成 26 年 3 月に、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画期間：4 か年）」を令和元年 12 月に、それぞれ策定したのに続き、今後も安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った事業のあるべき姿を定め、令和 6 年度から令和 15 年度までを計画期間とする新たな「呉市上下水道ビジョン 2024～2033」を令和 5 年 11 月に策定（令和 6 年 2 月改定）した。

なお、令和 6 年度末の上水道の普及率は、99.2%である。

創 設 期

呉市の平坦部は、沼沢地を埋め立てた土地のため、井戸の水質は極めて悪く、悪疫の流行に悩まされていたことから、明治 35 年の市制施行時には、既に水道布設を要望する声が上がっていた。しかし、市内を流れる二河川は、既に海軍が利水をしており、水源の手当てが困難であった。

このため、水源は、海軍が新たに築造を計画している本庄水源地からの余水の分与に依存することと

し、明治 44 年 7 月、呉鎮守府司令長官宛てに請願書を提出した。

呉市の上水道布設に関しては、軍港都「呉市」の衛生状態は直ちに海軍の士気にも影響するとして、海軍当局も深い理解を示し、大正元年 9 月に起工した本庄水源地の余水を呉市に分水することについて、大正 2 年 3 月に呉鎮守府司令長官からの承諾の回答があった。

上記回答により、大正 2 年 8 月、海軍の余水を二河の滝左岸で受水し、これを平原町に新設する浄水場に導水し、処理した後、市民に給水するという「呉市水道布設計画案」を市議会において可決した。

大正 4 年 7 月 12 日、平原浄水場用地において地鎮祭を挙行し、呉市水道布設工事を起工した。

この工事は、折からの欧州動乱の影響を受けて資材不足に悩まされたものの、関係者の努力によって、約 2 年 8 か月後には、ほぼ竣工し、大正 7 年 4 月 1 日から市民給水を開始した。

第 1 期拡張工事（昭和 3 年～昭和 4 年）

海軍施設の拡張による戸数・人口の増加で、住宅が山の手へ延びたため、井水や谷水を利用していた同地区の用水が欠乏し始めたこと、また、同地区の水質不良もあって、この地区への水道布設の必要が高まってきた。

このため、昭和 3 年 4 月から第 1 期拡張工事に着手し、翌昭和 4 年 3 月に竣工した。

1 日 15,000 m³の給水能力を 16,700 m³に増強したこの工事で、宮原の高地区への給水が始まった。

第 2 期拡張事業（昭和 13 年～昭和 18 年）

＜三永水源地の築造＞

呉軍港の増強による市勢の発展は、年を追うごとに盛んとなり、加えて、第 1 期拡張工事中の昭和 3 年には、吉浦・警固屋・阿賀 3 町を合併したことによる市域の拡大、さらに、幾度かの干ばつで毎年のように深刻な水不足を経験した。

このため、新たに水源地を築造することとし、昭和 13 年 11 月に着工した。

爾来、年有余、戦時下の物資不足・人手不足という悪条件にもかかわらず、昭和 18 年 2 月 6 日には、26km 離れた平原浄水場への通水式を挙行了した。

264 万 m³の貯水量を有する水源地や長距離の導水路突貫工事によって、短時日のうちにスムーズに完成させたのは、当時の軍都「呉市」への給水が急務であったことがうかがわれる。

なお、第 2 期拡張事業は、昭和 18 年 3 月末日をもって竣工した。

第 3 期以降の拡張事業

＜呉鎮守府水道（旧海軍水道）の活用＞

戦後の連合軍への給水は、旧海軍水道施設の一時使用許可によって、その任を果たすことができたが、これらの水道施設を昭和 25 年 6 月公布の旧軍港市転換法に基づき、昭和 29 年 12 月までに国からの譲与によって呉市が引き継ぐこととなった。

昭和 22 年から始まった工業用水道施設工事を含む上水道整備事業に続いて行った第 3 期拡張事業は、市有水道と旧海軍水道の一元化を図ったもので、主として旧海軍水道の施設であった戸坂水源地、宮原浄水場と市有水道の平原浄水場の拡充・整備を行ったほか、昭和 37 年には、工業用水道施設も完成をみている。

続く第 4 期拡張事業では、県営太田川東部工業用水道との共同施設を建設して水源を確保し、主として平原・石内両浄水場の拡充・整備や焼山浄水場の新設工事等を施行した。

さらに、第 5 期拡張事業では、安芸灘地域水道用水供給事業（現・広島水道用水供給事業）との共同

事業で、導・浄・送・配水施設を築造し、これを水源として宮原浄水場の拡充・整備、本庄浄水場の新設工事、さらには、市内陸部の郷原及び昭和一部地区等の水道施設工事を施行して未給水地区の解消を図った。

第6期拡張事業（昭和58年～平成20年）

広島水道用水供給事業からの浄水受水（14,200 m³）を水源に、給水サービスの質的向上、安定給水の確保及び市民皆水道を目標として事業を開始した。

この事業の進捗中に、老朽化の著しい戸坂送水管の事故多発を受け、広島県の太田川東部工業用水事業の導水管を使用することにより、戸坂取水場の水を送水するめどが立ったため、昭和61年10月に戸坂浄水場を廃止し、次いで、昭和63年3月には隧道配水池竣工に伴い焼山浄水場を廃止するなどし、既存の6浄水場を4浄水場に統合し、漸次施設の合理化を図った。

また、平成9年3月には、より良質な水の安定供給を目指して施行した石内水系の宮原水系への切工事の完了に伴い、石内浄水場を休止した。さらに、平成15年9月に、昭和・郷原地区の水需要予測の見直しを行った結果、本庄浄水場を休止することとした。

水道施設整備事業（平成20年～）

大正7年の創設時から稼働している平原浄水場（38,100 m³/日）の老朽化等により、宮原浄水場にその浄水機能に移転するとともに、宮原浄水場全体を耐震化施設として築造（82,000 m³/日）し、災害、事故等に強い供給体制を構築するための事業（計画給水人口は240,000人、計画1日最大給水量は105,600 m³）を行っている。

平成25年3月に、宮原浄水場内に新たな浄水施設（82,000 m³/日）が完成し、平成25年4月から給水を開始し、呉市の浄水施設の耐震化率は100%になった。

また、平成30年1月には、宮原浄水場管理棟が完成した。

なお、国において、平成28年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成28年度末に5簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業

終戦後、「平和産業港湾都市」を目指した呉市は、企業誘致を熱心に進め、東洋パルプ(株) (現王子マテリア(株)) が広工廠跡地で昭和 26 年 6 月から、日亜製鋼 (現日本製鉄(株)) が呉工廠跡地で昭和 26 年 11 月から操業開始の運びとなった。

市有水道と旧海軍水道を併せた呉市の水源は 118,000 m³で、市民及び連合軍への給水 60,000 m³を賄っても、まだ余裕があったが、旧海軍水道は、そのまま利用することができず、市有水道との一元化が必要であった。

当時は、工業用水道の名称はなく、後年、工業用水道となる施設は、上水道整備事業の一環として施行し、創設工事を行った。

昭和 26 年度から 28 年度にかけて、原水送水管の整備拡充を行ったが、工事内容は、呉・広工廠地区への給水のための送・配水管の補修及び原水管の布設工事と越畑減圧井の設置及び一部工業用配水管の布設工事で、広地区 38,000 m³/日、呉地区 20,000 m³/日の最初の工業用水給水施設が完成した。

その後、3 期の拡張事業を経て、呉市工業用水道事業の能力増強工事は、昭和 36 年度をもって完了し、現在に至っている。

工業用水道事業の拡張

誘致工場の順調な発展で、将来の工業用水不足が懸念されたため、昭和 31 年度に第 1 期拡張工事を施行し、三坂地水系を 10,000 m³/日増強して 18,000 m³/日とし、二河水系の 12,000 m³/日に加えて、1 日最大給水能力を 80,000 m³とした。

昭和 32 年度から 34 年度にかけての第 2 期拡張工事では、30,000 m³/日の取水計画に基づき、広町二級に容量 60,000 m³の調整池を築造し、1 日最大給水能力を 110,000 m³とした。昭和 35 年度及び 36 年度における第 3 期拡張工事では、前述の二級水系送水施設等を拡張して 20,000 m³/日を増強し、1 日最大給水能力を 130,000 m³とし、拡張工事は完了した。

その後、三坂地水源地及びその関連施設は、老朽化が進行するとともに、井戸の取水能力が低下していることから令和 3 年 3 月をもって廃止し、同年 4 月から 1 日最大給水能力を 117,000 m³に変更している。

現在は、中長期的な視点に立った事業経営の指針となる「呉市工業用水道事業経営計画改定版 (令和元年 12 月改定)」に続き、令和 6 年度から令和 15 年度までを計画期間とする「呉市工業用水道事業経営戦略 2024~2033」を令和 5 年 12 月に策定し、事業運営を行っている。

なお、令和 6 年度末の給水先事業所は、呉地区 3 社、広地区 3 社の計 6 社で、基本使用水量は、1 日 68,600 m³である。

(3) 下水道事業

呉市の公共下水道事業は、全市域 35,283ha のうち、全体計画面積 4,864.6ha を、新宮処理区 1,690.8ha、広処理区 1,575.1ha、天応処理区 397.1ha、川尻処理区 262.2ha、安浦処理区 412.2ha、蒲刈処理区 86.5ha、本浦処理区 35.5ha、音戸北部処理区 265.1ha 及び倉橋中央処理区 140.1ha の 9 処理区に分けて計画を策定している。

新宮処理区については、昭和 33 年 3 月に事業認可を受けて事業に着手して以来、事業を順次拡大し、昭和 44 年 4 月に新宮浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 1,675.0ha に対し処理区域面積は 1,507.2ha で、進捗率は 90.0%となっている。

広処理区については、昭和 46 年 7 月に事業認可を受け、浄化センターの建設と併せて管渠の整備を進め、昭和 49 年 4 月に広浄化センターの運転を開始した。また、昭和 63 年 3 月に郷原地区 75.0ha を特定環境保全公共下水道として認可区域に追加し、整備を進めてきた。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 1,510.4ha に対し、処理区域面積は 1,351.5ha で、進捗率は 89.5%となっている。

天応処理区については、昭和 46 年 7 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 6 年 4 月に天応浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 381.9ha に対し、処理区域面積は 301.8ha で、進捗率は 79.0%となっている。

川尻処理区については、昭和 59 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 3 年 3 月に川尻浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 262.2ha に対し、処理区域面積は 229.3ha で、進捗率は 87.5%となっている。

安浦処理区については、平成 2 年 9 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 9 年 4 月に安浦浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 412.2ha に対し、処理区域面積は 349.5ha で、進捗率は 84.8%となっている。

蒲刈処理区については、平成 7 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 13 年 4 月に赤石浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 86.5ha に対し、処理区域面積は 86.4ha で、進捗率は 99.9%となっている。

本浦処理区については、平成 8 年 12 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 15 年 4 月に本浦浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 35.5ha に対し、処理区域面積は 35.5ha で、進捗率は 100.0%となっている。

音戸北部処理区については、平成 15 年 11 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 24 年 4 月に音戸北部浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 110.3ha に対し、処理区域面積は 44.9ha で、進捗率は 40.7%となっている。

倉橋中央処理区については、平成 17 年 3 月に事業認可を受けて事業に着手し、平成 26 年 5 月に倉橋中央浄化センターの運転を開始した。令和 6 年度末現在、事業計画区域面積 59.5ha に対し、処理区域面積は 38.3ha で、進捗率は 64.4%となっている。

これらの結果、呉市全体では、事業計画区域面積 4,533.5 ha に対し、処理区域面積は 3,944.4ha で、進捗率は 87.0%となっている。なお、令和 6 年度末の人口普及率は、89.1%となっている。

また、平成 25 年 4 月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成 26 年 1 月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10 年間）」を策定の上、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5 か年）」を平成 26 年 3 月に、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画期間：4 か年）」を令和元年 12 月に、それぞれ策定したのに続き、今後も安全で安心な上下水道

サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った事業のあるべき姿を定め、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする新たな「呉市上下水道ビジョン2024～2033」を令和5年11月に策定（令和6年2月改定）した。

（４）集落排水事業

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るとともに、農業集落排水処理施設から排出される汚泥や処理水の循環利用の促進を図る事業である。

農林水産省の補助事業の採択基準は、農業振興地域内の農業集落で、受益戸数が 20 戸以上、処理対象人口がおおむね 1,000 人以下となっている。

漁業集落排水事業

漁港の背後地としての漁業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、水質の保全を図るとともに、生活環境の改善を図る事業である。

農林水産省の補助事業の採択基準は、「漁港漁場整備法」に基づき指定された漁港の背後地の集落で、集落の人口が 100 人以上 5,000 人以下、全体事業費が 3 千万円以上となっている。

処理対象汚水

集落排水処理施設による汚水処理は、一般廃棄物処理体系の中で行われるものであり、その対象は、原則として、し尿、生活雑排水、農家の作業排水及び日常生活関連の排水とし、工場排水、雨水、畜産排水等は含めないものとしている。

(参考) 簡易水道事業

国において、平成 28 年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成 28 年度末に、5 簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

下蒲刈簡易水道事業

旧下蒲刈町は、三つの簡易水道から始まった。

三之瀬簡易水道事業は、昭和 39 年 5 月 12 日に認可を受け、昭和 40 年 4 月 1 日に給水を開始した。次に、下島簡易水道事業は、昭和 40 年 7 月 20 日に認可を受け、昭和 41 年 4 月 1 日に給水を開始した。最後に、大地蔵簡易水道事業は、昭和 42 年 8 月 10 日に認可を受け、昭和 43 年 6 月 1 日から給水を開始した。

町では、昭和 39 年から 43 年にかけて町民皆水道を完成させたが、水不足や農薬等による水源汚染等に悩まされていた。その折、昭和 48 年に広島県安芸灘地域水道用水供給事業より分水を受けることとなった。そのため、下島簡易水道事業と大地蔵簡易水道事業を廃止して、三之瀬簡易水道事業に統合した。

昭和 60 年、大地蔵地区の給水区域外に県営海岸環境整備事業の一環として海水浴施設を建設し、昭和 61 年より開業することとなったため、区域内人口、給水区域の拡張及び給水量の変更認可を行った。

平成 15 年 4 月 1 日の呉市との合併を控え、平成 15 年 3 月 7 日、給水区域及び計画給水人口の事業の変更を行った。

平成 15 年 4 月 1 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を適用し、呉市下蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市下蒲刈簡易水道事業を廃止した。

蒲刈簡易水道事業

旧蒲刈町は、昭和 31 年に町制を施行し、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業は昭和 46 年 8 月 30 日に、向簡易水道事業は昭和 47 年 9 月 1 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 5 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業を廃止して向簡易水道に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市蒲刈簡易水道事業を廃止した。

豊浜簡易水道事業

旧豊浜町は、町制施行前の昭和 41 年 7 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始している。その後、昭和 44 年に町制施行し、立花簡易水道事業は昭和 47 年 8 月 15 日に、山崎簡易水道事業は昭和 48 年 8 月 16 日に、大浜簡易水道事業は昭和 49 年 3 月 11 日に、内浦簡易水道事業は平成 2 年 7 月 26 日に、それぞれ認可を受け、給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浜簡易水道事業、山崎簡易水道事業及び立花簡易水道事業を廃止して内浦簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊浜簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市豊浜簡易水道事業を廃止した。

豊簡易水道事業

旧豊町は、昭和 31 年に町制を施行し、大長・御手洗簡易水道事業は、昭和 47 年 9 月 4 日に、久比・沖友簡易水道事業は、昭和 48 年 8 月 10 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。また、三角簡易水道事業は、昭和 49 年 9 月 25 日に認可を受け、昭和 51 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、久比・沖友簡易水道事業及び三角簡易水道事業を廃止して大長・御手洗簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市豊簡易水道事業を廃止した。

倉橋簡易水道事業

旧倉橋町は、昭和 27 年に町制を施行し、簡易水道事業は、昭和 54 年 5 月 31 日に釣士田簡易水道事業、昭和 55 年 7 月 17 日に長谷簡易水道事業、平成 5 年 4 月 22 日に大迫簡易水道事業、平成 7 年 3 月 29 日に北部簡易水道事業の認可をそれぞれ受け、昭和 55 年 4 月から地方公営企業法の全部適用である簡易水道事業による給水を開始した。大迫簡易水道事業は、平成 15 年 3 月 31 日に上水道事業に統合するため廃止した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、釣士田簡易水道事業及び長谷簡易水道事業を廃止して北部簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために事業の変更を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、呉市倉橋簡易水道事業として、呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市倉橋簡易水道事業を廃止した。

合併後の簡易水道事業

平成 15 年度及び 16 年度における合併に伴い、旧町の簡易水道事業を引き継いだため、下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 4,200 人、計画 1 日最大給水量 1,440 m³）、蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,091 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊浜簡易水道事業（計画給水人口 3,800 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊簡易水道事業（計画給水人口 2,240 人、計画 1 日最大給水量 1,119 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,990 人、計画 1 日最大給水量 947 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人口 15,321 人、計画 1 日最大給水量 5,594 m³）を運営することとなった。

平成 20 年度には、現況に合わせた数値とするため、5 簡易水道事業の推計をし直し、下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人、計画 1 日最大給水量 1,201 m³）、蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,500 人、計画 1 日最大給水量 1,610 m³）、豊浜簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人、計画 1 日最大給水量 1,402 m³）、豊簡易水道事業（計画給水人口 2,800 人、計画 1 日最大給水量 1,410 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,100 人、計画 1 日最大給水量 877 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人口 11,400 人、計画 1 日最大給水量 6,500 m³）の事業の変更認可を行った。

平成 28 年度末の簡易水道の普及率は、99.4%である。

なお、5 簡易水道事業は、平成 28 年度末、呉市上水道事業との統合に伴い廃止した。

3 年 表

(1) 水道事業

年月	事項
明治21年12月	呉鎮守府水道着工(二河水源地)
22. 9	呉鎮守府水道竣工(全国で2番目)
23. 4	呉鎮守府水道給水開始(全国で3番目)
35. 10	市制施行
41. 4	水道課設置
44. 2	水道課廃止, 庶務課担当
44. 7	海軍の余水分与を水源とする水道計画を樹て, 呉鎮守府司令長官に余水分与を請願
大正 2. 3	呉鎮守府司令長官より余水分与承認
4. 7	創設工事着工(平原浄水場建設)
7. 3	創設工事竣工(全国で34番目)
7. 4	水道課設置
7. 4	給水開始(馴染みの「いなり水」が姿を消す。) 15,000m ³ /日
昭和 3. 4	第1期拡張工事着工(宮原高区配水池築造)
3. 4	吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を呉市に合併
4. 3	第1期拡張工事竣工 16,700m ³ /日(宮原高地区の給水を開始)
4. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
8. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
9. 8~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
10. 6~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
11. 6	渇水による時間給水実施 (1日17時間 7時~14時断水)
11. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日18時間 8時~14時断水)
12. 6	水道部制を施行
13. 11	第2期拡張事業着工(三永水源地築造)
14. 2~3	渇水による時間給水実施 (1日15時間~隔日6時間)
14. 7	渇水による時間給水実施 (1日15時間~3日に1時間)
~15. 1	
16. 4	広町, 仁方町を呉市に合併
16. 4	県営二級ダム築造工事着工
17. 5	料金改定実施
18. 3	第2期拡張事業竣工(三永水源地竣工) 34,500m ³ /日 吉浦町, 警固屋町, 阿賀町に給水を開始
18. 11	県営二級ダム完成
20. 9	枕崎台風により大災害発生
20. 10	占領軍進駐, 旧軍港水道の管理運営, 進駐軍給水
21. 4	料金改定実施
21. 6	部制を廃止, 建設局の下に水道課設置
21. 12	石内浄水場築造工事再開
22. 4	料金改定実施
22. 9	料金改定実施
23. 1	広・仁方上水道拡張工事着工
23. 4	建設局より分離独立, 水道部制を再び施行し, 現在地(西中央3丁目)に移転
23. 5	広上水道(株)を買収
23. 7	料金改定実施

年月	事項
昭和25年 1月	広・仁方水道拡張工事竣工
25. 6	旧軍港市転換法公布
25. 9	キジヤ台風により本庄貯水池取水場に被害
26. 4	料金改定実施
26. 7	ケート台風により三永, 平原浄水場仁方配水池に被害
26. 10	ルース台風により三永, 本庄水源地に被害
27. 10	地方公営企業法施行に伴い部制を局組織に
28. 10	旧軍港市転換法により旧軍港水道施設無償譲受
~29. 12	
29. 11	第3期拡張事業着工(戸坂浄水場拡張)
31. 10	天応町, 昭和村, 郷原村を呉市に合併
32. 6	水道法公布
32. 6	料金改定実施
33. 1	機構改革実施(1部4課)
34. 6	水道週間始まる(第1回)
35. 4	料金改定実施
35. 5	機構改革実施(2部4課)
37. 3	第3期拡張事業竣工 68,000m ³ /日
37. 4	太田川東部工業用水道設置に関する協定締結
37. 8	第4期拡張事業着工(焼山浄水場新設)
38. 4	料金改定実施
38. 6	焼山地区水道施設竣工, 8月から給水開始
38. 12	料金改定実施(船舶給水用運搬給水料金)
40. 12	太田川東部工業用水道より呉市へ通水開始 (30,000m ³ /日)
41. 4	料金改定実施
41. 6	水道局新庁舎完成
41. 7	機構改革実施(2部6課)
41. 8	音戸町へ分水開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 4	熊野町へ分水(原水)開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 7	集中豪雨により大災害発生, 運搬給水実施
42. 10	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
45. 4	料金調定事務を呉電子計算センターに委託
45. 4	分担金制度実施
46. 2	第5期拡張事業第1次事業着工
46. 3	第5期拡張事業の一部(導, 送, 浄, 配水施設)を県(安芸灘地域水道)との共同施設として建設(維持管理を含む。)するに関する協定締結
46. 8	第4期拡張事業竣工 118,000m ³ /日
46. 10	料金改定実施
46. 11	川尻町へ分水開始 (1,000m ³ /日)
47. 3	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その1)
47. 10	県との共同施設, 休山隧道配水池築造工事着工
47. 11	太田川水系太田川における水利使用許可 (戸坂第2取水口 50,000m ³ /日)
48. 8	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
49. 4	太田川東部地域水道用水供給事業に係る広島県(下蒲刈町, 蒲刈町, 豊浜町, 豊町, 大崎町, 東野町, 木江町)へ暫定分水開始
49. 5	東広島市へ分水(原水)開始 (2,000m ³ /日)

年月	事項
昭和49年 7月	県との共同施設、休山隧道配水池竣工
	上水道管理事務の事務委託に関する協定締結(広島県より受託)
49. 9	広島県への暫定分水廃止
49. 10	料金改定実施(段階別逦増料金制度採用)
51. 3	本庄浄水場竣工(焼山地区の給水能力 9,000m ³ /日)
51. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地1日最大取水量 35,000m ³)
51. 5	宮原浄水場の拡張整備工事竣工 141,500m ³ /日
52. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
52. 2	料金改定実施
52. 5	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その2)
52. 7	江能水道企業団へ分水開始
53. 3	広域的下水道整備計画の策定について、関係地方公共団体4市21町と県知事へ要請
53. 4	第5期拡張事業の中で工事を進めていた郷原、昭和一部地区への下水道施設工事を、国庫補助を受け無水源地域簡易水道事業として施行
53. 8～9	渇水による給水制限実施(3日に1日24時間断水)
54. 4	機構改革実施(2部1室8課)
54. 6	未給水地区(郷原地区)一部給水開始
54. 11	未給水地区(昭和地区一部)一部給水開始
54. 12	広島県水道用水供給事業の給水条件等に関する協定締結
55. 1	船舶給水業務廃止
55. 4	料金改定実施
55. 6	江能水道企業団への分水廃止
55. 7	広島県水道用水供給事業に係る広島県(音戸町、倉橋町、江能水道企業団)へ暫定分水開始
55. 11	未給水地区(郷原、昭和地区一部)工事竣工
56. 2～3	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
56. 3	無水源地域簡易水道事業(補助事業)完了
56. 3	本庄浄水場増強(4,500m ³ /日)
57. 6	広島市へ分水開始(安芸水道企業団、給水区域は広島市に編入)
58. 3	本庄水源地空気揚水筒設置(6基)
58. 3	第5期拡張事業竣工 141,500m ³ /日
58. 4	第6期拡張事業着工
58. 6	広島県への暫定分水廃止
58. 7	広島県水道用水供給事業から浄水の一部受水開始
59. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
59. 3	三永水源地空気揚水筒設置(9基)
59. 4	料金改定実施
60. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地1日最大取水量 35,000m ³)
60. 3	東広島市への分水(原水)廃止
60. 5	「近代水道百選」に三永貯水池、宮原浄水場及び二河水源地が選ばれる
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地1日最大取水量 5,000m ³ /日)
61. 3	第6期拡張事業計画の変更(一次)
61. 4	機構改革実施(2部1室6課)

年月	事項
昭和61年 4月	給水能力を取水ベースから給水ベースに変更
61. 4	給水量を調定水量から実使用水量に変更
61. 10	太田川水系太田川における水利使用権利(35,000m ³ /日)の一部(12,000m ³ /日)を広島市へ譲渡
61. 10	戸坂浄水場廃場及び広島市への分水廃止
63. 3	本庄隧道配水池竣工, 焼山浄水場廃場
63. 3	熊野町への分水(原水)廃止
63. 4	本庄隧道配水池で県用水受水開始
63. 4	料金改定実施(用途別料金体系を口径別料金体系に)
63. 5	給水装置診断(3年計画)に着手
63. 8	内陸部(桑畑工業団地)へ給水開始
平成元. 4	料金改定実施(料金等に消費税転嫁)
元. 5	呉市水道事業等経営審議会設置
3. 3	「ホテルの里」開園
3. 5	第6期拡張事業計画の変更(二次)
3. 9	台風19号による停電のため断水地区多発
4. 1	呉市水道水源保護対策要綱制定
4. 4	太田川水系太田川における水利使用(変更)許可 (戸坂第一取水口 23,000m ³ /日, 戸坂第二取水口 50,000m ³ /日)
4. 4	嘱託員制度試行
4. 10	太田川にて薬物流入事故発生
5. 4	料金改定実施
6. 7～10	渇水による減圧給水等実施
7. 1～3	阪神・淡路大震災(平成7. 1. 17発生)により被災地(神戸市)へ職員派遣
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地1日最大取水量 5,000m ³)
7. 2	水質試験所完成
7. 8	「阪神・淡路大震災支援活動の記録」を刊行
8. 3	広島市と「地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定」を締結
8. 10	料金徴収事務にOCRを導入
9. 3	耐震性貯水槽を中央公園に設置(容量100m ³)
9. 3	石内浄水場休止
9. 3	昭和地区上水道マッピングシステム稼働
9. 4	料金改定実施(料金の改定と料金等に消費税の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
10. 1	耐震性貯水槽を広公園に設置(容量100m ³)
10. 4	水道法改正により, 公認業者制度の見直し(指定給水装置工事事業者へ)
10. 4	公道部分の給水管修繕工事を業務委託(広, 仁方, 郷原, 昭和, 天応及び吉浦地区)
10. 4	水道用自動作図積算システム導入
10. 10	「宮原浄水場低区配水池」「平原浄水場低区配水池」「二河水源地取入口」の3施設が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
11. 2～3	国際協力事業団(JICA)から受託した「中東地域上水道維持管理コース」の技術研修を実施(H10～H14年度実施)
11. 5	「本庄水源地堰堤水道施設」が国の重要文化財に指定
11. 6	集中豪雨により災害発生(水道料金の免除措置実施)
11. 7	「三永水源地堰堤」が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
12. 4	音戸町, 倉橋町の水質検査を受託

年月	事項
平成12年12月	基本料金の前納制を後納制に変更し、1か月制の検針・集金制度を2か月制の検針・集金制度に統一
13. 3	芸予地震により災害発生(阿賀・広・仁方地区約21,000世帯が断水)
13. 4	機構改革の実施(1室2係の廃止)
13. 10	水道だより創刊
13. 10	水質汚染事故対策マニュアルの策定
13. 11	検針地区の見直しによる検針月及び料金の支払月の変更
13. 12	呉市水道局震災対策マニュアルの策定
13. 12	呉市水道長期基本構想の策定
14. 1	ホームページ開設
14. 4	機構改革の実施(配水課維持3係を1係に統合)
14. 4	直結給水の開始(5階までを直結直圧方式、10階程度までを直結増圧方式)
14. 4	川尻町、江能広域事務組合の水質検査を受託
14. 6	震災対策マニュアルに基づく防災訓練の実施
15. 4	下蒲刈町の編入合併に伴い、下蒲刈簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引き継ぐ
15. 9	本庄浄水場休止
16. 3	庁内LANの運用を開始
16. 4	川尻町の編入合併に伴い、川尻町水道事業の運営を引き継ぐ
16. 4	機構改革の実施(工事検査室、お客様サービス係、川尻町との合併に伴い東部営業所を設置し、管路情報係を情報管理係へ、本庄浄水場を本庄水源地へ名称変更)
16. 7	東部幹線(φ800)が阿賀南4丁目で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約28,300世帯が断水)
16. 9	台風18号により災害発生(中央・阿賀・広・仁方・焼山・下蒲刈地区約4,500世帯が断水)
17. 1	阿賀南6丁目排水管(φ300)で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約27,400世帯が断水)
17. 3	音戸町・倉橋町・安浦町の編入合併に伴い、各町の水道事業の運営を引き継ぐ
17. 3	蒲刈町・豊浜町・豊町の編入合併に伴い、各町の簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引き継ぐ
17. 3	機構改革の実施(音戸町・倉橋町との合併に伴い南部営業所を設置、2部1室6課2営業所25係)
17. 3	水質検査計画を策定
17. 4	戸坂取水場施設の維持管理業務を水道法上の技術的な権限及び責任を付与して広島県へ委託(第三者委託)
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度～平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(音戸・倉橋・吉浦・天応・中央西部・広・仁方・川尻地区約20,100世帯が断水)
19. 2	緊急時配水運用マニュアルを策定
19. 6	渇水対応マニュアルを策定
20. 3	江田島市と「災害時等における水道水の相互応援に関する協定」を締結
20. 3	水道施設整備事業認可
21. 3	5簡易水道事業の変更認可
21. 4	機構改革の実施(2部1室6課1所20係)
21. 4	検針及び収納等業務を一括して民間業者に委託
22. 4	財務会計システムを導入
22. 4	水道の使用及び廃止等の受付、窓口業務、廃止に伴う精算業務を民間業者に委託
22. 10	水道料金等のコンビニエンスストア収納を導入
23. 3～4	東日本大震災(平成23. 3. 11発生)により被災地(石巻市ほか)へ職員派遣
23. 4	口座・入金整理業務を民間業者に委託
25. 3	平原浄水場閉場

年月	事項
平成25年 4月	宮原浄水場新浄・配水施設 稼動 (82,000m ³ /日)
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 10	料金改定実施
26. 10	水道料金の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4～5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
29. 3	5簡易水道事業を廃止し、水道事業に事業統合
30. 1	宮原浄水場管理棟竣工
30. 4	市民給水100周年
30. 7	平成30年7月豪雨災害により長期間に及ぶ断水の発生(最大約7万8千世帯) 柳迫第1ポンプ所流失により断水の発生(川尻地区(約6千世帯)約1か月断水)
31. 4	宮原浄水場及び本庄水源地に指定管理者制度を導入
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	料金改定実施
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)
2. 4	水道料金等のスマートフォン決済アプリによる収納を導入
4. 9	市の施策として基本料金 6か月分の免除を実施(免除分はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金で補填)
5. 9	市の施策として基本料金 6か月分の免除を実施(免除分はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金で補填)
5. 11	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の策定
6. 1	能登半島地震(令和6. 1. 1発生)により被災地(石川県穴水町)へ職員派遣(応急給水)
6. 2	能登半島地震(令和6. 1. 1発生)により被災地(石川県輪島市)へ職員派遣(応急復旧)
6. 2	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の改定(令和6年2月改訂版)
6. 3	戸坂取水場(23,000m ³ /日)の廃止
6. 4	料金改定実施

(2) 工業用水道事業

年月	事項
昭和26年 6月	創設工事着工
29. 3	創設工事竣工 58,000m ³ /日
31. 9	第1期拡張工事着工
32. 3	給水能力 80,000m ³ /日に増強
32. 4	第2期拡張工事着工(二級水源地築造)
33. 3	第1期拡張工事竣工
33. 4	工業用水道事業法公布
33. 5	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地1日最大取水量 30,000m ³)
35. 3	第2期拡張工事竣工 110,000m ³ /日
35. 3	第3期拡張工事着工
37. 3	第3期拡張工事竣工 130,000m ³ /日
37. 4	料金改定実施
37. 6	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地1日最大取水量 50,000m ³ , 旧 30,000m ³)
38. 4	料金改定実施
42. 9～10	渇水による給水制限実施
46. 10	料金改定実施
48. 7	給水制限実施
49. 10	料金改定実施
52. 8	渇水により日新製鋼(株), 東洋パルプ(株)への給水制限実施(2日～31日)
53. 1	日新製鋼(株)給水制限(本庄水源地貯水量低下)
53. 5～9	渇水による給水制限実施
55. 4	料金改定実施
56. 5	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,440,000m ³ /月に削減 (旧 1,800,000m ³ /月)
57. 7	渇水による給水制限実施
57. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用(更新)許可 (二級水源地1日最大取水量 50,000m ³)
59. 4	料金改定実施
59. 4	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 279,000m ³ /月に増量 (旧 260,000m ³ /月)
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地1日最大取水量 30,000m ³)
61. 6	協業組合呉金属工業協進会へ給水開始 (150,000m ³ /月)
61. 10	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,800,000m ³ /月に増量 (旧 1,440,000m ³ /月)
平成元年 4月	料金改定実施(料金に消費税転嫁)
元. 4	東洋パルプ(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
元. 4	給水対象の基本使用水量を 150,000m ³ /月以上から 3,000m ³ /日以上 に変更
	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量 61,500m ³ /日
	日新製鋼(株)呉工場の基本使用水量 50,000m ³ /日
	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量 9,300m ³ /日
	協業組合呉金属工業協進会の基本使用水量 3,500m ³ /日

年月	事項
平成3年 6月	協業組合呉金属工業協進会から二村化学工業(株)広島工場に需要者の地位承継
4. 10	薬物流入等により給水制限実施
5. 10	王子製紙(株)呉工場から新王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
6. 7～10	渇水による給水制限実施
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地1日最大取水量 30,000m ³)
8. 10	新王子製紙(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
9. 4	料金改定実施(料金に消費税率の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
12. 4	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,500m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
14. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所の基本使用水量を 50,000m ³ /日から 43,500m ³ /日へ変更
14. 10	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量を 61,500m ³ /日から 53,500m ³ /日へ変更
14. 10	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 9,300m ³ /日から 8,100m ³ /日へ変更
14. 10	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,000m ³ /日から 2,600m ³ /日へ変更
15. 12	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)について県と 協定書の締結を行う
16. 6	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)を実施
16. 6	中国木材(株)へ給水開始(1,000m ³ /日)
16. 10	二村化学工業(株)がフタムラ化学(株)に商号変更
17. 3	中国木材(株)の基本使用水量を 1,000m ³ /日から 2,000m ³ /日へ変更
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度～平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(3社に給水制限を実施)
24. 10	王子製紙(株)呉工場から王子マテリア(株)呉工場に需要者の地位承継
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 7	ジャパン マリンユナイテッド(株)へ給水開始(2,000m ³ /日)
27. 3	呉市工業用水道事業経営計画(4か年)の策定
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
29. 6	中国木材(株)の基本使用水量を 2,000m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、工業用水が、約1週間送水停止 二級水源地への大量の土砂の流入により機能が停止、送水停止 (令和元年6月復旧)
31. 4	宮原浄水場、二河水源地及び鍋崎配水池に指定管理者制度を導入
31. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所から日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に需要者の地位承継
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
元. 12	呉市工業用水道事業経営計画を改定(令和5年度まで延長)
2. 4	日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所から日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区に需要者の地位 承継
3. 3	三坂地水源地等工業用水道施設(13,000m ³ /日)の廃止
3. 4	王子マテリア(株)呉工場の基本使用水量を 53,500m ³ /日から 44,500m ³ /日へ変更
4. 4	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 43,500m ³ /日から 23,000m ³ /日へ変更
5. 10	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 23,000m ³ /日から 10,900m ³ /日へ変更
5. 12	呉市工業用水道事業経営戦略 2024～2033の策定
6. 1	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 10,900m ³ /日から 8,400m ³ /日へ変更
6. 3	鍋崎配水池(容量4,000m ³)の廃止

(3) 下水道事業

年月	事項
昭和33年 2月	呉市下水道築造計画を策定
33. 3	下水道法に基づき事業認可を受け、下水道整備事業に着手
34. 11	新宮浄化センター事業着手
37. 5	呉市下水道条例制定(昭和37年6月1日施行)
37. 6	第1回供用開始の告示
37. 9	下水道使用料の徴収制度開始
41. 4	二河川ポンプ場供用開始
43. 10	下水道受益者負担金徴収開始
44. 3	呉市水洗便所改造資金貸付条例制定(昭和44年4月1日施行)
44. 4	新宮浄化センター1次処理施設供用開始 熊野団地(熊野町)供用開始(公の施設の区域外設置)
45. 10	新宮浄化センター2次処理施設供用開始
47. 4	広浄化センター事業着手 小倉ポンプ場供用開始
48. 4	広ポンプ場供用開始 名田ポンプ場供用開始 堺川ポンプ場供用開始
49. 3	呉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定(昭和49年3月19日施行)
49. 4	広浄化センター1次処理施設供用開始
50. 3	安浦ポンプ場(雨水)供用開始(旧安浦町)
50. 4	呉市公共下水道事業特別会計となる
51. 4	下水道使用料改定(昭和51年4月1日施行)
51. 11	広浄化センター2次処理施設供用開始
52. 3	芳井田ポンプ場供用開始
55. 4	下水道使用料改定(昭和55年4月1日施行)
56. 2	豊栄ポンプ場供用開始
56. 12	新宮浄化センター第2処理施設事業着手
57. 3	浦尻ポンプ場供用開始(旧安浦町)
57. 4	宮原ポンプ場供用開始
58. 4	下水道使用料改定(昭和58年4月1日施行) 阿賀ポンプ場供用開始
59. 4	串山ポンプ場供用開始
59. 12	旧川尻町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
60. 9	新宮浄化センター第2処理施設供用開始
61. 4	堺川第2ポンプ場供用開始
61. 10	下水道使用料改定(昭和61年10月1日施行)
63. 3	小倉ポンプ場を公共下水道へ編入
63. 4	企業会計移行(財務適用)に伴う条例・規則の公布、金融機関の指定・告示
63. 9	弥生ポンプ場供用開始
平成 元年 4月	下水道使用料改定(平成元年4月1日施行)(維持管理費の全額と資本費(減価償却費, 支払利息)の10%を使用料対象経費に算入) 下水道使用料に消費税を転嫁する
元. 11	天応浄化センター事業着手
2. 4	中央ポンプ場供用開始

年月	事項
平成2年10月	旧安浦町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
3. 3	川尻浄化センター供用開始(旧川尻町)
	川尻ポンプ場供用開始(旧川尻町)
3. 5	横路ポンプ場供用開始
	仁方ポンプ場供用開始
4. 3	公の施設(熊野団地)の廃止
4. 4	下水道使用料改定(平成4年4月1日施行)(資本費の算入率10%→15%へ)
	吉浦ポンプ場供用開始
5. 4	郷原ポンプ場供用開始
6. 4	宮ヶ迫ポンプ場供用開始
	天応浄化センター供用開始
7. 4	下水道使用料改定(平成7年4月1日施行)(資本費の算入率15%→23%へ)
7. 12	旧蒲刈町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
8. 12	旧倉橋町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
9. 2	石内ポンプ場供用開始
9. 3	警固屋ポンプ場供用開始
9. 4	安浦浄化センター供用開始(旧安浦町)
	下水道使用料改定(消費税率の引上げ及び地方消費税の転嫁)
10. 4	下水道使用料改定(平成10年4月1日施行)(資本費の算入率23%→36%へ)
11. 4	小屋浦(坂町)供用開始(公の施設の区域外設置)
11. 7	阿賀豊栄地区雨水貯留施設供用開始
12. 3	二河公園ポンプ場供用開始
13. 4	赤石浄化センター供用開始(旧蒲刈町)
	資本費の算入率36%→38%へ
14. 5	小坪ポンプ場供用開始
14. 10	下水道使用料改定(平成14年10月1日施行)(資本費の算入率38%→50%へ)
15. 4	呉市・下蒲刈町合併
	本浦浄化センター供用開始
15. 11	旧音戸町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
16. 4	呉市・川尻町合併
	安浦ポンプ場(汚水)供用開始
17. 3	呉市・音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町合併
20. 4	集落排水事業を農林水産部から移管
20. 10	下水道使用料改定(平成20年10月1日施行)(資本費の算入率50%→65%へ)
21. 4	新町ポンプ場供用開始
24. 4	音戸北部浄化センター供用開始
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	地方公営企業法の全部適用
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	下水道使用料改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 5	倉橋中央浄化センター供用開始
26. 10	下水道使用料改定実施(平成26年10月1日施行)(資本費の算入率65%→70%へ)
26. 10	下水道使用料の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4～5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、甚大な被害を受ける

年月	事項
令和元年10月	下水道使用料改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	下水道使用料改定実施(資本費の算入率70%→75%へ)
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)
3. 3	南隠渡ポンプ場供用開始
5. 11	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の策定
6. 2	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の改定(令和6年2月改訂版)
6. 4	下水道使用料改定実施(令和6年4月1日施行)(資本費の算入率75%) 市長事務部局から運営を引き継いだ集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、下水道事業との会計統合を実施

4 料金・使用料等の変遷

(1) 水道料金

ア 改定年度と料金の変遷

(単位:円, 消費税抜き)

一般用													
メータの口径		13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	40mm		
改定年度		H26			R2			R6			H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		1,040	1,080	1,120	1,140	1,180	1,230	1,140	1,260	1,330	4,600	5,040	5,400
従量料金	1㎡を超え 10㎡まで	20			22			46			160	175	199
	10㎡を超え 20㎡まで	220			241			225			220	241	225
	20㎡を超え 30㎡まで	250			274			293			250	274	293
	30㎡を超え 50㎡まで	260			285			304			260	285	304
	50㎡を超え100㎡まで	275			300			319			275	300	319
	100㎡を超え500㎡まで	280			306			324			280	306	324
	500㎡を超える部分	285			312			330			285	312	330

一般用													
メータの口径		50mm			75mm			100mm			150mm		
改定年度		H26	R2	R6	H26	R2	R6	H26	R2	R6	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		15,000	16,400	17,600	34,500	37,800	40,300	67,000	73,400	78,300	178,600	195,500	208,400
従量料金	1㎡を超え 10㎡まで	※ 1	※ 1	※ 1	※ 2	※ 2	※ 2	※ 3	※ 3	※ 3	※ 4	※ 4	※ 4
	10㎡を超え 20㎡まで												
	20㎡を超え 30㎡まで												
	30㎡を超え 50㎡まで												
	50㎡を超え100㎡まで												
	100㎡を超え500㎡まで												
	500㎡を超える部分												

一般用				
メータの口径		200mm以上		
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		349,400	382,500	407,700
従量料金	1㎥を超え 10㎥まで	※ 5	※ 5	※ 5
	10㎥を超え 20㎥まで			
	20㎥を超え 30㎥まで			
	30㎥を超え 50㎥まで			
	50㎥を超え100㎥まで			
	100㎥を超え500㎥まで			
	500㎥を超える部分			

★平成26年度・令和2年度・令和6年度料金改定後のメータ口径50mm～200mm以上の従量料金(※1～※5)は、メータ口径40mmの従量料金と同じ。

一般公衆浴場用				
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		6,000	6,000	6,000
料 金 従 量	1㎥を超え 50㎥まで	－	69	69
	50㎥を超える部分	69		

臨時用				
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		5,640	6,170	6,570
料 金 従 量	1㎥を超え 10㎥まで	40	43	67
	10㎥を超える部分	580	634	675

夜間給水				
改定年度		H26	R2	R6
料 従 金 量	8,000㎡まで	220	240	255
	8,000㎡を超える部分	285	312	330

イ 水道料金の改定推移

施行月日	内容	
大正6年12月5日	水道料金の徴収制度開始	
昭和17年5月18日	水道料金改定	
昭和21年4月1日	水道料金改定	
昭和22年4月1日	水道料金改定	量水器設備設置までの定額栓新設
昭和22年9月1日	水道料金改定	
昭和23年7月1日	水道料金改定	用途に工業用料金を新設
昭和23年10月1日	水道料金改定	
昭和25年8月1日	水道料金改定	第5種を臨時用と船舶給水用に分割
昭和26年4月1日	水道料金改定	
昭和32年6月1日	平均改定率13.0%	工業用を原水と浄水に分割
昭和35年4月1日	平均改定率18.8%	量水器設備設置までの定額栓廃止
昭和38年4月1日	平均改定率43.0%	工業用(原水)を廃止
昭和39年2月1日	水道料金改定	船舶給水用(運搬給水)のみ料金改定
昭和41年4月1日	平均改定率39.1%	工業用の廃止, プール用及び夜間給水の新設
昭和46年10月1日	平均改定率40.3%	
昭和49年10月1日	平均改定率65.8%	
昭和52年2月1日	平均改定率25.3%	共用の廃止
昭和55年4月1日	平均改定率26.3%	船舶用の廃止
昭和59年4月1日	平均改定率34.9%	
昭和63年4月1日	平均改定率19.8%	一般用の用途別料金体系から口径別料金体系に変更
平成元年4月1日	水道料金改定	消費税の導入(3%)
平成5年4月1日	平均改定率19.5%	
平成9年4月1日	平均改定率14.2%	消費税率引上げ及び地方消費税導入を含む(3%→5%)
平成26年4月1日	水道料金改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率10.7%	基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	水道料金改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.5%	
令和6年4月1日	平均改定率6.6%	

(2) 分担金(水道)

改定年度と分担金の変遷

(単位:円, 税抜き)

区分	改定期			
	昭和45年4月1日	昭和49年10月1日	昭和55年4月1日	昭和59年4月1日
13mm	10,000	30,000	50,000	50,000
20mm	20,000	60,000	100,000	120,000
25mm	30,000	90,000	150,000	180,000
40mm	100,000	300,000	500,000	600,000
50mm	180,000	540,000	900,000	1,080,000
75mm	500,000	1,500,000	2,500,000	3,000,000
100mm	1,000,000	3,000,000	5,000,000	6,000,000
150mm	2,700,000	8,100,000	13,500,000	16,200,000
200mm以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

(3) 工業用水道料金

改定年度と工業用水道料金の変遷

(単位:円, 税抜き)

区分	改定期						
	昭和37年 4月1日	昭和38年 4月1日	昭和46年 10月1日	昭和49年 10月1日	昭和55年 4月1日	昭和59年 4月1日	平成元年 4月1日
基本料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	1m ³ につき 13円80銭
特定料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	-
超過料率	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 6円	1m ³ につき 8円	1m ³ につき 15円	1m ³ につき 19円60銭	1m ³ につき 24円40銭	1m ³ につき 24円40銭
改定率	-	15.9%	23.8%	71.7%	30.6%	24.3%	-

(4) 下水道使用料

ア 改定年度と使用料の変遷

市の区域内

(単位:円, 税抜き)

一般用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		220	320	450	600	700	810	875	975	1,070	1,180	1,180
従量料金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	15	17	37
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	33	160			
	10㎥を超え 20㎥まで	35	45	65	90	105	120	140	160	200	219	214
	20㎥を超え 30㎥まで	40	50	70	100	120	145	171	200	220	241	260
	30㎥を超え 50㎥まで	50	60	80	110	130	160	189	235	260	285	303
	50㎥を超え 100㎥まで	55	65	85	120	145	180	213	255	290	318	336
	100㎥を超え 200㎥まで	65	75	95	130	155	190	224	270	310	340	358
	200㎥を超え 500㎥まで	70	80	100	140	170	210	248	280			
	500㎥を超え1,000㎥まで	80	90	110	155	190	235	277	290	330	361	379
	1,000㎥を超える部分	90	100	120	165	200	245	288	300			

一般公衆浴場用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,180	1,180
料従 金量	1㎥につき	22	32	45	60	70	81	94	94	94	94	94

市の区域外

(単位:円, 税抜き)

一般用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		330	480	680	900	1,050	1,210	1,313	1,462	1,605	1,770	1,770
従量料金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	22	26	56
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	50	240			
	10㎥を超え 20㎥まで	55	70	100	135	160	180	210	240	300	329	321
	20㎥を超え 30㎥まで	60	75	105	150	180	220	257	300	330	362	390
	30㎥を超え 50㎥まで	75	90	120	165	195	240	284	352	390	428	455
	50㎥を超え 100㎥まで	85	100	130	180	220	270	320	382	435	477	504
	100㎥を超え 200㎥まで	100	115	145	195	235	285	336	405	465	510	537
	200㎥を超え 500㎥まで	110	125	155	210	255	315	372	420			
	500㎥を超え1,000㎥まで	120	135	165	230	285	350	416	435	495	542	569
	1,000㎥を超える部分	135	150	180	245	300	370	432	450			

イ 下水道使用料の改定推移

施行月日	内容	
昭和37年9月1日	下水道使用料の徴収制度開始(特別会計)	
昭和51年4月1日	下水道使用料改定	
昭和55年4月1日	下水道使用料改定	
昭和58年4月1日	下水道使用料改定	
昭和61年10月1日	下水道使用料改定	
平成元年4月1日	平均改定率33.5%	資本費算入率10% 企業会計へ移行, 消費税の導入(3%)
平成4年4月1日	平均改定率37.7%	資本費算入率15%
平成7年4月1日	平均改定率18.8%	資本費算入率23%
平成9年4月1日	下水道使用料改定	消費税率引上げ及び地方消費税導入(3%→5%)
平成10年4月1日	平均改定率18.9%	資本費算入率36%
平成13年4月1日	-	資本費算入率38%
平成14年10月1日	平均改定率16.5%	資本費算入率50%
平成20年10月1日	平均改定率18.0%	資本費算入率65%
平成26年4月1日	下水道使用料改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率9.8%	資本費算入率70% 基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	下水道使用料改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.9%	資本費算入率75%
令和6年4月1日	平均改定率6.2%	資本費算入率75%

5 その他

(1) 維持管理区分

ア 給水装置の維持管理区分

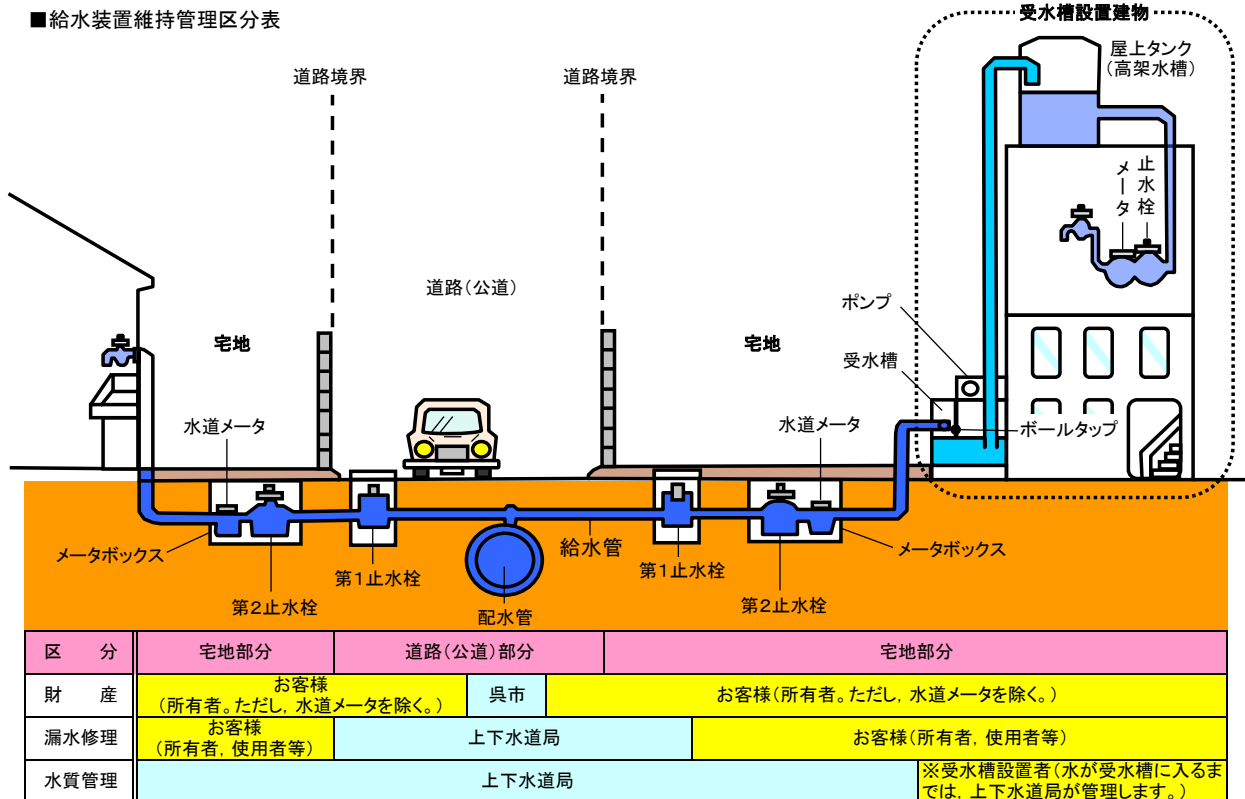
道路（公道）下を通っている配水管は、呉市の財産であるため、維持管理は上下水道局で行います。
配水管から分岐して、各ご家庭に水を配る管のことを給水管といいます。この給水管と止水栓、メータボックス、じゃ口などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼び、水道メータを除いた全てが、お客様（所有者）の財産となります。
給水装置は、お客様（所有者）の維持管理区分となりますが、次の場合は、上下水道局で修理を行います。

- 1 道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水
- 2 第一止水栓がお客様の宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水

上記以外の給水装置の修理は、水道メータを除いて、全てお客様の財産であるため、お客様自身のご負担で修理をお願いしております。

なお、漏水修理をする場合（簡単なじゃ口のパッキン交換など軽微なものの以外の修理）は、呉市指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。

■給水装置維持管理区分表

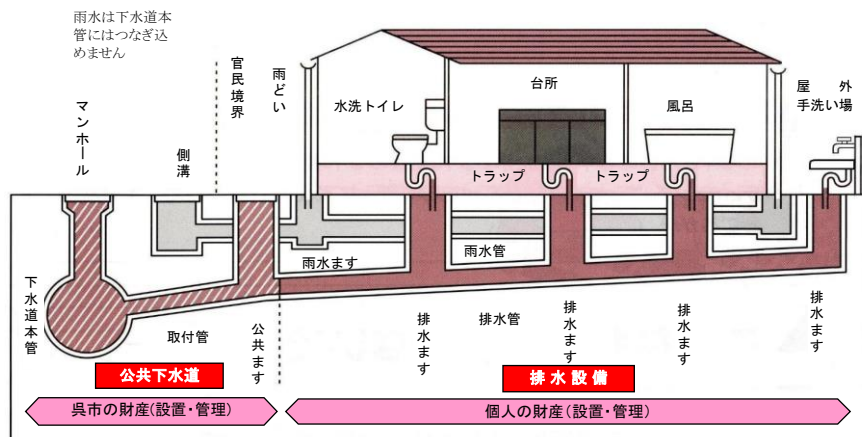


イ 下水道管渠の維持管理

公共下水道の処理区域内の小口径管渠については、管内調査を行い、定期的に清掃を実施しており、大口径管渠については、必要箇所ごとに随時しゅんせつを行っています。

また、公共ますの清掃・インポート補修、マンホールの嵩上げ・嵩下げ・蓋の取替え及び取付管の取替え等は、道路改良工事に併せて、又は市民からの通報等により、随時実施しています。

■排水設備維持管理区分表



- (注) 1 呉市の公共下水道は、一部の合流地区（中央地区平地部）を除き、雨水と汚水を別々に流す分流式という仕組みになっています。
- 2 公共ますは、図のように宅地内に設置する場合と、道路などに設置する場合があります。

(2) 上下水道財政のしくみ

ア 水道事業

水道事業は、地方公営企業法の定めにより、公営企業会計で経営を行っています。
経営に要する費用は、原則として税金は使われず、お客様からの水道料金によって賄われ、「独立採算制」で運営しています。

★ 財源内訳

収益的収入

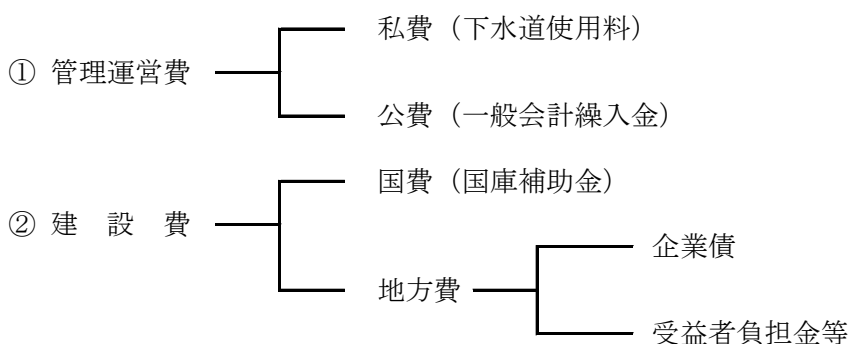
水道料金 (約90%)	その他 (約10%)
----------------	---------------

*その他（広島県水道広域連合企業団施設の管理受託料、分担金その他）

イ 下水道事業

下水道事業は、公営企業会計で行うかどうかは、事業体の任意とされていますが、呉市では昭和63年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計で経営を行っています（地方公営企業法の一部適用）。また、上下水道の組織統合に伴い、平成25年4月1日から、地方公営企業法の規定を全部適用しています。

下水道事業の管理運営費及び建設費の財源の主なものは、次のとおりです。



★ 財源内訳

① 管理運営費

～公費・私費（使用料）負担区分～

（令和7年3月31日現在）

費用区分	汚水分		雨水分
維持管理費	私費100%		公費100%
資本費（減価償却費，支払利息）	私費 75%	公費25%	

（注） の部分は、汚水処理費のうち使用料で賄う範囲を示す。

② 建設費

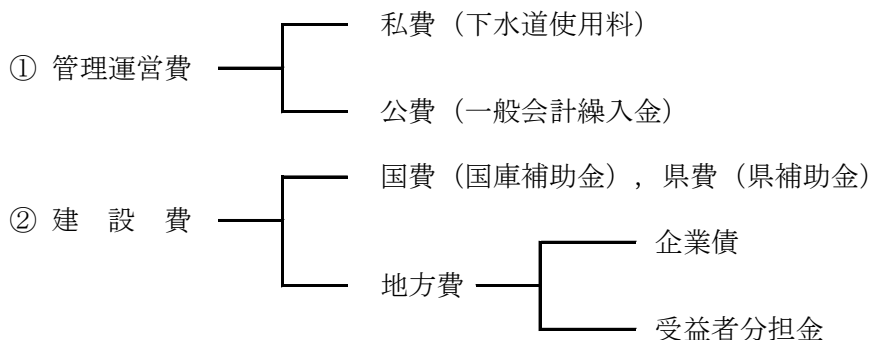
（令和7年3月31日現在）

区分			国費(交付金)	地方費	
				企業債	受益者負担金等
下水道	管渠等	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	
	終末処理施設	補助事業	1/2	1/2	
		補助事業	5.5/10	4.5/10	
		単独事業	—	10/10	

（注）平成18年度から下水道事業債の充当率が100%となったため、地方費のうち受益者負担金等の特定財源を除いた額について、企業債を充当する。

ウ 集落排水事業

集落排水事業は、令和6年3月31日まで一般会計の特別会計で運営を行っていましたが、令和6年4月1日から公共下水道事業と会計統合して地方公営企業法の全部を適用し、企業会計で経営を行っています。集落排水事業の管理運営費及び建設費の財源の主なものは、次のとおりです。



★ 財源内訳

① 管理運営費

～公費・私費（使用料）負担区分～

（令和7年3月31日現在）

費用区分	汚水分	
維持管理費	私費	公費（不足分）
資本費（減価償却費，支払利息）	公費	

- （注）1 の部分は、汚水処理費のうち使用料で賄う範囲を示す。
 2 維持管理費は、基本的に私費100%であるが、不足分を公費で賄っている。

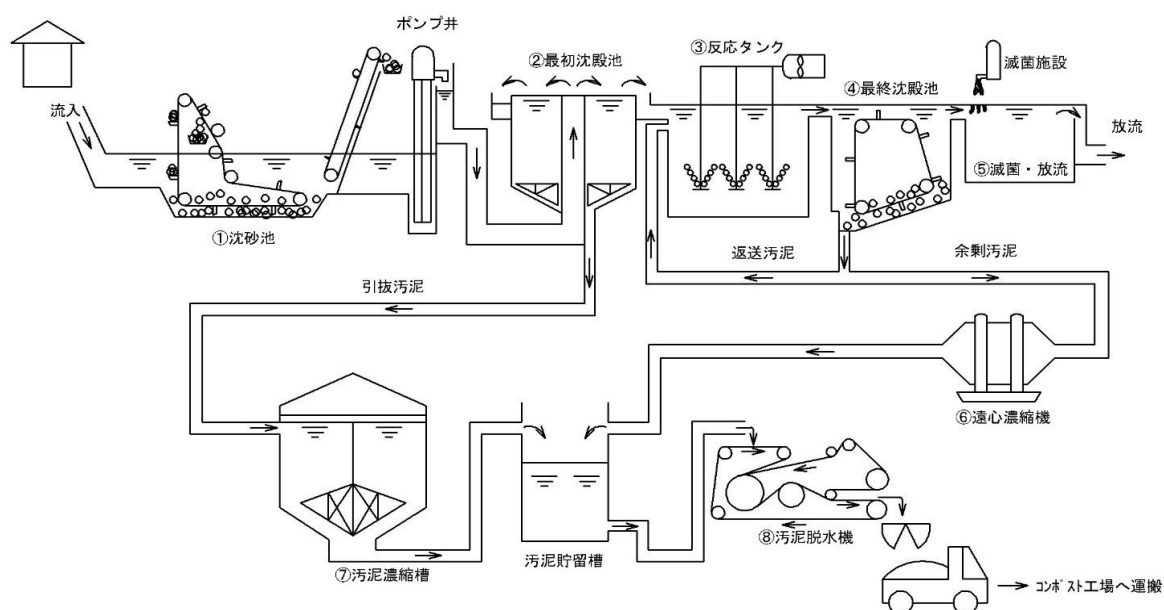
② 建設費

（令和7年3月31日現在）

区分			国費(交付金)	地方費	
				企業債	受益者分担金
集落排水	管渠等	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	
	終末処理施設	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	

- （注）1 事業内容（新設又は更新）により、県費が1/100～15/100加算される場合がある。
 2 平成18年度から下水道事業債の充当率が100%となったため、地方費のうち受益者負担金等の特定財源を除いた額について、企業債を充当する。

(3) 下水処理フロー



- ① 沈砂池 : 浄化センターに入ってきた下水中の砂や、大きなごみを取り除きます。
- ② 最初沈殿池 : 下水をゆっくり流し、沈砂池で取り除けなかった比較的沈殿しやすい砂やごみを取り除きます。
- ③ 反応タンク : 下水と微生物（活性汚泥）と微生物の活動に必要な空気（酸素）を混ぜ合わせると、微生物が下水中の汚れを食べて水はきれいになります。また、食べることで、微生物は増殖し、大きな塊になります。
- ④ 最終沈殿池 : 反応タンクでできた微生物の塊を沈殿させ、きれいな上澄みだけを滅菌池へ送ります。
- ⑤ 滅菌池・放流 : 最終沈殿池から送られてきた水は、次亜塩素酸ナトリウムなどで消毒した後、海へ流します。
- ⑥ 遠心濃縮機 : 余剰汚泥を、遠心力を使って濃縮する装置です。
- ⑦ 汚泥濃縮槽 : 最初沈殿池からの引抜汚泥を沈殿させ、濃縮して脱水しやすくします。
- ⑧ 汚泥脱水機 : 汚泥中の水分を取り除き、固形物を脱水ケーキとして取り出します。

令和6年度 事業概要

(水道/工業用水道/下水道/集落排水)

発行年月: 令和7年9月

発行 呉市上下水道局 経営総務部 経営企画課

〒737-0051 広島県呉市中央6丁目2番9号

TEL(0823)26-1604 FAX(0823)26-1656

電子メール: suikeiki@city.kure.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/>